
大学・短期大学法人 役員報酬等に関する調査研究報告書

調査期間

2020年9月～2021年9月

《 目 次 》

I 基本データ編

調査 1	各法人の役員基本データ（寄附行為より）	1
1-1	対象法人の規模	1
1-2	理事の数	1
1-3	監事の数	2
調査 2	寄附行為における役員報酬に関する規定	3
2-1	寄付行為における役員報酬規定の有無	3
2-2	規定の記載内容	3
調査 3	役員報酬規程・退職金規程等の有無	5
調査 4	役員報酬規程の役員の区分の仕方	6
調査 5 以下の調査方法の原則		7

II 報酬（月額・年額・日当）編

調査 5	理事長報酬の有無・基準・金額	8
5-1	報酬区分の有無	8
5-2	支給基準	9
5-3	「常勤理事長」報酬の詳細	11
	a（賞与あり）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b（賞与なし又は年俸制）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
5-4	「常勤・非常勤の区別の記載がない理事長」報酬の詳細	19
	a（賞与あり）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b（賞与なし又は年俸制）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
5-5	「職員兼務理事長」報酬の詳細	26
	a（賞与あり）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b（賞与なし又は年俸制）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
5-6	「非常勤理事長」報酬の詳細	32
	a（賞与あり）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b（賞与なし又は年俸制）報酬の支給基準と報酬額の詳細	
5-7	日当	36

調査 6	副理事長報酬の有無・基準・金額	37
6-1	報酬区分の有無	37
6-2	報酬の詳細	37
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
6-3	日当	43
調査 7	1号理事(学長・校長・園長)報酬の有無・基準・金額	44
7-1	報酬区分の有無	44
7-2	報酬の詳細	44
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
7-3	日当	50
調査 8	常務・専務理事報酬の有無・基準・金額	51
8-1	報酬区分の有無	51
8-2	報酬の詳細	51
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
8-3	日当	58
調査 9	職員兼務理事報酬の有無・基準・金額	59
9-1	報酬区分の有無	59
9-2	報酬の詳細	59
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
9-3	日当	67
調査 10	その他の常勤理事報酬の有無・基準・金額	68
10-1	報酬区分の有無	68
10-2	報酬の詳細	68
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
10-3	日当	75
調査 11	常勤理事報酬の有無・基準・金額	76
11-1	報酬区分の有無	76
11-2	報酬の詳細	76
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
11-3	日当	78

調査 12	非常勤理事報酬の有無・基準・金額 ……………	79
12-1	報酬区分の有無……………	79
12-2	報酬の詳細……………	49
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
12-3	日当……………	85
調査 13	理事(区分なし) 報酬の有無・基準・金額 ……………	88
13-1	報酬区分の有無……………	88
13-2	報酬の詳細……………	88
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
13-3	日当……………	93
調査 14	常勤監事報酬の有無・基準・金額 ……………	94
14-1	報酬区分の有無……………	94
14-2	報酬の詳細……………	94
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
14-3	日当……………	101
調査 15	非常勤監事報酬の有無・基準・金額 ……………	102
15-1	報酬区分の有無……………	102
15-2	報酬の詳細……………	102
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
15-3	日当……………	107
調査 16	監事(常勤・非常勤の区分なし) 報酬の有無・基準・金額 ……………	111
16-1	報酬区分の有無……………	111
16-2	報酬の詳細……………	111
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
16-3	日当……………	116
調査 17	常勤役員報酬の有無・基準・金額 ……………	118
17-1	報酬区分の有無……………	118
17-2	報酬の詳細……………	118
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
17-3	日当……………	123

調査 18	非常勤役員報酬の有無・基準・金額 ……………	124
18-1	報酬区分の有無……………	124
18-2	報酬の詳細……………	124
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
18-3	日当……………	128
調査 19	役員(区分なし)報酬の有無・基準・金額 ……………	130
19-1	報酬区分の有無……………	130
19-2	報酬の詳細……………	130
	a (賞与あり) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
	b (賞与なし又は年俸制) 報酬の支給基準と報酬額の詳細	
19-3	日当……………	134

III 賞与編

調査 20	賞与規定の有無・区分の仕方・金額 ……………	135
20-1	賞与規定の有無……………	135
20-2	役員区分の仕方……………	135
調査 21	理事長賞与の有無・基準・金額 ……………	136
21-1	賞与区分の有無……………	136
21-2	支給基準……………	136
21-3	支給金額……………	137
調査 22	副理事長賞与の有無・基準・金額 ……………	139
22-1	賞与区分の有無……………	139
22-2	支給基準……………	139
22-3	支給金額……………	140
調査 23	1号理事(学長・校長・園長)賞与の有無・基準・金額 ……………	141
23-1	賞与区分の有無……………	141
23-2	支給基準……………	141
23-3	支給金額……………	142
調査 24	常務・専務理事賞与の有無・基準・金額 ……………	143
24-1	賞与区分の有無……………	143
24-2	支給基準……………	143
24-3	支給金額……………	144

調査 25	職員兼務理事賞与の有無・基準・金額	145
25-1	賞与区分の有無	145
25-2	支給基準	145
25-3	支給金額	146
調査 26	その他の常勤理事賞与の有無・基準・金額	147
26-1	賞与区分の有無	147
26-2	支給基準	147
26-3	支給金額	148
調査 27	常勤理事賞与の有無・基準・金額	149
27-1	賞与区分の有無	149
27-2	支給基準	149
27-3	支給金額	150
調査 28	非常勤理事賞与の有無・基準・金額	151
28-1	賞与区分の有無	151
28-2	支給基準	151
28-3	支給金額	152
調査 29	理事（区分なし）賞与の有無・基準・金額	153
29-1	賞与区分の有無	153
29-2	支給基準	153
29-3	支給金額	154
調査 30	常勤監事賞与の有無・基準・金額	155
30-1	賞与区分の有無	155
30-2	支給基準	155
30-3	支給金額	156
調査 31	非常勤監事賞与の有無・基準・金額	157
31-1	賞与区分の有無	157
31-2	支給基準	157
31-3	支給金額	158
調査 32	監事（常勤・非常勤の区分なし）賞与の有無・基準・金額	159
32-1	賞与区分の有無	159
32-2	支給基準	159
32-3	支給金額	160
調査 33	常勤役員賞与の有無・基準・金額	161
33-1	賞与区分の有無	161
33-2	支給基準	161
33-3	支給金額	162

調査 34	非常勤役員賞与の有無・基準・金額 ……………	163
34-1	賞与区分の有無……………	163
34-2	支給基準……………	163
34-3	支給金額……………	164
調査 35	役員（区分なし）賞与の有無・基準・金額 ……………	165
35-1	賞与区分の有無……………	165
35-2	支給基準……………	165
35-3	支給金額……………	166

IV 退任慰労金編

調査 36	役員退任慰労金規定の有無・区分の仕方・金額 ……………	167
36-1	役員退任慰労金規定の有無……………	167
36-2	役員の区分の仕方……………	167
調査 37	理事長退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	168
37-1	退任慰労金区分の有無……………	168
37-2	支給基準……………	168
37-3	支給金額……………	169
	a 「金額の上限あり」の詳細	
	b 「金額の上限なし」の詳細	
	c 「定額」の詳細	
	d 「公務員、退職金財団等の規程による」の詳細	
	e 「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	
調査 38	副理事長退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	175
38-1	退任慰労金区分の有無……………	175
38-2	退任慰労金の支給基準……………	175
38-3	退任慰労金の支給金額……………	176
	a 「金額の上限あり」の詳細	
	b 「金額の上限なし」の詳細	
	c 「公務員、退職金財団等の規程による」の詳細	
調査 39	1号理事（学長・校長・園長）退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	179
39-1	退任慰労金区分の有無……………	179
39-2	支給基準……………	179
39-3	支給金額……………	180
	a 「金額の上限あり」の詳細	
	b 「金額の上限なし」の詳細	
	c 「定額」の詳細	

調査 40	常務・専務理事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	183
40-1	退任慰労金区分の有無……………	183
40-2	支給基準……………	183
40-3	支給金額……………	184
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「定額」の詳細	
	d「公務員、退職金財団等の規程による」の詳細	
	e「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	
調査 41	職員兼務理事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	188
41-1	退任慰労金区分の有無……………	188
41-2	支給基準……………	188
41-3	支給金額……………	189
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
調査 42	その他の常勤理事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	193
42-1	退任慰労金区分の有無……………	193
42-2	支給基準……………	193
42-3	支給金額……………	194
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「公務員、退職金財団等の規程による」のうち、特記事項	
	d「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	
調査 43	常勤理事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	197
43-1	退任慰労金区分の有無……………	197
43-2	支給基準……………	197
43-3	支給金額……………	198
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	
調査 44	非常勤理事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	201
44-1	退任慰労金区分の有無……………	201
44-2	支給基準……………	201
44-3	支給金額……………	202
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	

調査 45	理事（区分なし）退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	205
45-1	退任慰労金区分の有無……………	205
45-2	支給基準……………	205
45-3	支給金額……………	206
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
調査 46	常勤監事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	209
46-1	退任慰労金区分の有無……………	209
46-2	支給基準……………	209
46-3	支給金額……………	210
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
調査 47	非常勤監事退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	213
47-1	退任慰労金区分の有無……………	213
47-2	支給基準……………	213
47-3	支給金額……………	214
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
調査 48	監事（常勤・非常勤の区分なし）退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	216
48-1	退任慰労金区分の有無……………	216
48-2	支給基準……………	216
48-3	支給金額……………	217
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
調査 49	常勤役員退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	220
49-1	退任慰労金区分の有無……………	220
49-2	支給基準……………	220
49-3	支給金額……………	221
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「定額」の詳細	
	d「公務員、退職金財団等の規程による」のうち、特記事項	
	e「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	

調査 50	非常勤役員退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	226
50-1	退任慰労金区分の有無……………	226
50-2	支給基準……………	226
50-3	支給金額……………	227
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「定額」の詳細	
調査 51	役員（区分なし）退任慰労金の有無・基準・金額 ……………	230
51-1	退任慰労金区分の有無……………	230
51-2	支給基準……………	230
51-3	支給金額……………	231
	a「金額の上限あり」の詳細	
	b「金額の上限なし」の詳細	
	c「公務員、退職金財団等の規程による」の詳細	
	d「職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項	

■ 調査概要 ■

1 調査目的

学校法人の役員の構成と報酬に関する調査を行うことで、学校法人の適切な管理運営のための参考資料となることを目的とする。

2 調査対象

全国の大学法人・短期大学法人（657 法人）

2021 年 9 月末日時点での役員報酬規程の公開状況

		大学	短大	合計
1	役員報酬規程をホームページ上で公表している法人	542	86	628
2	役員報酬規程がホームページ上で確認できなかった法人	11	12	23
3	寄附行為やホームページに「報酬は支給しない」と明記されており、別途役員報酬規程が確認できなかった法人	5	1	6
	合 計	558	99	657

※「2」については本調査の対象外とする。

3 調査期間

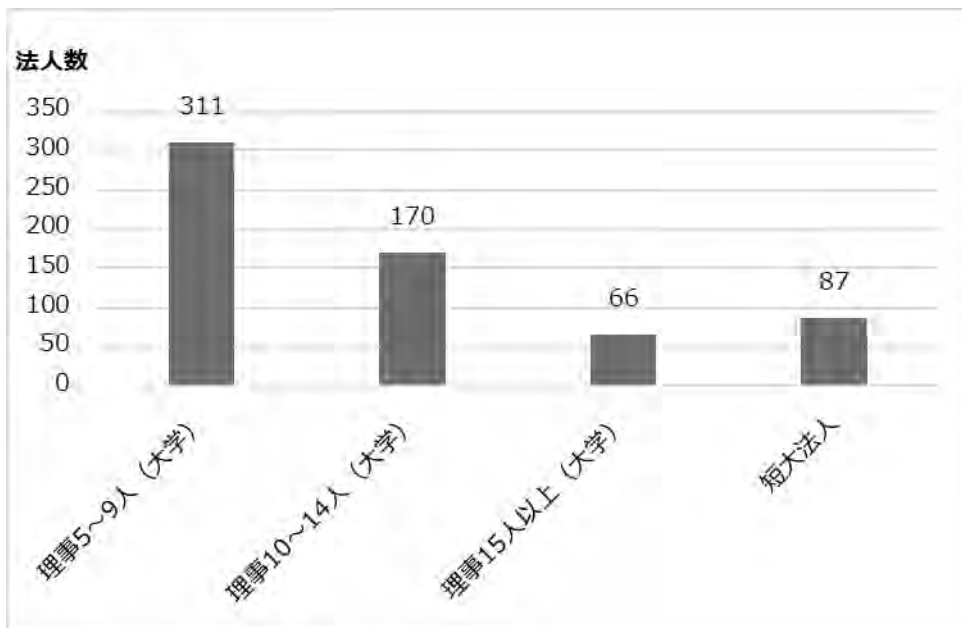
2020 年 9 月～2021 年 9 月

I 基本データ編

調査1 各法人の役員基本データ（寄附行為より）

※相対数の場合は最少の人数を、上限のみ記載の場合は上限の人数で記載。

1-1 対象法人の規模



1-2 理事の数

No.	理事の数	大学	短大	合計
1	5人	51	18	69
2	6人	51	8	59
3	7人	74	27	101
4	8人	65	8	73
5	9人	71	14	85
6	10人	53	6	59
7	11人	39	4	43
8	12人	30	1	31

9	13人	34	1	35
10	14人	12	0	12
11	15人	25	0	25
12	16人	13	0	13
13	17人	6	0	6
14	18人	7	0	7
15	19人	2	0	2
16	20人	2	0	2
17	22人	3	0	3
18	24人	1	0	1
19	25人	1	0	1
20	27人	1	0	1
21	31人	1	0	1
22	36人	2	0	2
23	43人	1	0	1
24	12人以内（上限のみ記載あり）	1	0	1
25	39人以内（上限のみ記載あり）	1	0	1
	合 計	547	87	634

1-3 監事の数

No.	監事の数	大学	短大	合計
ア	2人	503	85	588
イ	3人	38	2	40
ウ	4人	6	0	6
	合 計	547	87	634

上記のうち、寄附行為や報酬規程の本文、俸給表から常勤監事がいる可能性があるとして読み取れる法人数

No.	常勤監事	大学	短大	合計
1	監事の数2人のうち、常勤がいる可能性あり	162	18	180
2	監事の数3人のうち、常勤がいる可能性あり	20	2	22
3	監事の数4人のうち、常勤がいる可能性あり	2		2
	合 計	184	20	204

調査 2

寄附行為における役員報酬に関する規定

■ 寄附行為作成例(38条)

「役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」

2-1 寄附行為における役員報酬規定の有無

No.	役員報酬に関する規定	大学	短大	合計
ア	規定あり	530	84	614
イ	規定なし	17	3	20
	合 計	547	87	634

2-2 規定の記載内容

No.	記載内容	大学	短大	合計
1	作成例どおり（「別に定める」等、報酬基準に従って支給すると記載されている）	503	80	583
2	地位についてのみ支給せず	8	0	8
3	「支給しない」	4	1	5
4	「1」＋「2」	5	1	6
5	「1」＋「2」＋「要した費用を弁償する」	3	1	4
6	その他	7	1	8
	合 計	530	84	614

「No.6 その他」の内訳

その他の内訳	法人
<p>この法人の役員に対する報酬等は、別に定める。</p> <p>2 前項の報酬等は、この法人の経営状況、職員の給与及びその他の事情を考慮して定めるものとする。</p>	大
<p>学園は、役員に対して支給する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当。）は、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業者の給与、学園の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないような支給基準を定めなければならない。</p> <p>2 学園は、前項により定められた報酬等の支給基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならない。</p>	大 (2件)
<p>理事長、常任理事、および常勤となる監事は有給とする。報酬等の支給の基準は別に定める。</p> <p>2 その他理事、監事および評議員は名誉職とする。ただしその職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。</p>	大
<p>この法人は、役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 職員が役員を兼ねるときは、当該役員に係る役員としての報酬は支給しない。</p>	大
<p>理事会の議決を経て、別に定める。</p>	大
<p>役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p>	大
<p>役員は、その地位について報酬を受けることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>3 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。旅費・日当等弁償額については、別の規程で定める。</p> <p>4 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。</p>	短

調査 3**役員報酬規程・退職金規程等の有無****3 役員報酬規程・退職金規程等の有無**

No.	役員報酬規程・退職金規程等	大学	短大	合計
ア	規程あり（支給あり）	537	84	621
イ	規程あり（「支給しない」と定めた規程あり）	5	2	7
ウ	規程なし （寄附行為に「支給なし」との定めがあり、 規程自体がない）	5	1	6
	合 計	547	87	634

※アは、一部の理事のみに支給の場合や、「支給することができる」とあるのみのものも含む。

※ **調査 4～調査 51** は、「ア」についての調査となる。

調査 4

役員報酬規程の役員の区分の仕方

4 役員区分の仕方 (3 - 「ア 規程あり」の法人が調査対象)

No.	役員区分	大学	短大	合計
1	常勤役員、非常勤役員*	27	7	34
2	理事長、理事、監事	21	4	25
3	理事長、常務・専務、職員兼務理事、常勤理事、常勤監事、非常勤役員*	19	1	20
4	職員兼務理事、常勤役員、非常勤役員*	14	5	19
5	理事長、職員兼務理事、非常勤役員*	14	5	19
6	理事長、常務・専務、職員兼務理事、非常勤理事、非常勤監事	17	1	18
7	理事長、常勤理事、常勤監事、非常勤役員*	11	6	17
8	理事長、常勤役員、非常勤役員*	11	4	15
9	役員	13	1	14
10	理事長、常務・専務、常勤理事、非常勤理事、常勤監事、非常勤監事	12	0	12
11	職員兼務理事、理事、監事	11	1	12
12	理事長、常勤理事、非常勤役員*	9	2	11
13	理事長、職員兼務理事、常勤理事、常勤監事、非常勤役員*	9	2	11
14	理事長、常務・専務、職員兼務理事、常勤監事、非常勤役員*	11	0	11
15	職員兼務理事、その他の役員	9	1	10
16	理事長、副理事長、常務・専務、職員兼務理事、常勤理事、常勤監事、非常勤役員*	8	1	9
17	理事長、常務・専務、職員兼務理事、理事、監事	6	2	8
18	理事長、職員兼務理事、理事、監事	6	2	8
19	理事長、職員兼務理事、常勤理事、非常勤役員*	7	1	8
20	理事長、副理事長、常勤理事、非常勤役員*	8	0	8
21	理事長、副理事長、職員兼務理事、常勤理事、常勤監事、非常勤役員*	7	0	7
22	理事長、職員兼務理事、常勤理事、非常勤理事、監事	5	2	7
23	理事長、学長、常務・専務、職員兼務理事、非常勤役員*	7	0	7
24	理事長、常勤理事、非常勤理事、監事	7	0	7
25	理事長、常務・専務、理事、監事	4	2	6
26	職員兼務理事、常勤理事、常勤監事、非常勤理事、非常勤監事	6	0	6
27	理事長、常務・専務、常勤理事、非常勤役員*	6	0	6
28	理事、監事	4	1	5
29	理事長	2	1	3
30	職員兼務理事、常勤理事、非常勤理事、監事	2	1	3
31	その他	244	31	275
	合計	537	84	621

*の「非常勤役員」には、「非常勤理事」「非常勤監事」を分けて表記している法人を含む。

調査 5 以下の調査方法の原則

【役員区分】

- ・役員区分については、報酬規程の（定義）の条文ではなく、報酬は報酬部分、賞与は賞与部分の条文や俸給表に記載されている区分で調査。ただし、（定義）や寄附行為でしか区分が確認できない場合は定義、寄附行為を参照する。
- ・常勤理事＝理事長、理事＝職員兼務などのように、1対1になっている場合は、理事長、職員兼務理事として調査する。
- ・報酬の条に区分がある役職が、賞与や退任慰労金の条には区分がない場合、賞与、退任慰労金の規定では「区分なし」となる。
- ・定義の条等で詳細に区分されていても、「役員」や「常勤理事」など、複数の役職で共通の俸給表を使用し、上限が同額の場合は、「役員」や「常勤理事」として調査。各役員調査では「区分なし」となる（賞与・退任慰労金で計算式や金額が同一の場合も同様）。ただし、俸給表は同じでも手当額が異なる場合や、常勤役員は同じでも非常勤の場合の定義が別にある場合はそれぞれに区分する）。
- ・「理事長」「副理事長」「常務（専務）」「学長」は、職員と兼務である又は非常勤であることが明らかな場合も、「職員兼務」「非常勤理事」ではなく、それぞれの役職で調査。
- ・同一法人内に「常勤理事（監事）」と「理事（監事）」がある場合 ⇒ 「理事（監事）」は非常勤とする。
- ・「常任」は「常勤」と読み替える。ただし、非常勤の常任理事など、区別が明記されている場合は、それぞれに当てはめる。

【報酬等支給額】

- ・基本的な報酬等について調査する（「特に理事長が認めた場合加算」、「兼務の場合は加算あり」、「特別な功労があった場合加算」、「業務を執行した場合加算」、「加算することができる」、等のただし書きなど、条件付きの規定は含めない。ただし、必要に応じて追記する）。
- ・「当面の間減額」とある場合は、減額前の標準の支給額で調査。
- ・手当や調整額等のうち、必ず支給されるもので、金額が明記されているものは含める。
- ・教職員としての給与等は含めない。ただし、給与と報酬を切り分けられない場合は、総額を報酬とする。
- ・法人によっては源泉徴収後の金額が記載されている場合もあるが、規程に記載の金額で回答する。
- ・賞与が年俸に含まれている場合、賞与を含んだ金額を「報酬額」として調査。そのため、賞与の調査では「賞与区分なし」となる。

※報酬とは別に賞与が支給されるか、あるいは賞与も含めて報酬としているのかを区別するため、賞与の規定の有無により支給基準と金額を分けて集計している（賞与支給ありの規定があるものは「月額」で、賞与の規定がないもの又は支給なしと規定されているものは「年額」に換算。）。

【その他調査方法について】

- ・「無報酬」「報酬等は支給しない」 ⇒ 報酬、賞与、退任慰労金とも「支給なしと明記」
- ・職員兼務で「職員としての給与のみ」「職員の規定による」 ⇒ 報酬等は「支給しないと明記」
- ・「報酬のみ支給」 ⇒ 賞与、退任慰労金「規程なし」
- ・「理事長のみ支給」 ⇒ 理事長以外は「規程なし」
- ・「教職員以外支給」 ⇒ 教職員は「支給しないと明記」
- ・数字は四捨五入（金額は小数点以下、倍率は小数点第4位）とする

Ⅱ 報酬（月額・年額・日当）編

調査5 「理事長」報酬の有無・基準・金額

5-1 「理事長」報酬区分の有無

No.	理事長報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	418	58	476
イ	区分あり（報酬なし）	2	0	2
ウ	区分なし	117	26	143
	合 計	537	84	621

調査5-2 以下は「ア」についての調査となる。

5-2 「理事長」報酬の支給基準（5-1 ア「区分あり（報酬あり）」の内訳）

※「賞与なし」には、賞与が年俸に含まれる法人を含む。

■ 理事長(常勤・職員兼務・非常勤含む全体)報酬の支給基準(大学法人)

No.	支給基準	賞与あり	賞与なし	合計
1	定額	47	74	121
2	法人独自の俸給表	39	13	52
3	上限額のみ記載あり	22	50	72
4	範囲を指定(〇円～〇円)	10	15	25
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	8	6	14
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	8	2	10
7	別に定める(詳細確認できず)	3	3	6
8	理事会で定める、理事長が定める	1	6	7
9	支給する(ことができる)のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	0	1	1
99	常勤・非常勤など、立場によって異なる	52	58	110
	合計	190	228	418

■ 理事長(常勤・職員兼務・非常勤含む全体)報酬の支給基準(短大法人)

No.	支給基準	賞与あり	賞与なし	合計
1	定額	9	16	25
2	法人独自の俸給表	3	3	6
3	上限額のみ記載あり	4	7	11
4	範囲を指定(〇円～〇円)	0	0	0
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	1	2	3
7	別に定める(詳細確認できず)	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	1	1
9	支給する(ことができる)のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	常勤・非常勤など、立場によって異なる	3	8	11
	合計	21	37	58

■ 理事長の立場

No.	理事長の立場	大学	短大	合計	
1	常勤	174	26	200	⇒「5-3」へ
2	常勤、非常勤等の区分の記載なし	122	19	141	⇒「5-4」へ
3	職員兼務（理事長兼学長含む）	10	1	11	⇒「5-5」へ
4	非常勤	2	1	3	⇒「5-6」へ
5	常勤、非常勤、職員兼務など、1法人に複数の区分がある （立場によって報酬支給基準が異なる）	110	11	121	
	合計	418	58	476	

No.5の内訳（複数回答）

No.	理事長の立場	大学	短大	合計	
ア	常勤	80	5	85	⇒「5-3」へ
イ	常勤、非常勤の区別記載なし （職員兼務とは区分されている、年齢により区分されている等）	26	2	28	⇒「5-4」へ
ウ	職員兼務（理事長兼学長含む）	81	7	88	⇒「5-5」へ
エ	非常勤	38	7	45	⇒「5-6」へ

5-3 「常勤理事長」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	137	16	153
b	報酬のみ(賞与なし)又は年俸制	117	15	132
	合 計	254	31	285

5-3a 「常勤理事長(賞与あり)」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	37	6	43
2	法人独自の俸給表	29	2	31
3	上限額のみ記載あり	17	4	21
4	範囲を指定(〇円～〇円)	5	0	5
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	4	1	5
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	4	1	5
7	別に定める(詳細確認できず)	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する(ことができる)のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの「常勤」	39	2	41
	合 計	137	16	153

「No.99の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	19	1	20
2	法人独自の俸給表	7	1	8
3	上限額のみ記載あり	4	0	4
4	範囲を指定(〇円～〇円)	3	0	3
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	2	0	2
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	3	0	3
7~10	(略)	0	0	0
11	その他	1	0	1

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）(No.99 の 1 含む)

常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
220,000 円～300,000 円	6	0	6
350,000 円～400,000 円	3	1	4
470,000 円～500,000 円	1	1	2
550,000 円～600,000 円	4	2	6
601,440 円～700,000 円	3	0	3
750,000 円～800,000 円	4	0	4
840,000 円～885,000 円	4	0	4
912,400 円～1,000,000 円	12	1	13
1,050,000 円～1,100,000 円	3	1	4
1,069,000 円 (学長と兼務の場合は理事長の報酬は支給しない)	1	0	1
1,104,320 円～1,200,000 円	7	0	7
1,250,000 円～1,300,000 円	3	1	4
1,300,000 円 (勤務日数が一カ月を平均して一週間当たり 4.5 日未 満の場合は執務日数に応じた係数を乗じて得た金額と する)	1	0	1
1,400,000 円～1,475,000 円	2	0	2
1,600,000 円～1,650,000 円	2	0	2
合 計	56	7	63

「No.2 法人独自の俸給表あり」の場合の俸給表の上限金額（月額）(No.99 の 2 含む)

常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
180,000 円	0	1	1
360,000 円	1	0	1
697,070 円	1	0	1
730,000 円～798,700 円	1	1	2
850,000 円	1	0	1
950,000 円～984,000 円	3	0	3
1,050,000 円～1,100,000 円	4	0	4
1,200,000 円	2	0	2
1,204,000 円～1,300,000 円	4	0	4
1,320,000 円（常勤で勤務日数が週 5 日未満は、表の報 酬額を週 5 勤務する額として勤務日数で按分）	1	0	1
1,332,100 円～1,379,500 円	4	0	4
1,430,000 円～1,500,000 円	2	1	3
1,600,000 円	1	0	1
1,700,000 円～1,779,166 円（年額 21,350,000 円）	2	0	2

1,800,000円～1,833,333 (年額22,000,000円)	2	0	2
1,900,000円	1	0	1
2,125,000円～2,160,000円	2	0	2
2,171,000円 (勤務日数3日程度の場合は上限月額400,000円)	1	0	1
2,900,000円 (下限月額1,500,000円)	1	0	1
3,050,000円 (下限月額1,200,000円)	1	0	1
4,850,000円 (下限月額500,000円)	1	0	1
合 計	36	3	39

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）(No.99の3含む)

常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
300,000円	3	1	4
750,000円	1	0	1
800,000円～892,500円	3	0	3
1,000,000円～1,042,200円	3	1	4
1,200,000円	1	0	1
1,300,000円	1	1	2
1,500,000円	4	1	5
1,500,000円。ただし、上限に達する前に70歳になった場合、その時点における報酬年額が上限	1	0	1
2,000,000円	2	0	2
2,500,000円	1	0	1
2,964,648円	1	0	1
合 計	21	4	25

「No.4 範囲を指定（理事長の報酬は〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲（月額）(No.99の4含む)

常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
800,000円～1,100,000円	1	/	1
800,000円～1,200,000円	1		1
833,333円～1,666,666円 (年額10,000,000円～20,000,000円)	1		1
1,000,000円～2,000,000円	1		1
200,000円～2,000,000円	1		1
750,000円～2,100,000円	1		1
1,500,000円～2,500,000円	1		1
1,800,000円～2,500,000円	1		1
合 計	8		8

「No.5 公務員を参照」の内訳 (No.99 の 5 含む)

常勤理事長 (賞与あり)	法人
国家公務員教育職俸給表(一)又は、行政職俸給表(一)を準用する。ただし、65才に達した翌年度(4月1日)より、月額500,000円を上限とする。	大
一般職の職員の給与に関する法律別表11指定職俸給表に準じて定める6号俸又は7号俸。+常勤の役員(監事)職務手当は、一律月額100,000円とする。ただし、役員を兼務する場合は役職ごとに支給する。	大
国家公務員指定職俸給表6~8号	大
一般職の職員の給与に関する法律別表第10指定俸給表の水準に準じる(理事長は8号俸)	大
国家公務員指定職俸給表第5の金額	大
人事院勧告指定級6号俸+手当月額230,000円	大
国家公務員給与法指定職俸給表の第6号から第8号までの額。役員報酬等の総額年俸は、年間人件費総額の2割以内とする。	短

「No.6 教職員給与規程等参照」のうち、特記事項 (No.99 の 6 含む)

常勤理事長 (賞与あり)	法人
「給与規程」別表に掲げる最高号俸(月額596,000円)に基づき専任教職員に準じた給与、期末手当を支給するとともに、役員手当(月額250,000円)を支給する。	大
法人事務局員俸給表による報酬+報酬月額530,000円+手当35,000円	大
学校法人給与規程の職員等の俸給表を準用。 職務手当額は200,000円~400,000円、調整手当額は150,000~300,000円。	大
法人事務職の本給及びその他手当に別表に掲げる額(理事長は月額300,000円)を加算した額の範囲内。	大
短期大学教授職の基本給表を適用+役職手当月額100,000円+理事手当月額20,000円	短

「No.11 その他」の内訳 (No.99 の 11 含む)

常勤理事長 (賞与あり)	法人
学歴及び経験年数を勘案して号俸を決定する。 ただし、本学院の職員であった者の取扱いは、 ア) 現に職員である者を理事会の指名により退職させて理事長とする場合は、当該職員が現に受けている俸給の年額(諸手当を含む。)を下回らないように調整する。 イ) 本学院の定年規程により退職した者を理事長とする場合は当該退職者が退職時に受けていた号俸による年額を下回らないように調整する。	大

5-3b 「常勤理事長（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	31	5	36
2	法人独自の俸給表	7	2	9
3	上限額のみ記載あり	28	5	33
4	範囲を指定（〇円～〇円）	6	0	6
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	2	0	2
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」うちの「常勤」	41	3	44
	合 計	117	15	132

「No.99 の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	16	2	18
2	法人独自の俸給表	4	0	4
3	上限額のみ記載あり	11	0	11
4	範囲を指定（〇円～〇円）	7	1	8
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	1	0	1

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）(No.99の1含む)

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000円	1	1	2
600,000円＋俸給表から支給することがある	1	0	1
1,200,000円～1,350,000円	2	0	2
1,560,000円～1,800,000円	2	1	3
2,400,000円～2,700,000円	5	0	5
3,600,000円～3,720,000円	7	0	7
4,200,000円	2	0	2
6,000,000円	2	2	4
7,200,000円	0	1	1
7,680,000円（ただし、教職員から引き続き常勤理事長の職に就いた者は給与規程に基づき算出）	1	0	1
8,000,000円～8,400,000円	2	0	2
9,600,000円	2	0	2
10,560,000円～10,800,000円	1	1	2
12,000,000円	4	1	5
12,480,000円～12,600,000円	2	0	2
14,400,000円～15,000,000円	5	0	5
16,000,000円	2	0	2
17,040,000円	1	0	1
18,000,000円～18,500,000円	3	0	3
19,200,000円	1	0	1
21,442,800円	1	0	1
合 計	47	7	54

「No.2 法人独自の俸給表あり」の場合の俸給表の上限金額（年額）(No.99の2含む)

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
9,408,000円	1	0	1
12,000,000円	1	0	1
14,400,000円～15,000,000円	1	1	2
16,000,000円	0	1	1
17,400,000円～18,000,000円	2	0	2
18,076,800円～18,816,000円	2	0	2
19,200,000円	1	0	1
19,600,000円（俸給表は国家公務員指定職俸給表の号俸を基準に算定）	1	0	1
25,000,000円（下限年額19,000,000円）	1	0	1
36,000,000円（下限年額15,000,000円）	1	0	1
合 計	11	2	13

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）（No.99の3含む）

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,200,000円	1	0	1
2,760,000円	1	0	1
5,000,000円～6,000,000円	2	1	3
7,200,000円～7,560,000円	2	0	2
9,600,000円	0	1	1
10,000,000円～10,350,000円	2	0	2
12,000,000円	2	0	2
14,200,000円～14,400,000円	2	0	2
15,000,000円	5	1	6
16,000,000円～16,800,000円	1	1	2
18,000,000円	7	0	7
19,000,000円	1	0	1
20,000,000円	2	0	2
24,000,000円	2	0	2
24,960,000円	1	0	1
25,000,000円	1	1	2
27,000,000円	1	0	1
28,750,000円～30,000,000円	2	0	2
42,000,000円	1	0	1
48,000,000円	1	0	1
50,000,000円（役員報酬の予算は事業収支差額の10%の範囲とする）	2	0	2
合 計	39	5	44

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲（年額）（No.99の4含む）

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
2,640,000円～4,800,000円	1	0	1
3,000,000円～4,800,000円	1	0	1
7,200,000円～10,200,000円（勤務が週5日未満の場合は5で除して委嘱状の基本日数を乗じた額とする）	0	1	1
12,000,000円～14,000,000円	1	0	1
9,600,000円～14,400,000円	1	0	1
15,000,000円～18,000,000円	1	0	1
16,000,000円～18,000,000円	1	0	1
18,000,000円～20,000,000円	1	0	1
19,200,000円～20,400,000円	1	0	1
下限17,400,000円・基準18,360,000円・上限21,360,000円	1	0	1
7,000,000円～23,000,000円	1	0	1
6,000,000円～24,000,000円	1	0	1
下限18,000,000円・基準21,000,000円・上限24,000,000円	1	0	1
25,000,000円～30,000,000円	1	0	1
合 計	13	1	14

「No.5 公務員を参照」の内訳（No.99の5含む）

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
一般職国家公務員指定職俸給月額範囲内で理事会が定める	大
国家公務員指定職の年間給与額を上限とする	大

「No.11 その他」の内訳（No.99の11含む）

常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
役員が職務上常勤する場合、その職務において別途契約を締結し、俸給を支給する	大

5-4 「常勤・非常勤の区別の記載がない理事長」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	48	3	51
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	100	18	118
	合 計	148	21	169

5-4a 「常勤・非常勤の区別の記載がない理事長（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	8	2	10
2	法人独自の俸給表	9	1	10
3	上限額のみ記載あり	3	0	3
4	範囲を指定（〇円～〇円）	5	0	5
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	4	0	4
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	4	0	4
7	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」うちの 「常勤か非常勤かの区別の記載がない理事長」	13	0	13
	合 計	48	3	51

「No.99 の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	8	/	8
2	法人独自の俸給表	1		1
3	上限額のみ記載あり	1		1
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0		0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1		1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1		1
7~10	（略）	0		0
11	その他	1		1

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）（No.99 の 1 含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
250,000 円～300,000 円	3	0	3
320,000 円	1	0	1
他に生業（本務職の身分）を有する者 月額 370,000 円 それ以外の者 月額 470,000 円	1	0	1
700,000 円	1	0	1
700,000 円 （週 3 以下の場合、報酬額を調整することができる）	1	0	1
850,000 円	0	1	1
920,001 円～1,000,000 円	2	1	3
1,050,001 円～1,100,000 円	3	0	3
1,107,000 円～1,197,000 円	3	0	3
1,284,200 円	1	0	1
合 計	16	2	18

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）（No.99 の 2 含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
500,000 円	1	0	1
900,000 円	0	1	1
1,000,000 円	3	0	3
1,174,000 円～1,200,000 円	3	0	3
1,450,000 円～1,500,000 円	2	0	2
1,730,000 円	1	0	1
合 計	10	1	11

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）（No.99 の 3 含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
943,500 円	1	/	1
950,000 円	1		1
1,090,000 円	1		1
1,200,000 円	1		1
合 計	4		4

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）（No.99の4含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
600,000円～800,000円（年俸制等、特別の報酬の契約を締結している場合を除く）	1	/	1
900,000円～1,200,000円	1		1
1,000,000円～1,400,000円	1		1
1,300,000円～2,000,000円	1		1
2,000,000円～2,500,000円	1		1
合 計	5		5

「No.5 公務員を参照」の内訳（No.99の5含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	法人
基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表8号俸）＋役員手当月額400,000円	大
国家公務員指定職俸給表8号俸の俸給月額額の1.1倍相当＋地域手当相当	大
当分の間平成13年度国家公務員の指定職俸給表第7号俸の額	大
一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第11に定める指定職俸給表の8号俸の額	大
一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項11号で定める指定職俸給表7号俸＋地域手当	大

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項（No.99の6含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	法人
職員基本給表の最高号俸＋手当月額200,000円	大
役員本俸（給与規程俸給表〇号）＋役員手当月額100,000円＋理事長手当月額204,000円	大
教育職員の俸給の最高額に400,000円を加えた額。	大
教授給65歳の給与額＋手当月額450,000円	大

「No.11 その他」の内訳（No.99の11含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与あり）	法人
60歳前は俸給表で月額上限700,000円＋職務手当250,000円、60歳からは定額報酬月額300,000円＋職務手当60歳から65歳に達する年度末まで250,000円、66歳に達する年度の始めから125,000円。	大

5-4b 「常勤・非常勤の区別の記載がない理事長（※賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	40	10	50
2	法人独自の俸給表	6	1	7
3	上限額のみ記載あり	20	2	22
4	範囲を指定（〇円～〇円）	9	0	9
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	4	0	4
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	2	2	4
7	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める	4	1	5
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの 「常勤か非常勤かの区別の記載がない理事長」	13	2	15
	合 計	100	18	118

「No.99 の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	7	1	8
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	4	1	5
4	範囲を指定（〇円～〇円）	1	0	1
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	1	0	1

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）(No.99 の 1 含む)

常勤・非常勤区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
100,000 円	2	0	2
222,742 円～250,000 円	2	1	3
480,000 円	1	0	1
900,000 円	1	0	1
1,000,000 円～1,080,000 円	1	2	3
1,200,000 円	0	1	1
2,040,000 円～2,160,000 円	1	1	2
2,400,000 円～2,500,000 円	6	1	7
3,000,000 円～3,120,000 円	2	0	2
3,600,000 円～3,780,000 円	4	1	5
4,000,000 円～4,500,000 円	1	2	3
4,800,000 円～5,000,000 円	3	0	3
5,160,000 円	0	1	1
6,000,000 円	5	0	5
6,000,000 円（週 4 日未満勤務：月額 300,000 円）	1	0	1
7,200,000 円	0	1	1
9,600,000 円～10,000,000 円	2	0	2
10,800,000 円	4	0	4
12,000,000 円	5	0	5
12,240,000 円～12,600,000 円	2	0	2
17,000,000 円	1	0	1
20,000,000 円	1	0	1
21,000,000 円	1	0	1
25,000,000 円	1	0	1
合 計	47	11	58

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）(No.99 の 2 含む)

常勤・非常勤区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000 円	1	0	1
3,000,000 円	1	0	1
1,400,000 円	1	0	1
18,000,000 円	1	1	2
19,200,000 円	1	0	1
26,460,000 円	1	0	1
合 計	6	1	7

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）（No.99の3含む）

常勤・非常勤区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,200,000円	1	0	1
2,400,000円	1	0	1
3,000,000円～3,600,000円	1	2	3
5,400,000円	1	0	1
9,000,000円～9,600,000円	2	0	2
12,000,000円	1	1	2
14,400,000円	1	0	1
15,000,000円～15,600,000円	4	0	4
18,000,000円	4	0	4
20,000,000円	1	0	1
23,000,000円	1	0	1
24,000,000円	2	0	2
30,000,000円	1	0	1
30,000,000円（職員兼務は支給しないことができる）	1	0	1
36,000,000円	2	0	2
合 計	24	3	27

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）の範囲額（年額）（No.99の4含む）

常勤・非常勤区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,000,000円～2,000,000円	1	/	1
3,600,000円～6,000,000円	1		1
6,000,000円～12,000,000円	1		1
8,400,000円～12,000,000円	1		1
2,000,000円～15,000,000円	1		1
11,000,000円～16,000,000円	1		1
15,000,000円～20,000,000円	1		1
20,000,000円～22,000,000円	1		1
下限 17,850,000円、基準 21,000,000円、 上限 24,150,000円	1		1
20,400,000円～30,000,000円	1		1
合 計	10		10

「No.5 公務員を参照」の内訳（No.99の5含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
国家公務員指定職俸給表に定める俸給月額のうち、別表の指定職俸給基準に定める号俸とする。別途給与規程に定める家族手当に相当する額（該当者のみ）支給。	大
一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）別表第11の指定職俸給表8号俸に相当する額を超えない範囲内。	大
一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表4号俸相当 該号俸の年間支給額の範囲内において年俸で定める。	大
「国家公務員の給与改定に準じて報酬を改定するものとする」とあるのみ。	大

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項（No.99の6含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
（短大学長最高号給月額×年間支給額掛率）×（理事長の年間出勤概日数÷年間出勤日）+理事長責任手当（年間）	短

「No.11 その他」の内訳（No.99の11含む）

常勤・非常勤の区別のない理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
法人の役員の報酬は、通勤手当を除き支給しない。ただし、理事長はこの限りではない。	大

5-5 「職員兼務理事長」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+役員としての賞与あり	39	1	40
b	報酬のみ(賞与なし)又は年俸制	52	7	59
	合 計	91	8	99

5-5a 「職員兼務理事長(賞与あり)」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	2	0	2
2	法人独自の俸給表	1	0	1
3	上限額のみ記載あり	2	0	2
4	範囲を指定(〇円～〇円)	0	0	0
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	0	0	0
7	別に定める(詳細確認できず)	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する(ことができる)のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの「職員兼務」	34	1	35
	合 計	39	1	40

「No.99の内訳」

No.	支給基準		大学	短大	合計
1	定額		18	0	18
2	法人独自の俸給表		2	1	3
3	上限額のみ記載あり		2	0	2
4	範囲を指定(〇円～〇円)		1	0	1
5~10	(略)		0	0	0
11	その他	常勤の理事長報酬から職員給与を引いた額	7	0	7
		支給なし(職員としての給与のみ)	4	0	4

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）(No.99 の 1 含む)

職員兼務理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000 円	1	/	1
122,000 円～200,000 円	6		6
160,000 円（+ 教員俸給の最高号俸 743,000 円）	1		1
210,000 円～300,000 円	3		3
370,000 円～400,000 円	1		1
400,000 円（+ 教育職員の俸給の最高額）	1		1
450,000 円～480,000 円	2		2
600,000 円～685,000 円	2		2
700,000 円（職員兼務は支給しないことができる）	1		1
952,000 円	1		1
1,000,000 円（常勤と同額）	1		1
合 計	20		20

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）(No.99 の 2 含む)

職員兼務理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
440,000 円	0	1	1
650,000 円（常勤の俸給表額の 50%）	1	0	1
718,000 円（常勤の俸給表額の 60%）	1	0	1
937,000 円（給与規程指定職俸給表○号俸）	1	0	1
合 計	3	1	4

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）(No.99 の 3 含む)

職員兼務理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
300,000 円	1	/	1
979,600 円	1		1
1,500,000 円（給与と合わせた上限。基準は 300,000 円）	1		1
1,500,000 円（常勤と同額）	1		1
合 計	4	4	

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）(No.99 の 4 含む)

職員兼務理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
常勤月額 1,500,000～2,500,000 円、教職員の給与を支給されている常勤の役員報酬額は、この額の範囲内を下回って決定されることがある。	1	/	1

「No.11 その他」のうち、「常勤の理事長報酬から職員給与を引いた額」の内訳（月額）
 (No.99 の 11 含む)

職員兼務理事長（賞与あり）	法人
965,000 円－給与	大
上限 1,160,000 円－給与	大
1,197,000 円－給与・手当	大
1,284,200 円－給与	大
上限 1,475,000 円－給与	大
俸給表上限 1,900,000 円－給与	大
常勤月額 550,000 円（ただし、専任教職員と兼務の場合は 300,000 円を控除した額、大・短・高の兼任職員と兼務の場合は 50,000 円を控除した額、幼稚園兼任教職員は 30,000 円を控除した額を支給。）	大

5-5b

「職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	2	1	3
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	2	0	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他（2100万円－職員給与年額）	1	0	1
99	立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの「職員兼務」	47	6	53
	合 計	52	7	59

「No.99 の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計	
1	定額	24	2	26	
2	法人独自の俸給表	4	0	4	
3	上限額のみ記載あり	6	1	7	
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0	
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0	
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0	
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0	
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0	
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0	
10	日当のみ支給	0	0	0	
11	その他	常勤の理事長報酬から職員給与を引いた額	5	0	5
		支給なし（職員としての給与のみ）	7	3	10
		その他	1	0	1

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）(No.99 の 1 含む)

職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
270,000 円	1	0	1
360,000 円	1	0	1
500,000 円	1	0	1
600,000 円	0	1	1
720,000 円	1	1	2
1,200,000 円	4	1	5
1,440,000 円	1	0	1
1,800,000 円	3	0	3
2,400,000 円	1	0	1
3,000,000 円	2	0	2
3,480,000 円	1	0	1
3,580,000 円～3,600,000 円	2	0	2
4,000,000 円	1	0	1
4,800,000 円	1	0	1
5,400,000 円（学長等役職手当受給者は 1/2）	1	0	1
6,000,000 円	2	0	2
8,023,200 円	1	0	1
8,400,000 円（ただし、給与と役員報酬の合計が月額 2,000,000 円に満たない場合はその差額を役員調整手当として給与で支給する）	1	0	1
20,000,000 円（教職員が就任した場合は、教職員の給与規程は適用しない）	1	0	1
合 計	26	3	29

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）(No.99 の 2 含む)

職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,800,000 円（常勤の俸給表額の 10%）	1	/	1
9,408,000 円（常勤と職員兼務は同一の俸給表）	1		1
18,000,000 円（学長又は副学長との兼務）	1		1
30,000,000 円（職員兼務の俸給表）	1		1
合 計	4		4

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）（No.99の3含む）

職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,800,000円（理事長（常勤・非常勤の区別なし）報酬の50%）	0	1	1
1,920,000円	1	0	1
7,500,000円	1	0	1
11,040,000円（常勤の上限の60%+月額500,000円）	1	0	1
12,000,000円（常勤の報酬と同額）+別途給与支給	1	0	1
15,000,000円	1	0	1
30,000,000円（職員兼務には支給しないことができる）	1	0	1
30,000,000円（上限額は常勤と同額）	1	0	1
36,000,000円（教職員本給を含む）	1	0	1
合 計	8	1	9

「No.11 その他」のうち、「常勤の理事長報酬から職員給与を引いた額」の内訳（年額）（No.99の11含む）

職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
9,960,000円-基本給及び管理職手当	大
15,000,000円-給与	大
18,000,000円-給与	大
18,076,800円-給与・諸手当	大
20,000,000円~22,000,000円-給与総額	大
21,000,000円-給与	大

「No.11 その他」のうち、「その他」の内訳（No.99の11含む）

職員兼務理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
理事長手当月額（定額）500,000円もしくは職員としての役職手当の高いほう+年額300,000円（税額控除後）	大

5-6 「非常勤理事長」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	14	4	18
b	報酬のみ(賞与なし)又は年俸制	26	4	30
	合 計	40	8	48

5-6a 「非常勤理事長(賞与あり)」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	0	1	1
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	0	0	0
4	範囲を指定(〇円～〇円)	0	0	0
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	0	0	0
7	別に定める(詳細確認できず)	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する(ことができる)のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの「非常勤」	14	3	17
	合 計	14	4	18

「No.99の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	8	0	8
2	法人独自の俸給表	2	1	3
3	上限額のみ記載あり	2	0	2
4	範囲を指定(〇円～〇円)	1	0	1
5	公務員を参照(準じる、参考に決定、など)	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による (給与規程額+〇〇円等含む)	1	1	2
7~10	(略)	0	0	0
11	その他	0	1	1

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）(No.99の1含む)

非常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
50,000円	1	0	1
150,000円～200,000円	2	1	3
250,000円～300,000円	3	0	3
448,200円（本務者）、249,100円（兼務者）	1	0	1
週2日以上4日未満勤務の場合月額400,000円、週2日未満勤務の場合月額250,000円。	1	0	1
合 計	8	1	9

「No.2 法人独自の俸給表あり」の場合の俸給表の上限金額（月額）(No.99の2含む)

非常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
229,166円（年額2,750,000円）	1	0	1
440,000円	0	1	1
798,700円	1	0	1
合 計	2	1	3

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）(No.99の3含む)

非常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
425,000円（常勤の上限の50%）	1	/	1
常勤定額月額1,140,000円 非常勤はこの金額の範囲内で理事会が定める	1		1
合 計	2		2

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲（月額）(No.99の4含む)

非常勤理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
300,000円～500,000円	1	/	1

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項（No.99の6含む）

非常勤理事長（賞与あり）	法人
教職員俸給表〇等級を適用し、学歴及び経験年数を勘案し号俸を決定してその3分の1の額とする。	大

「No.11 その他」の内訳（No.99の11含む）

非常勤理事長（賞与あり）	法人
非常勤の理事長には支給しない	短

5-6b 「非常勤理事長（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	1	0	1
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	0	0	0
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
99	「立場によって報酬支給基準が異なる」のうちの「非常勤」	24	4	28
	合 計	26	4	30

「No.99 の内訳」

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	12	2	14
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	4	1	5
4	範囲を指定（〇円～〇円）	3	0	3
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	2	0	2
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	1	2

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）(No.99 の 1 含む)

非常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
416,200 円	1	0	1
500,000 円	1	0	1
520,000 円	1	0	1
800,000 円	1	0	1
1,200,000 円	2	1	3
1,800,000 円	1	0	1
2,400,000 円	1	0	1
3,000,000 円	1	0	1
3,600,000 円	3	0	3
4,200,000 円	0	1	1
12,000,000 円	1	0	1
合 計	13	2	15

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）(No.99 の 3 含む)

非常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,440,000 円	0	1	1
2,750,000 円	1	0	1
4,200,000 円	1	0	1
7,000,000 円以下又は無報酬	1	0	1
8,400,000 円（常勤理事長の上限額の 50%以下を基準）	1	0	1
合 計	4	1	5

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲（年額）(No.99 の 4 含む)

非常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,800,000 円～4,800,000 円	1	/	1
3,600,000 円～7,200,000 円	1		1
6,000,000 円～10,800,000 円	1		1
合 計	3		3

「No.5 公務員を参照」の内訳（No.99 の 5 含む）

非常勤理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
人事院勧告指定級 6 号俸＋手当月額 230,000 円（報酬は常勤と同額、非常勤は賞与と退職金を支給しない）	大

5-7 「理事長」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

No.	理事長の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	18	3	21
2	日当のみ支給あり（非常勤の場合）	1	1	2
3	日当は支給なし	399	54	453
	合 計	418	58	476

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	2	0	2
5,000 円（非常勤のみ）	1	0	1
5,000 円（職員兼務除く）	1	0	1
9,000 円（職員兼務除く）	1	0	1
10,000 円	3	3	6
10,000 円（職員兼務除く）	1	0	1
学外役員 10,000 円、学内理事 5,000 円	1	0	1
理事会及び評議員会 11,000 円 上記以外の会議等 5,500 円	1	0	1
11,137 円	1	0	1
学外理事：会議出席 10,000 円、複数の会議出席 17,000 円 学内理事：会議出席 4,500 円、複数の会議出席 7,000 円	1	0	1
非常勤のみ。理事会、評議員会、常任理事会の出席半 日 10,000 円、1 日 15,000 円、そのほかの会議出席半 日 5,000 円、1 日 10,000 円	1	0	1
40,000 円	1	0	1
1 日の額が 50,000 円を超えない範囲	1	0	1
都度理事長が決定	1	0	1
支給するとあるのみ	1	0	1
合 計	18	3	21

「No.2 日当のみ支給あり（報酬なし）」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
非常勤の場合 10,000 円	0	1	1
非常勤の場合 50,000 円	1	0	1
合 計	1	1	2

調査 6**「副理事長」報酬の有無・基準・金額****6-1 「副理事長」報酬区分の有無**

No.	副理事長報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	113	10	123
イ	区分あり（報酬なし）	1	0	1
ウ	区分なし	423	74	497
	合 計	537	84	621

調査 6-2 以下は「ア」についての調査となる。

6-2 「副理事長」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	58	3	61
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	55	7	62
	合 計	113	10	123

※ 常勤、非常勤、職員兼務など立場によって報酬金額が異なる場合、最も高額な者について調査。

6-2a 「副理事長（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	22	1	23
2	法人独自の俸給表	15	0	15
3	上限額のみ記載あり	6	1	7
4	範囲を指定（〇円～〇円）	6	0	6
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	4	1	5
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	3	0	3
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	0	1
11	その他	1	0	1
	合 計	58	3	61

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

副理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
19,000円（職員兼務は賞与なし）～50,000円	2	0	2
150,000円	2	0	2
250,000円～288,000円	3	0	3
400,000円	1	0	1
550,000円	1	0	1
634,000円	1	0	1
800,000円～850,000円	6	0	6
900,000円～950,000円	3	0	3
1,000,000円	0	1	1
1,080,000～1,100,000円	3	0	3
合 計	22	1	23

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

副理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
700,000円～750,000円	2	/	2
850,000円～912,000円	3		3
1,050,000円	1		1
1,172,600円～1,265,000円	2		2
1,338,600円～1,341,666円（年額16,100,000円）	2		2
1,500,000円～1,583,333円（年額19,000,000円）	2		2
1,825,000円	1		1
2,121,001円	1		1
2,400,000円	1		1
合 計	15		

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

副理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
200,000円	0	1	1
700,000円	1	0	1
1,200,000円	1	0	1
1,300,000円	1	0	1
1,500,000円	2	0	2
2,076,432円	1	0	1
合 計	6	1	7

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

副理事長（賞与あり）	大学	短大	合計
450,000円～600,000円	1	/	1
700,000円～900,000円	1		1
700,000円～1,000,000円	1		1
700,000円～1,200,000円	1		1
700,000円～1,500,000円	1		1
1,000,000円～1,500,000円	1		1
合 計	6		

「No.5 公務員を参照」の内訳

副理事長（賞与あり）	法人
国家公務員指定職俸給表 4 号	大
一般職の職員の給与に関する法律第 6 条第 1 項 11 号で定める指定職俸給表 7 号俸に 0.4 を乗じた額 + 地域手当（職員である副理事長は月額 100,000 円）	大
基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表 4 号俸） + 役員手当月額 200,000 円	大
人事院勧告指定級 5 号俸 + 手当月額 200,000 円 常勤は賞与あり（非常勤は賞与・退職手当なし）	大
国家公務員給与法指定職俸給表の 4 号から第 7 号までの額 役員報酬等の総額は、年間人件費総額の 2 割以内とする。	短

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項

副理事長（賞与あり）	法人
教職員でない副理事長：教授給の当該年齢の給与額（65 歳以上は 65 歳の給与額） + 手当 350,000 円	大
教育職員の俸給の最高額に 320,000 円を加えた額	大

「No.11 その他」の内訳

副理事長（賞与あり）	法人
60 歳前は俸給表で月額上限 665,000 円 + 職務手当 180,000 円 60 歳から 65 歳に達する年度末までは定額報酬月額 250,000 円 + 職務手当 180,000 円	大

6-2b 「副理事長（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	24	4	28
2	法人独自の俸給表	5	1	6
3	上限額のみ記載あり	18	1	19
4	範囲を指定（〇円～〇円）	4	0	4
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	1	1
7	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	0	1
11	その他	1	0	1
	合 計	55	7	62

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

副理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
240,000円～300,000円	1	1	2
400,000円～600,000円	2	0	2
720,000円	0	1	1
1,200,000円	2	0	2
1,440,000円	3	1	4
1,560,000円	1	0	1
1,680,000円	1	0	1
1,800,000円	1	0	1
2,000,000～2,042,000円	2	0	2
2,400,000円	1	0	1
3,120,000円	0	1	1
3,588,000円	1	0	1
7,200,000円	1	0	1
7,680,000円	1	0	1
7,800,000円	1	0	1
9,600,000円	3	0	3
13,200,000円	1	0	1
15,500,000円	1	0	1
19,200,000円	1	0	1
合 計	24	4	28

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

副理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
2,000,000円	1	0	1
7,200,000円	0	1	1
14,520,000円	1	0	1
16,100,000円	1	0	1
18,000,000円	1	0	1
22,680,000円	1	0	1
合 計	5	1	6

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

副理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
720,000円	1	0	1
1,800,000円	1	0	1
6,000,000円	1	1	2
8,400,000円	1	0	1
9,600,000円	1	0	1
11,400,000円～12,000,000円	2	0	2
13,000,000円	1	0	1
15,000,000円	1	0	1
19,500,000円	1	0	1
20,000,000円	3	0	3
20,400,000円	1	0	1
24,000,000円～25,000,000円	3	0	3
30,000,000円	1	0	1
合 計	18	1	19

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

副理事長（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,800,000円～3,600,000円	1	/	1
17,000,000円～18,000,000円	1		1
17,400,000円～18,600,000円	1		1
7,000,000円～21,850,000円	1		1
合 計	4		4

「No.11 その他」の内訳

副理事長（賞与なし又は年俸制）	法人
職責に応じて理事手当てを支給する（金額記載なし）*副理事長は職員兼務	大

6-3 「副理事長」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	副理事長の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	8	0	8
2	日当のみ支給あり	2	0	2
3	日当のみ支給あり（非常勤の場合）	1	0	1
4	日当は支給なし	102	10	112
	合 計	113	10	123

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
理事会及び評議員に出席 5,000 円 その他の会議は理事長が必要と認めた場合 5,000 円	1	/	1
10,000 円	2		2
特別委員会等に出席した場合、1 回につき 10,000 円	1		1
理事会又は評議員会に出席 1 日 11,137 円 理事長の依頼による特別業務 1 日 18,000 円	1		1
理事会及び評議員会 11,000 円 それ以外の会議等 5,500 円	1		1
30,000 円 (なお、議決権行使書を提出した場合も出席とみなす)	1		1
支給するとあるのみ	1		1
合 計	8		8

「No.2 日当のみ支給あり」「No.3 日当のみ支給あり（非常勤の場合）」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
10,000 円	1	/	1
15,000 円	1		1
30,000 円（非常勤）	1		1
合 計	3	3	

調査 7**「1号理事（学長・校長・園長）」報酬の有無・基準・金額****7-1 「1号理事（学長・校長・園長）」報酬区分の有無**

No.	1号理事（学長・校長・園長）報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	88	7	95
イ	区分あり（報酬なし）	18	4	22
ウ	区分なし	431	73	504
	合 計	537	84	621

調査 7-2 以下は「ア」についての調査となる。

7-2 「1号理事（学長・校長・園長）」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	46	4	50
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	42	3	45
	合 計	88	7	95

※立場によって報酬金額が異なる場合、最も高額な者（種痘して学長）について調査。

7-2a 「1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	26	2	28
2	法人独自の俸給表	5	0	5
3	上限額のみ記載あり	6	1	7
4	範囲を指定（〇円～〇円）	1	0	1
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	4	1	5
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	2	0	2
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	1	0	1
	合 計	46	4	50

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000円～80,000円	4	1	5
100,000円	1	1	2
200,000円～283,500円	4	0	4
320,000円	1	0	1
600,000円（大学長）／550,000円（短大学長）／350,000円（園長）	1	0	1
675,000円（大学長）／445,000円（中高校長）／275,000円（小学校校長）／275,000円（園長）	1	0	1
700,000円（大学長）／600,000円（短大学長）	1	0	1
807,520円～880,000円	3	0	3
1,000,000円	1	0	1
1,000,000円（学長）／600,000円（校長）	1	0	1
1,042,720円（学長）／763,840円（校長）	1	0	1
1,080,000円～1,140,000円	4	0	4
1,200,000円～1,200,600円	2	0	2
1,420,000円	1	0	1
合 計	26	2	28

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	大学	短大	合計
776,000円～87,3000円	2	/	2
1,100,000円	1		1
1,204,000円	1		1
2,121,000円	1		1
合 計	5		5

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	大学	短大	合計
120,000円～179,000円	1	1	2
300,000円	1	0	1
790,000円	1	0	1
910,000円	1	0	1
1,300,000円	1	0	1
学長：1,250,000円 校長：1,166,667円（年額14,000,000円）	1	0	1
合 計	6	1	7

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	大学	短大	合計
1,000,000円～1,400,000円	1	/	1

「No.5 公務員を参照」の内訳

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	法人
一般職の職員の給与に関する法律別表11指定職俸給表5号俸以上7号俸以内+職務手当は100,000円（役員を兼務する場合は役職ごとに支給）	大
基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表6号俸）+役員手当月額300,000円（理事長兼務の場合、学長の基本給は支給しない）	大
国家公務員指定職俸給表4～6号	大
人事院勧告指定級4号俸+手当月額180,000円（常勤は賞与あり、非常勤は賞与・退職手当なし）	大
国家公務員給与法指定職俸給表の第4号から第7号までの額。役員報酬等の総額は、年間人件費総額の2割以内とする。	短

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	法人
教員基本給表に基づき理事長が定める額+手当月額200,000円	大
役員本俸（金額不明、給与規程俸給表〇号）+役員手当100,000円+学長手当184,000円（職員兼務の場合は学長手当のみ）	大

「No.11 その他」の内訳

1号理事（学長・校長・園長）（賞与あり）	法人
大学学長：県内国公立大学法人の役員報酬を参考に理事会において定めた額。常勤（週3日以上勤務）の場合、月額750,000円を基準とする。非常勤（週3日未満）の場合、月額400,000円を基準とする。 中学・高校校長：常勤の場合月額600,000円を基準。	大

7-2b 「1号理事（学長・校長・園長）（※賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	19	3	22
2	法人独自の俸給表	4	0	4
3	上限額のみ記載あり	4	0	4
4	範囲を指定（〇円～〇円）	5	0	5
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	3	0	3
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	3	0	3
11	その他	2	0	2
	合 計	42	3	45

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
360,000円～480,000円	0	2	2
600,000円	2	0	2
840,000円～960,000円	2	0	2
1,200,000円	3	0	3
1,440,000円（学長。高校校長は半額）	1	0	1
1,560,000円（職員兼務で役職手当受給者は1/2）	1	0	1
1,680,000円（学長）／360,000円（高校校長）	1	0	1
1,800,000円	1	0	1
2,400,000円	1	1	2
14,175,000円～15,000,000円	2	0	2
18,000,000円	1	0	1
18,000,000円（学長）／14,040,000円（校長）	1	0	1
18,000,000円（学長）／15,000,000円（校長） 教職員が就任した場合、教職員の給与規程は適用しない	1	0	1
19,000,000円	1	0	1
24,000,000円	1	0	1
合 計	19	3	22

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
12,000,000円	2	/	2
17,260,000円	1		1
17,850,000円	1		1
合 計	4		4

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
9,000,000円（学長）、8,000,000円（校長）	1	/	1
1,200,000円	1		1
1,400,000円（学長）、1,200,000円（校長）	1		1
2,400,000円	1		1
合 計	4		4

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
3,100,000円～3,800,000円	1	/	1
10,000,000円～15,000,000円	1		1
15,000,000円～16,000,000円	1		1
15,960,000円～17,160,000円	1		1
13,200,000円～18,000,000円	1		1
合 計	5		5

「No.5 公務員を参照」の内訳

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	法人
一般職国家公務員指定職俸給月額4号俸	大
国家公務員指定職俸給表に定める俸給月額のうち、別表の指定職俸給基準に定める号俸とする。別途、給与規程に定める家族手当に相当する額（該当者のみ）。	大
「国家公務員の給与改定に準じて報酬を改定するものとする」とあるのみ	大

「No.11 その他」の内訳

1号理事（学長・校長・園長）（賞与なし又は年俸制）	法人
年額21,000,000円から、この法人の専任教職員としての給与（年額）を差し引いた額	大
年額1,920,000円から職務手当を差し引いた額	大

7-3 「1号理事（学長・校長・園長）」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	1号理事（学長・校長・園長）の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	0	0	0
2	日当のみ支給あり	3	0	3
3	日当は支給なし	85	7	92
	合 計	88	7	95

「No.2 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	1	/	1
7,000 円	1		1
10,000 円	1		1
合 計	3		3

調査 8**「常務・専務理事」報酬の有無・基準・金額****8-1 「常務・専務理事」報酬区分の有無**

No.	常務・専務理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	230	23	253
イ	区分あり（報酬なし）	0	0	0
ウ	区分なし	307	61	368
	合 計	537	84	621

調査 8-2以下は「ア」についての調査となる。

8-2 「常務・専務理事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	107	8	115
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	123	15	138
	合 計	230	23	253

※ 専務、常務のうち、最も報酬が高額な者について調査（立場によって報酬金額が異なる場合も同様）。

8-2a 「常務・専務理事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	48	4	52
2	法人独自の俸給表	26	1	27
3	上限額のみ記載あり	10	1	11
4	範囲を指定（〇円～〇円）	8	0	8
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	6	1	7
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	8	1	9
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
	合 計	107	8	115

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

常務・専務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000 円（非常勤）	1	0	1
160,001 円～230,000 円	5	1	6
260,001 円～300,000 円	4	1	5
400,000 円～500,000 円	4	1	5
559,000 円～650,000 円	6	0	6
700,000 円～800,000 円	12	0	12
810,000 円～900,000 円	6	1	7
920,000 円～1,000,000 円	5	0	5
1,014,000 円～1,118,750 円	4	0	4
1,299,000 円	1	0	1
合 計	48	4	52

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

常務・専務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
600,000円～627,070円	2	0	2
750,000円～850,000円	7	0	7
860,000円～950,000円	4	1	5
1,000,000円～1,100,000円	5	0	5
1,155,000円～1,250,833円	3	0	3
1,331,000円	1	0	1
1,500,000円～1,570,000円	2	0	2
1,825,000円	1	0	1
2,250,000円	1	0	1
合 計	26	1	27

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

常務・専務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000円	0	1	1
200,000円	1	0	1
500,000円	1	0	1
750,001円～771,500円	2	0	2
890,000円	1	0	1
1,000,000円～1,100,000円	2	0	2
1,200,000円～1,300,000円	2	0	2
1,789,808円	1	0	1
合 計	10	1	11

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

常務・専務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
80,000円～100,000円	1	/	1
240,000円～500,000円	1		1
600,000円～800,000円	1		1
500,000円～1,000,000円	1		1
375,000円～1,050,000円	1		1
900,000円～1,200,000円	1		1
600,000円～1,300,000円	1		1
1,250,000円～2,500,000円	1		1
合 計	8		8

「No.5 公務員を参照」のうち、特記事項

常務・専務理事（賞与あり）	法人
人事院勧告指定級1号俸+手当月額180,000円（非常勤は賞与・退職手当なし）	大
国家公務員指定職俸給表第2の金額（2件）	大
県職員行政職給料表9級41号給の額	大
理事長職務代理の常務理事：基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表4号俸）+役員手当月額200,000円/その他：基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表3号俸）+役員手当月額200,000円	大
理事長の職務の代理及び代行に指名された常務理事：国家公務員指定職俸給表5号俸の俸給月額相当+地域手当相当/それ以外：国家公務員指定職俸給表3号俸の俸給月額相当+地域手当相当	大
国家公務員給与法指定職俸給表の第4号から第5号までの額。役員報酬等の総額は、年間人件費総額の2割以内とする。	短

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項

常務・専務理事（賞与あり）	法人
教員基本給表に基づき理事長が定める額+手当月額100,000円	大
役員本俸（給与規程俸給表○号）+役員手当月額100,000円+常務手当月額150,000円、職員兼務の場合は常務理事手当て60,000円のみ	大
教育職員の俸給の最高額に240,000円を加えた額	大
報酬：教職員を兼務していない常務理事210,000円+俸給表額、職員兼務340,000円、役員手当：（月額）35,000円	大
法人事務職の本給及びその他手当月額150,000円を加算した額の範囲内。ただし、職員兼務の場合は手当月額150,000円のみ範囲内。	大
教授給の当該年齢の給与額（65歳以上は65歳の給与額）+専務：手当月額250,000円、常務：手当月額200,000円	大
給与規程額+専務月額150,000、常務月額120,000円（学長・副学長兼務は支給なし）	大
高等学校教諭の基本給表を適用+役職手当て月額60,000円+理事手当て月額20,000円	短

8-2b 「常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	52	8	60
2	法人独自の俸給表	9	1	10
3	上限額のみ記載あり	38	3	41
4	範囲を指定（〇円～〇円）	14	0	14
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	4	0	4
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	2	3	5
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	3	0	3
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	123	15	138

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
228,000円～300,000円	2	0	2
480,000円～500,000円	1	2	3
600,000円	1	0	1
720,000円	1	0	1
960,000円	1	1	2
1,200,000円～1,232,400円	5	1	6
1,800,000円	2	0	2
2,200,000円～2,400,000円	4	0	4
3,384,000円～3,600,000円	3	1	4
4,000,000円～4,200,000円	1	2	3
4,800,000円	1	0	1
5,460,000円	1	0	1
6,000,000円～6,480,000円	4	0	4
7,200,000円～7,800,000円	2	0	2
8,400,000円～9,000,000円	7	0	7
9,396,000円～10,800,000円	3	1	4
12,000,000円～12,904,000円	4	0	4
13,288,000円～14,160,000円	3	0	3
15,000,000円	1	0	1
16,500,000円～17,000,000円	3	0	3
18,000,000円～18,471,600円	2	0	2
合 計	52	8	60

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,500,000円	1	0	1
7,200,000円	0	1	1
12,768,070円	1	0	1
14,400,000円～14,930,000円	2	0	2
17,640,000円	1	0	1
18,000,000円～19,000,000円	2	0	2
20,040,000円	1	0	1
36,000,000円	1	0	1
合 計	9	1	10

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
原則無報酬（理事長が必要と認めた場合上限8,400,000円）	1	0	1
240,000円～288,000円	2	0	2
1,080,000円～1,440,000円	2	0	2
2,400,000円～3,000,000円	2	0	2
3,600,000円	2	0	2
5,000,000円～6,000,000円	2	0	2
7,200,000円～8,000,000円	3	0	3
9,000,000円～10,000,000円	4	1	5
10,080,000円～12,000,000円	4	1	5
12,960,000円～13,700,000円	4	0	4
14,000,000円～15,000,000円	4	1	5
16,000,000円	1	0	1
17,000,000円（職員給与含む）	1	0	1
18,000,000円	1	0	1
19,999,200円～20,000,000円	3	0	3
24,000,000円	1	0	1
40,000,000円	1	0	1
合 計	38	3	41

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,200,000円～3,600,000円	1		1
3,000,000円～6,000,000円	1		1
4,800,000円～7,200,000円	1		1
5,000,000円～8,000,000円	1		1
4,800,000円～9,600,000円	1		1
5,700,000円～11,000,000円	1		1
10,000,000円～12,000,000円	1		1
14,000,000円～16,000,000円	1		1
16,000,000円～16,700,000円	1		1
13,200,000円～18,000,000円	1		1
14,280,000円～19,320,000円	1		1
15,600,000円～19,560,000円	1		1
7,000,000円～20,700,000円	1		1
18,000,000円～24,000,000円	1		1
合 計	14		14

「No.5 公務員を参照」の内訳

常務・専務理事（賞与なし又は年俸制）	法人
国家公務員指定職俸給表に定める俸給月額のうち、別表の指定職俸給基準に定める号俸とする。別途、給与規程に定める家族手当に相当する額（該当者のみ）。	大
給与法別表第11の指定職俸給表5号俸に相当する額を超えない範囲内	大
専務：給与法別表第11に定める指定職俸給表の4号俸の額 常務：給与法別表第11に定める指定職俸給表の2号俸の額 4月1日時点で満65歳を超える者の報酬月額は、報酬額に0.8を乗じた額とする。	大
一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表2号俸相当 該号俸の年間支給額の範囲内において年俸で定める。	大

8-3 「常務・専務理事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	常務・専務理事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	11	1	12
2	日当のみ支給あり	0	0	0
3	日当は支給なし	219	22	241
	合 計	230	23	253

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000円（職員兼務は支給なし）	1	0	1
10,000円	2	0	2
10,000円（職員兼務は支給なし）	1	1	2
理事会 10,000円 臨時・特別の業務 10,000円～50,000円	1	0	1
学外役員 10,000円（手取り） 学内理事 5,000円（給与上乘せ）	1	0	1
理事会・評議員会 11,000円、その他の会議 5,500円	1	0	1
15,000円（1日に2回以上の理事会に出席する場合は 日額 30,000円）	1	0	1
30,000円 （議決権行使書を提出した場合も出席とみなす）	1	0	1
50,000円	1	0	1
支給するとあるのみ	1	0	1
合 計	11	1	12

調査 9 「職員兼務理事」報酬の有無・基準・金額

- ※ 職員兼務の理事長、副理事長、1号理事（学長・校長・園長）、常務・専務は調査 5～8 で回答。
 ※ 副学長、事務局長は、職員兼務理事に含める。

9-1 「職員兼務理事」報酬区分の有無

No.	職員兼務理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	202	15	217
イ	区分あり（報酬なし）	115	26	141
ウ	区分なし	220	43	263
	合 計	537	84	621

調査 9-2 以下は「ア」についての調査となる。

9-2 「職員兼務理事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	60	4	64
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	142	11	153
	合 計	202	15	217

9-2a 「職員兼務理事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	39	1	40
2	法人独自の俸給表	8	1	9
3	上限額のみ記載あり	5	2	7
4	範囲を指定（〇円～〇円）	2	0	2
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	2	0	2
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他			
	基準額－給与等	2	0	2
	その他	1	0	1
	合 計	60	4	64

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

職員兼務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
10,000円～45,000円	4	0	4
50,000円	6	1	7
60,000円	2	0	2
70,000円（給与を合わせた上限は1,500,000円）	1	0	1
75,000～80,000円	2	0	2
90,000～100,000円	3	0	3
100,000円（大学所属、賞与なし）			
20,000円（中高所属、賞与あり）	1	0	1
50,000円（法人事務局長、賞与なし）			
120,000円（担当理事）、50,000円（その他）	1	0	1
120,000円～134,000円	2	0	2
162,000円	1	0	1
213,000円～220,000円	1	0	1
250,000円（担当理事）、120,000円（理事）	1	0	1
250,000円（法人本部長）、200,000円（副学長）、180,000円（局長、部長）	1	0	1
300,000円（常勤理事。職員兼務は支給しないことができる）	1	0	1

300,000円（重要な日常業務担当）、180,000円（その他。うち、学部長又は研究科長を補する期間は2分の1）	1	0	1
500,000円（事務局長）	1	0	1
600,000円（うち1件は事務局長）	2	0	2
600,000円（本部事務局長）、550,000円（大学事務局長）、70,000円＋給与（その他の兼務理事）	1	0	1
700,000円（常任理事）、10,000円（理事）	1	0	1
730,000円（事務局長。職員兼務の場合は122,000円）	1	0	1
742,560円（副学長、局長）	1	0	1
753,200円（経営本部長）	1	0	1
788,000円（法人事務局長）、712,000円（大学事務局長）	1	0	1
817,600円	1	0	1
843,000円（副学長。職員と兼務の場合は、給与との差額を報酬とする）	1	0	1
合 計	39	1	40

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

職員兼務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000円～150,000円	2	0	2
220,000円	0	1	1
300,000円（給与と別。常勤及び非常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限は2億円）	1	0	1
583,333円（年額7,000,000円。下限年額100,000円）	1	0	1
658,000円（指定職俸給表）	1	0	1
708,200円（事務局長）	1	0	1
890,000円（副学長）、840,000円（事務局長）、その他理事は日当のみ	1	0	1
2,121,000円（局長）	1	0	1
合 計	8	1	9

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

職員兼務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
無報酬。ただし理事会の決定により理事として特別の任務を委嘱された者は、月額上限 100,000 円+賞与あり)	1	0	1
50,000 円	0	1	1
100,000 円	1	0	1
120,000 円	0	1	1
525,400 円（事務局長）	1	0	1
1,375,000 円（法人事務局長）、1,208,333 円（法人事務局次長、年額 14,500,000 円）、上限に達する前に 65 歳になった場合は、その時点における報酬年額を上限	1	0	1
3,024,000 円（教職員理事 14 人分の総額上限）	1	0	1
合 計	5	2	7

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

職員兼務理事（賞与あり）	大学	短大	合計
180,000 円～220,000 円	1	/	1
50,000 円～500,000 円（事業理事）、30,000 円～300,000 円（理事）	1		1
合 計	2		2

「No.5 公務員を参照」の内訳

職員兼務理事（賞与あり）	法人
法人事務局長 一般職の職員の給与に関する法律別表 11 指定職俸給表（1 号俸又は 2 号俸）に準じて定める+職務手当月額 100,000 円。ただし、役員を兼務する場合は職務手当は役職ごとに支給する。	大
副学長：基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表 1 号俸）+役員手当 200,000 円 その他（研究所長含む）：役員手当 200,000 円のみ	大

「No.11 その他」のうち、「基準額—給与等」の内訳

職員兼務理事（賞与あり）	法人
月額 300,000 円から、専任教職員と兼務の場合は 300,000 円を、大・短・高の兼任職員と兼務の場合は 50,000 円を、幼稚園兼任教職員は 30,000 円を控除した額。	大
職務報酬俸給表最高額月額 1,523,000 円の範囲内から、給与のうち所定内給与を減じた額。	大

「No.11 その他」のうち、「その他」の内訳

職員兼務理事（賞与あり）	法人
給与規則等に基づく給与額を基本に、別表（常勤役員の報酬）の水準を勘案して決定する。	大

9-2b 「職員兼務理事（※賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計	
1	定額	86	6	92	
2	法人独自の俸給表	6	1	7	
3	上限額のみ記載あり	16	1	17	
4	範囲を指定（〇円～〇円）	4	0	4	
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0	
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0	
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1	
8	理事会で定める、理事長が定める	3	0	3	
9	支給する（ことができる）のみ	5	1	6	
10	日当のみ支給	13	1	14	
11	その他	基準額－給与等	5	1	6
		その他	3	0	3
	合 計	142	11	153	

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
44,444～70,000円	2	0	2
100,000円（理事会参加5回分として。5回を超えた場合1回につき20,000円を加算。）	1	0	1
120,000～180,000円	6	0	6
200,000円（常任理事）、150,000円（理事）	1	0	1
216,000円～288,000円	14	2	16
300,000円～360,000円	8	2	10
400,000円（役職給受給者は1/2）	1	0	1
444,000円（管理職でない者。管理職には支給しない）	1	0	1
456,000円～500,000円	3	2	5
588,960円～600,000円	13	0	13
600,000円（副学長には支給しない）	1	0	1
600,000円（給与規程特別職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない）	1	0	1
720,000円～780,000円	3	0	3
840,000円（常任理事）、240,000円（理事）	1	0	1
840,000円～900,000円	4	0	4
960,000円	1	0	1

960,000円（職務手当の支給なし）、360,000円（職務手当の支給あり）	1	0	1
1,200,000円	5	0	5
1,200,000円（常勤の兼務理事）、960,000円（その他の兼務理事）	1	0	1
1,320,000円（事務局長）、900,000円（その他）	1	0	1
1,440,000円（事務局長は半額）	1	0	1
1,560,000円（執行理事）、360,000円（学部長・研究科長）	1	0	1
1,560,000円（役職手当受給者は1/2の額）	1	0	1
1,680,000円	1	0	1
1,764,000円～1,800,000円	3	0	3
2,140,000円	1	0	1
2,400,000円（副学長）、2,160,000円（学部長）	1	0	1
3,000,000円（法人事務局長。その他は支給なし）	1	0	1
5,184,000円	1	0	1
5,400,000円（特別給受給者は450,000円）	1	0	1
6,600,000円（ただし、就業規則に規定する特別職の理事（学部長及び病院長は除く）には支給しない）	1	0	1
12,000,000円（副学長。その他は支給なし）	1	0	1
報酬月額100,000円。ただし、兼任の月例給与と役員報酬の合計が1,200,000円に満たない場合はその差額を役員調整手当として月例給与で支給する。	1	0	1
理事会等会議への出席報酬として、年額100,000円（理事会等会議への出席は、5回を基準）	1	0	1
副学長50,000円、学部長・事務職員30,000円、教育職で功労者・学識経験者90,000円、事務職で功労者・学識経験者30,000円	1	0	1
合 計	86	6	92

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
840,000円	1	0	1
1,200,000円	1	0	1
2,100,000円	1	0	1
3,240,000円	1	0	1
3,240,000円（理事長も含めた職員兼務俸給表）	1	0	1
7,680,000円（給与別途）	1	0	1
8,400,000円（理事長以外の理事の俸給表。下限は300,000円）	0	1	1
合 計	6	1	7

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
原則無報酬 （理事長が必要と認めた場合上限 3,600,000 円）	1	0	1
500,000 円～600,000 円	2	0	2
1,200,000 円	3	1	4
1,200,000 円（特別の任務を担当する者）	2	0	2
1,200,000 円（但し、原則として教職員本給と報酬年俸額の合算上限 17,400,000 円）	1	0	1
1,200,000 円（常務会構成員）、600,000 円（その他）	1	0	1
2,500,000 円	1	0	1
3,600,000 円	2	0	2
5,000,000 円	1	0	1
6,240,000 円	1	0	1
8,000,000 円（職員兼務理事の上限）	1	0	1
合 計	16	1	17

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
0 円～1,200,000 円	1	/	1
1,000,000 円～2,000,000 円	1		1
常任理事：年俸 18,000,000 円～20,000,000 円の範囲内から給与総額を引いた額。 学部長、事務局長、研究科長その他の者：年額 1,600,000 円～2,100,000 円の範囲内	1		1
7,000,000 円～18,000,000 円（職員としての給与・賞与を支給されている場合、給与含めた上限額） 給与規程等の適用を受ける場合の理事手当は月額 30,000 円。	1		1
合 計	4		4

「No.11 その他」のうち、「基準額一給与等」の内訳

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	法人
該当する役員報酬額（俸給表上限年 9,000,000 円）－教職員の給料額、扶養手当の年度合計額	大
常任理事は俸給月額と理事報酬の月額を 900,000 円とする。 非常任理事は、役職手当有：月額 50,000 円 役職手当なし：月額 100,000 円、 非常任理事（学内者）が業務の一部を分担する場合、専任の給与と理事手当の合計月額が 500,000 円に満たないときは、500,000 円との差額を理事手当てに加算して支給する。	大
年額 20,000,000 円－この法人の専任教職員としての給与（年額）	大
常任理事月額 120,000 円－職務手当、非常勤の職員兼務は月額 20,000 円	大
基本報酬 200,000 円＋職務報酬（常勤役員としてひとつの俸給表）の上限 1,523,000 円－所定内給与の月額	大
報酬（俸給表月額上限 1,000,000 円の範囲）－給与	短

「No.11 その他」のうち、「その他」の内訳

職員兼務理事（賞与なし又は年俸制）	法人
月額教員本俸○号俸の 10%	大
年額：本俸月額の 2 か月分を支給	大
手当として基本給の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を支給 (給与規程に基づく役職手当は支給しない)	大

9-3 「職員兼務理事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	職員兼務理事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	9	1	10
2	日当のみ支給あり	13	1	14
3	日当は支給なし	180	13	193
	合 計	202	15	217

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000円（報酬は原則無報酬で、支給することができる）	1	0	1
5,000円又は10,000円	1	0	1
7,000円	1	0	1
10,000円	2	1	3
20,000円	1	0	1
25,000円	1	0	1
30,000円 （議決権行使書を提出した場合も出席とみなす）	1	0	1
支給するとあるのみ	1	0	1
合 計	9	1	10

「No.2 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000円	1	0	1
7,000円	1	0	1
7,500円	1	0	1
10,000円	1	1	2
20,000円	4	0	4
20,631円	1	0	1
30,000円	2	0	2
50,000円	1	0	1
都度理事長が決定	1	0	1
合 計	13	1	14

調査 10

「その他の常勤理事」報酬の有無・基準・金額

- ※ 規程に詳細な区分がある場合の、理事長・学長・常務（専務）理事・職員兼務理事以外の常勤理事を指す（担当理事を含む）。
- ※ 理事長以外の理事（役付を含む）を「常勤理事」とひとまとめにしている法人を含む。
- ※ 「常勤理事」「理事」などひとまとめにして詳細な区分の無いものは、調査 11、13で集計。
- ※ 報酬の一部（俸給表など）が、理事長を含む全常勤理事で共通の場合がある（上限額が高額になる）。

10-1 「その他の常勤理事」報酬区分の有無

No.	その他の常勤理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	190	21	211
イ	区分あり（報酬なし）	3	2	5
ウ	区分なし	344	61	405
	合 計	537	84	621

調査 10-2 以下は「ア」についての調査となる。

10-2 「その他の常勤理事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	86	8	94
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	104	13	117
	合 計	190	21	211

10-2a 「その他の常勤理事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	24	3	27
2	法人独自の俸給表	21	3	24
3	上限額のみ記載あり	16	1	17
4	範囲を指定（〇円～〇円）	10	0	10
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	7	1	8
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	4	0	4
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	2	0	2
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	1	0	1
	合 計	86	8	94

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

その他の常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
20,000 円	2	0	2
70,000 円（他に生業（本務職の身分）を有する者） 100,000 円（それ以外）	1	0	1
80,000 円～100,000 円	5	0	5
180,000 円～200,000 円	2	1	3
280,000 円～300,000 円	4	0	4
460,000 円（週 2 日以上）、200,000 円（週 2 日未満）	1	0	1
500,000 円～583,000 円	0	2	2
600,000 円	2	0	2
608,000 円（総務・財務／経営戦略担当） 564,200 円（その他の担当理事）	1	0	1
700,000 円～750,000 円	4	0	4
800,000 円	1	0	1
900,000 円	1	0	1
合 計	24	3	27

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

その他の常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
50,000 円	1	0	1
140,000 円～180,000 円	0	2	2
500,000 円～550,000 円	1	1	2
600,000 円～630,000 円	2	0	2
700,000 円～750,000 円	5	0	5
800,000 円～850,000 円	2	0	2
900,000 円～927,300 円	2	0	2
1,000,000 円	2	0	2
1,083,333 円（年額 13,000,000 円）	1	0	1
1,297,700 円～1,331,000 円	2	0	2
1,400,000 円	1	0	1
2,521,000 円	1	0	1
2,880,000 円	1	0	1
合 計	21	3	24

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

その他の常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000 円～138,000 円	3	0	3
200,000 円	1	0	1
400,000 円～500,000 円	3	0	3
680,000 円	1	0	1
800,000 円	1	0	1
980,000～1,000,000 円	3	1	4
1,100,000～1,200,000 円	2	0	2
1,130,000 円（常任）、40,000 円（その他常勤）	1	0	1
1,474,840 円	1	0	1
合 計	16	1	17

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

その他の常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000 円～60,000 円	1	/	1
240,000 円～500,000 円	1		1
400,000～600,000 円	1		1
250,000 円～700,000 円	1		1
500,000 円～800,000 円	1		1
500,000 円～1,000,000 円	1		1
500,000 円～1,000,000 円（事業理事） 100,000 円～700,000 円（理事）	1		1
800,000 円～1,100,000 円＋手当 100,000 円以内	1		1

1,125,000円～1,500,000円	1	1
833,333円～1,666,667円 (年額10,000,000円～20,000,000円)	1	1
合 計	10	10

「No.5 公務員を参照」の内訳

その他の常勤理事（賞与あり）	法人
国家公務員指定職俸給表1号	大
一般職の職員の給与に関する法律別表第10号指定職俸給表1号俸	大
一般職の職員の給与に関する法律別表11号指定職俸給表3号俸又は4号俸 職務手当は、一律月額100,000円。ただし、役員を兼務する場合は役職ごとに支給。	大
基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表1号俸以内）+役員手当200,000円	大
業務執行理事：一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表を準用し、その俸給月額以内で役員報酬を支給する。それ者以外の者は、日当支給。	大
担当理事：給与別表第11号に定める指定職俸給表の11号俸の額	大
一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項11号で定める指定職俸給表7号俸に0.35を乗じた額+地域手当	大
国家公務員給与法指定職俸給表の第1号から第3号まで（常任は2号から3号まで）の額。役員報酬等の総額は、年間人件費総額の2割以内とする。	短

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項

その他の常勤理事（賞与あり）	法人
法人事務職の本給及びその他手当に別表に掲げる額（理事は月額50,000円）を加算した額の範囲内。	大

「No.11 その他」の内訳

その他の常勤理事（賞与あり）	法人
<p>【常任理事】</p> <p>60歳前は俸給表で月額上限620,000円+職務手当150,000円。 60歳から65歳に達する年度末までは定額月額250,000円+職務手当150,000円。</p> <p>【理事】</p> <p>60歳前は俸給表で月額上限555,000円+職務手当120,000円。 60歳から65歳に達する年度末までは定額月額250,000円+職務手当120,000円。</p>	大

10-2b 「その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	37	8	45
2	法人独自の俸給表	11	4	15
3	上限額のみ記載あり	36	1	37
4	範囲を指定（〇円～〇円）	10	0	10
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める	4	0	4
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	2	0	2
	合 計	104	13	117

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
50,000 円	1	0	1
75,000 円（常任）、50,000 円（理事）	1	0	1
120,000 円	2	0	2
240,000 円	2	0	2
360,000 円	1	1	2
480,000 円	0	1	1
600,000 円	2	3	5
1,080,000 円	1	0	1
1,200,000 円	7	0	7
1,320,000 円	1	0	1
1,560,000 円	1	0	1
1,800,000 円	3	0	3
2,190,000 円	1	0	1
3,600,000 円	1	1	2
3,600,000 円（勤務が週5日未満の場合は5で除して委 嘱状の基本日数を乗じた額とする）	0	1	1
4,200,000 円～4,800,000 円	2	1	3
6,000,000 円（常任）、4,800,000 円（理事）	1	0	1
7,008,000 円	1	0	1

7,200,000円～7,680,000円	2	0	2
9,000,000円	1	0	1
12,000,000円	2	0	2
14,400,000円	1	0	1
15,000,000円	2	0	2
18,471,600円	1	0	1
合 計	37	8	45

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
3,000,000円	1	0	1
6,660,000円	1	0	1
7,200,000円～7,800,000円	1	1	2
8,400,000円	0	1	1
12,000,000円	2	0	2
13,640,000円～13,872,000円	3	0	3
14,400,000円	1	0	1
15,000,000円	0	1	1
38,000,000円	1	0	1
役員手当年額500,000円＋職員兼務でない常勤の理事長、理事、監事には俸給表から支給することがある。 （月額上限537,600円）	0	1	1
9,000,000円（フルタイム） 上限年俸6,000,000円（週4日以内）	1	0	1
合 計	11	4	15

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
360,000円～600,000円	3	0	3
960,000円～108,000円	3	0	3
1,200,000円	1	0	1
1,800,000円	1	0	1
2,400,000円	2	0	2
3,000,000円～3,600,000円	3	0	3
4,800,000円～5,000,000円	2	0	2
6,000,000円	2	0	2
7,200,000円～8,000,000円	5	0	5
8,400,000円	1	0	1
9,600,000円～10,000,000円	3	1	4
12,000,000円	1	0	1
13,000,000円	2	0	2
14,400,000円	1	0	1
15,000,000円	2	0	2
16,000,000円	1	0	1
17,500,000円～18,000,000円	2	0	2
40,000,000円	1	0	1
合 計	36	1	37

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計	
600,000円～1,200,000円	1	/	1	
1,200,000円～2,400,000円	1		1	
1,800,000円～3,600,000円	1		1	
3,600,000円～8,400,000円	1		1	
5,700,000円～10,000,000円	1		1	
10,000,000円～12,000,000円	1		1	
14,400,000円～15,600,000円	1		1	
1,200,000円～18,000,000円（常任）	1		1	
1,200,000円～5,000,000円（理事）				
7,000,000円～18,000,000円	1		1	
18,000,000円～20,000,000円	1		1	
合 計	10			10

「No.5 公務員を参照」の内訳

その他の常勤理事（賞与なし又は年俸制）	法人
教員役手当上限の5倍を基準＋常任理事に、車代として通勤交通費とは別に役員手当の20%を上限として支給	大

10-3 「その他の常勤理事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	その他の常勤理事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	6	1	7
2	日当のみ支給あり	2	0	2
3	日当のみ支給あり（業務執行理事以外）	1	0	1
4	日当は支給なし	181	20	201
	合 計	190	21	211

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	1	0	1
10,000 円	2	1	3
15,000 円（1日に2回以上の理事会に出席する場合は日額30,000円）	1	0	1
50,000 円（法人の会議、行事等、及び法人に関する会議等に出席又は参加をした場合）	1	0	1
支給するとあるのみ	1	0	1
合 計	6	1	7

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
12,000 円（理事会）、50,000 円（その他業務） ※業務執行理事以外	1	/	1
30,000 円	2		2
合 計	3		3

調査 11

「常勤理事」報酬の有無・基準・金額

※ 規程に詳細な区分がなく、「常勤理事」としてまとめられている法人は理事長等を含む「常勤理事」全体を指す（職員兼務は別の場合あり）。

※ 「学内理事」「学外理事」で区分している法人は、学内理事を指す。

※ 常勤・非常勤の区分がない理事は調査 13 で回答。

11-1 「常勤理事」報酬区分の有無

No.	常勤理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	21	2	23
イ	区分あり（報酬なし）	0	2	2
ウ	区分なし	516	80	596
	合 計	537	84	621

調査 11-2 以下は「ア」についての調査となる。

11-2 「常勤理事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	10	1	11
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	11	1	12
	合 計	21	2	23

11-2a 「常勤理事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	0	0	0
2	法人独自の俸給表	7	1	8
3	上限額のみ記載あり	0	0	0
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	1
	合 計	10	1	11

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
785,000円（理事長、副理事長が宗教法人に常在する者である場合は支給しない）	1	0	1
830,000円	1	0	1
900,000円～989,000円	2	1	3
1,215,000円～1,301,000円	2	0	2
1,800,000円	1	0	1
合 計	7	1	8

「No.5 公務員を参照」の詳細

常勤理事（賞与あり）	法人
国家公務員指定職俸給表を準用し、号俸は理事長が決定する	大

11-2b 「常勤理事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	0	0	0
2	法人独自の俸給表	6	0	6
3	上限額のみ記載あり	1	1	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	2	0	2
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
11	その他	2	0	2
	合 計	11	1	12

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
18,000,000円	3	/	3
20,000,000円～20,400,000円	2		2
24,432,000円	1		1
合 計	6		6

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
12,000,000円	1	0	1
20,000,000円	0	1	1
合 計	1	1	2

「No.11 その他」の内訳

常勤理事（賞与なし又は年俸制）	法人
常勤理事の報酬年俸総額（年額、賞与を含む。）の上限額は16,000,000円とし、各常勤理事の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。	大
支給しない。ただし、理事会の承認を得て別の取扱いとすることができる。	大

11-3 「常勤理事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

No.	常勤理事の日当	大学	短大	合計
1	日当は支給なし	21	2	23

調査 12

「非常勤理事」報酬の有無・基準・金額

12-1 「非常勤理事」報酬区分の有無

No.	非常勤理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	302	44	346
イ	区分あり（報酬なし）	7	0	7
ウ	区分なし	228	40	268
	合 計	537	84	621

調査 12-2 以下は「ア」についての調査となる。

12-2 「非常勤理事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	32	4	36
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	270	40	310
	合 計	302	44	346

12-2a 「非常勤理事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	22	1	23
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	1	1	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	4	0	4
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	4	2	6
	合 計	32	4	36

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

非常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
10,000 円	1	1	2
20,000 円	2	0	2
30,000 円	1	0	1
40,000 円	1	0	1
50,000 円	4	0	4
60,000 円	1	0	1
70,000 円～75,000 円	3	0	3
100,000 円（常任理事）、50,000 円（理事）	1	0	1
108,000 円	1	0	1
130,000 円	1	0	1
200,000 円	3	0	3
300,000 円	1	0	1
398,200 円（非常勤の常任理事、本務者）、 199,100 円（非常勤の常任理事、兼務者）	1	0	1
410,000 円	1	0	1
合 計	22	1	23

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

非常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
91,000 円	1	0	1
12,000 円	0	1	1
合 計	1	1	2

「No.4 範囲を指定（報酬は〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

非常勤理事（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000 円～60,000 円	1	/	1
50,000 円～300,000 円	2		2
0 円～416,667 円（年額 5,000,000 円）	1		1
合 計	4		4

12-2b 「非常勤理事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	151	15	166
2	法人独自の俸給表	9	2	11
3	上限額のみ記載あり	24	0	24
4	範囲を指定（〇円～〇円）	5	0	5
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	77	22	99
11	その他	3	1	4
	合 計	270	40	310

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

非常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
10,000円～33,400円	2	0	2
50,000円～80,000円	4	1	5
100,000円	5	0	5
100,000円（理事会参加5回分として。5回を超えた場合1回につき20,000円を加算。）	1	0	1
120,000円～124,700円	12	0	12
150,000円	4	0	4
150,000円（常任理事）、100,000円（理事）	1	0	1
180,000円～200,000円	6	1	7
200,000円（学監）、100,000円（その他）	0	1	1
200,000円（委員）、160,000円（その他）	1	0	1
240,000円	12	1	13
300,000円	8	0	8
300,000円（財務理事）、200,000円（理事）	1	0	1
330,000円～360,000円	11	2	13
400,000円	2	1	3
420,000円（常任理事会構成員） 300,000円（非構成員）	1	0	1
450,000円～490,800円	4	1	5

500,000円～504,000円	2	3	5
600,000円	19	1	20
600,000円(理事会の特定する理事)、その他は日当支給	1	0	1
600,000円(常務理事会準構成員)、その他は支給なし	1	0	1
600,000円(常任)、その他は日当支給	1	0	1
600,000円(法律顧問の理事)、360,000円(その他)	1	0	1
700,000円～756,000円	6	1	7
840,000円～900,000円	3	0	3
960,000円～1,000,000円	9	0	9
1,032,000円(常任理事会構成員)、その他は日当支給	1	0	1
1,116,000円(特別の任務を委嘱された者) 636,000円(その他)	1	0	1
1,200,000円	13	0	13
1,200,000円(担当理事)、600,000円(理事)	1	0	1
1,320,000円	1	0	1
1,368,000円(常任会出席の非常勤理事) 168,000円(常任会出席しない非常勤理事)	1	0	1
1,400,000円～1,440,000円	3	0	3
1,500,000円	1	0	1
1,800,000円	1	1	2
1,800,000円(常任)、600,000円(理事)	1	0	1
2,196,000円～2,400,000円	5	0	5
2,400,000円(各委員会の委員長)、1,200,000円(副 委員長)、600,000円+日当(委員)	1	0	1
3,000,000円～3,600,000円	2	0	2
3,600,000円(常任)、1,800,000円(理事)	1	0	1
3,600,000円(甲)、200,000円(乙)*甲乙詳細不明	0	1	1
合 計	151	15	166

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額(年額)

非常勤理事(賞与なし又は年俸制)	大学	短大	合計
1,200,000円～1,320,000円	2	1	3
1,620,000円	1	0	1
1,900,000円	1	0	1
2,400,000円	0	1	1
3,000,000円	2	0	2
3,000,000円(一定の業務を行う者)、その他は無報酬	1	0	1
3,600,000円(常勤及び非常勤の役員に対する報酬総額 の上限は2億円)	1	0	1
俸給表50号月額580,000円。以下、1号につき10,000 円プラス(上限なし)	1	0	1
合 計	9	2	11

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

非常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
200,000円～240,000円	2		2
300,000円～360,000円	2		2
500,000円～530,000円	2		2
600,000円	4		4
1,200,000円	3		3
1,800,000円	1		1
2,400,000円～2,500,000円	2		2
3,000,000円～3,600,000円	3		3
4,000,000円	1		1
4,200,000円（常勤に準じる）、120,000円（その他）	1		1
6,000,000円	1		1
8,400,000円	1		1
13,000,000円（担当あり）、1,000,000円（担当なし）	1		1
合 計	24		24

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

非常勤理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
360,000円～600,000円	1		1
500,000円～1,000,000円	1		1
600,000円～1,200,000円	1		1
1,800,000円～2,400,000円	1		1
240,000円～2,400,000円	1		1
合 計	5	5	

「No.11 その他」の内訳

非常勤理事（賞与なし又は年俸制）	法人
理事会等会議への出席が年に1～3回：年額50,000円、4～6回：年額70,000円、7回以上：年額100,000円	大
（月額制）俸給表上限500,000円 （日額制）上限30,000円	大
月額又は業務従事回数により支給。おおむね週1回出勤で月額120,000円、随時支給の場合は1回50,000円	大
（月給制）俸給表最大月額150,000円 （日額制）1回上限30,000円	短

12-3 「非常勤理事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	非常勤理事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	41	8	49
2	報酬+日当あり（1 法人内の一部の理事）	1	0	1
3	日当のみ支給あり	81	24	105
4	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	5	1	6
5	日当は支給なし	174	11	185
	合 計	302	44	346

「No.1、No.2 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	4	3	7
5,000 円（理事会・評議員会以外の会議）	1	0	1
7,000 円	0	1	1
8,000 円	1	0	1
10,000 円～11,137 円	10	1	11
10,000 円（理事会開催日以外に開催の別会議）	1	0	1
10,000 円（法人が依頼した業務への出席）	0	1	1
10,000 円（理事会・評議員会以外の会議）	1	0	1
15,000 円	1	0	1
20,000 円	7	0	7
30,000 円	3	0	3
100,000 円	1	0	1
125,000 円（臨時理事会出席ごと）	1	0	1
200,000 円（理事会開催月に報酬に加算）	1	0	1
入学式、卒業式等への出席 5,000 円 監事研修会等外部主催の行事への参加等 10,000 円	0	1	1
理事会等への出席、職務執行 5,000 円 文部科学省その他関係団体の研修等 10,000 円 学内の各種委員会への出席 10,000 円 学内の各種調査委員会への出席及び調査 30,000 円	1	0	1
理事会及び理事長が必要と認めた会議（評議員会除く） 6,000 円、評議員会 3,000 円	1	0	1
会議出席 10,000 円、複数の会議出席 17,000 円	1	0	1
県内居住：交通費及び日当として 10,000 円 県内非居住：交通費実費+日当 7,500 円	1	0	1
理事会出席 10,000 円、臨時・特別の業務 10,000 円～ 50,000 円	1	0	1

理事会、学園を代表して出席する外部会議 10,000 円、 理事会が設置する各種委員会への出席（委員長 20,000 円、委員長以外 10,000 円）、学園の要請により出席す る学外の会議・研修等 2,500 円	1	0	1
理事会又は評議員会 11,137 円 理事長の依頼による特別業務 18,000 円	1	0	1
理事会への出席日額 17,000 円 その他の会議・法人業務のための勤務日額 6,000 円	1	0	1
1 日 18,000 円、半日 9,000 円（遠隔者の場合は半日 12,000 円）	1	0	1
理事会等会議への出席日額 25,000 円、その他法人業務 のための勤務日額 10,000 円	1	0	1
近郊居住者：日当＋交通費 10,000 円、遠方居住者：旅 費規程による	0	1	1
合 計	42	8	50

「No.3、No.4 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
3,000 円	1	0	1
4,000 円	1	0	1
5,000 円	1	1	2
5,569 円	0	1	1
6,000 円	1	0	1
6,000 円 (1 日に 2 以上の会議に出席の場合は 12,000 円)	1	0	1
7,000 円	1	0	1
9,000 円	1	0	1
10,000 円	15	9	24
11,000 円～11,137 円	2	0	2
12,000 円	1	0	1
15,000 円～15,700 円	4	2	6
15,000 円（1 日に 2 回以上の理事会に出席する場合は 日額 30,000 円）	1	0	1
20,000 円	14	7	21
20,631 円	1	0	1
25,000 円	2	0	2
30,000 円	11	1	12
40,000 円	2	0	2
50,000 円	6	0	6
50,000 円（半日 25,000 円）	1	0	1
70,000 円	1	0	1
100,000 円	2	0	2

日額俸給表あり 20,000 円～50,000 円の範囲	1	0	1
理事会、評議員会、常任理事会出席 半日 10,000 円、1 日 15,000 円 その他の会議半日 5,000 円、1 日 10,000 円	1	0	1
理事会への出席日額 10,000 円、その他法人業務のための勤務 1 日 30,000 円、半日 10,000 円	1	0	1
理事会出席 11,000 円、評議員会出席 6,000 円監査計画会への出席 31,000 円、監査報告会への出席 52,000 円	1	0	1
理事協議会、評議員会 1 日 20,000 円、その他への出席、その他法人業務 1 日 30,000 円以内	1	0	1
理事会、監事監査出席 30,000 円、その他 10,000 円	0	1	1
理事会等会議出席日額 30,000 円、その他 20,000 円	1	0	1
理事会等会議出席 11,137 円 その他法人業務のための勤務 22,274 円	1	0	1
理事会、評議員会出席（日額）20,000 円 その他法人業務（日額）20,000 円（半日）10,000 円	0	1	1
理事会出席 1 回 30,000 円、大学公式行事出席は市内在住 5,000 円、それ以外 10,000 円	0	1	1
理事会等会議への出席 28,884 円 その他の業務 25,789 円	0	1	1
理事会出席 30,000 円、評議員会出席 20,000 円、その他法人業務 30,000 円（同日に理事会、評議員会に重複出席した場合は 30,000 円）	1	0	1
理事会出席 30,000 円、それ以外の委嘱された会議出席 10,000 円、その他理事長が必要と認めた学園行事 5,000 円	1	0	1
理事会等会議への出席日額 50,000 円 その他法人業務のための勤務 30,000～50,000 円	1	0	1
理事会等会議への出席日額 50,000 円 その他法人業務のための勤務日額 30,000 円	1	0	1
理事会等会議出席日額 50,000 円以下 その他日額 100,000 円以下	1	0	1
1 回 50,000 円（学校法人の運営に関する意見交換会、国や私学団体が開催する諸会議、学園が主催する行事、研修に出席したときは、1 回 10,000 円）	1	0	1
理事長以外の非常勤理事：理事会出席 30,000 円、その他 20,000 円。居住地から学園所在地までの距離が 100 km 以上の者は上記日額に 5,000 円を加える。	1	0	1
近郊から出席 1 日 30,000 円 遠方から出席 1 日 60,000 円	1	0	1
「別紙の通り」と記載があるが、別紙確認できず。	1	0	1
合 計	86	25	111

調査 13

「理事（区分なし）」報酬の有無・基準・金額

「理事」として区分しているものは、以下のとおり

- ・ 規程に詳細な区分がなく、理事全員を一つにまとめている法人は、全理事を指す。
(職員兼務を除く場合あり)
- ・ 理事長等役付以外の理事で、常勤・非常勤の区別をしていない法人は、役付以外の理事を指す。
- ・ 学内理事、学外理事で区分している法人は、学外理事を指す。
(ただし、学外=非常勤と明記されている場合は調査 12 で回答) など

13-1 「理事（区分なし）」報酬区分の有無

No.	理事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	99	16	115
イ	区分あり（理事長等役付以外報酬なし）	4	0	4
ウ	区分なし	434	68	502
	合 計	537	84	621

調査 13-2 以下は「ア」についての調査となる。

13-2 「理事（区分なし）」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	16	2	18
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	83	14	97
	合 計	99	16	115

13-2a 「理事（区分なし）（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	5	1	6
2	法人独自の俸給表	5	1	6
3	上限額のみ記載あり	0	0	0
4	範囲を指定（〇円～〇円）	1	0	1
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	0	1
11	その他	2	0	2
	合 計	16	2	18

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

理事（賞与あり）	大学	短大	合計
30,000 円	1	0	1
60,000 円	1	0	1
100,000 円	0	1	1
120,000 円	1	0	1
283,500 円	1	0	1
600,000 円（重要な日常業務を担当する理事） 180,000 円（それ以外）	1	0	1
合 計	5	1	6

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

理事（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000 円	1	0	1
500,000 円	4	1	5
合 計	5	1	6

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

理事（賞与あり）	大学	短大	合計
160,000 円～200,000 円	1		1

「No.6 教職員給与規程参照」の内訳

理事（賞与あり）	法人
理事長、学長、校長、事務局長以外の理事：高等学校教育職初任給×2.5/12を基準とし、理事会において定めた額	大

「No.11 その他」の内訳

理事（賞与あり）	法人
この法人の職員でない理事（月額）：〔基礎額 573,000 円×12 ヶ月+期末手当(基礎額 573,000 円×加算月数×加算乗率)の 100,000 円未満を切り捨てた額〕×週 5 日のうち出勤を要する日数÷12 ヶ月	大
学識経験者は、学長等の給与取扱いを準用し、年齢経歴その他状況等を勘案し決定。その他の理事は月額支給（賞与なし）。	大

13-2b 「理事（区分なし）（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	54	8	62
2	法人独自の俸給表	2	0	2
3	上限額のみ記載あり	5	1	6
4	範囲を指定（〇円～〇円）	4	0	4
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める	3	0	3
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	12	5	17
11	その他	1	0	1
	合 計	83	14	97

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
60,000円～100,000円	4	0	4
114,000円～120,000円	3	2	5
133,332円～150,000円	3	1	4
180,000円～200,000円	4	0	4
220,000円～300,000円	7	1	8
300,000円（常任理事会規程〇号の理事）、その他の学 外役員は会議出席日当のみ支給	1	0	1
360,000円～400,000円	3	0	3
360,000円（特任理事）、240,000円（理事）	1	0	1
400,000円（経営戦略会議構成員である外部理事） 300,000円（その他）	1	0	1
480,000円～500,000円	4	1	5
540,000円～600,000円	6	0	6
700,000円	1	0	1
840,000円	1	0	1
960,000円～1,080,000円	0	2	2
1,200,000円	9	0	9
1,350,000円	1	0	1

1,440,000円	2	1	3
1,608,000円	1	0	1
2,000,000円	1	0	1
2,460,000円	1	0	1
合 計	54	8	62

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
500,000円	1	/	1
550,000円	1		1
合 計	2		2

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
150,000円	1	0	1
300,000円（特に理事長が認めた理事は500,000円以内）	1	0	1
720,000円	0	1	1
2,000,000円（特命事項担当理事） 1,000,000円（理事）	1	0	1
12,000,000円	1	0	1
25,000,000円	1	0	1
合 計	5	1	6

「No.4 範囲を指定（報酬は〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

理事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
500,000円～900,000円	1	/	1
960,000円～2,880,000円	1		1
2,400,000円～6,000,000円	1		1
4,800,000円～9,600,000円（役付理事）、評議員理事、 功労者・学識経験者理事は年額3,600,000円以内	1		1
合 計	4		4

「No.11 その他」の内訳

理事（賞与なし又は年俸制）	法人
理事の総額 30,000,000円	大

13-3 「理事（区分なし）」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	理事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	11	3	14
2	日当のみ支給あり	13	5	18
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	2	0	2
4	日当は支給なし	73	8	81
	合 計	99	16	115

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	3	0	3
9,000 円	1	0	1
10,000 円	2	1	3
10,000 円（出校1回につき）	0	1	1
10,000 円（車賃含む）	1	0	1
20,000 円	1	0	1
60,000 円	1	0	1
評議員会、理事会への出席 5,000 円 役員ミーティングへの参加 3,000 円	0	1	1
理事会への出席日額 11,000 円（学外役員に限る）、 その他、法人業務のための勤務日額 22,000 円。	1	0	1
5・9・3 月は 1 回 50,000 円、7・11・1 月は 1 回 25,000 円	1	0	1
合 計	11	3	14

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円（市外在住者の日当は旅費規程による）	1	0	1
10,000 円	4	2	6
15,000 円	3	0	3
20,000 円	1	2	3
30,000 円	1	0	1
30,000 円（半日 25,000 円）	0	1	1
50,000 円	4	0	4
評議員理事 理事会 1 回 25,000 円、評議員会その他法人が設置した会議 1 回 10,000 円	1	0	1
合 計	15	5	20

調査 14

「常勤監事」報酬の有無・基準・金額

14-1 「常勤監事」報酬区分の有無

No.	常勤監事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	170	18	188
イ	区分あり（報酬なし（賞与のみ支給あり））	0	1	1
ウ	区分なし	367	65	432
	合 計	537	84	621

調査 14-2 以下は「ア」についての調査となる。

14-2 「常勤監事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	71	5	76
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	99	13	112
	合 計	170	18	188

14-2a 「常勤監事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	25	2	27
2	法人独自の俸給表	19	2	21
3	上限額のみ記載あり	10	1	11
4	範囲を指定（〇円～〇円）	7	0	7
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	8	0	8
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	1	0	1
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
	合 計	71	5	76

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
70,000円（他に生業（本務職の身分）を有する者）、 100,000円（その他）	1	0	1
170,000円～200,000円	3	0	3
250,000円～300,000円	5	1	6
350,000円～400,000円	2	0	2
500,000円～600,000円	6	1	7
620,000円～700,000円	4	0	4
730,000円～800,000円	3	0	3
830,000円	1	0	1
合 計	25	2	27

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
180,000 円	0	1	1
220,000 円	0	1	1
400,000 円～430,000 円	3	0	3
500,000 円～521,000 円	3	0	3
500,000 円（月額制）、日額制は上限 1 日 30,000 円	1	0	1
700,000 円～750,000 円	3	0	3
800,000 円～850,000 円	4	0	4
900,000 円～935,000 円	2	0	2
1,000,000 円	1	0	1
1,083,333 円（年額 13,000,000 円。勤務日数が一カ月平均一週間当たり 4.5 日未満の場合は基本役員報酬額に執務日数に応じた係数を乗じて得た金額とする）	1	0	1
2,510,000 円	1	0	1
合 計	19	2	21

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
140,000 円	1	0	1
250,000 円	1	0	1
500,000 円～550,000 円	3	0	3
728,000 円	1	0	1
900,000 円	1	0	1
1,000,000 円	2	1	3
1,016,560 円	1	0	1
合 計	10	1	11

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000 円～50,000 円	1	/	1
200,000 円～500,000 円	1		1
300,000 円～600,000 円	1		1
400,000 円～600,000 円	1		1
400,000 円～700,000 円	1		1
500,000 円～800,000 円	1		1
416,667 円～1,250,000 円（年額 5,000,000 円～15,000,000 円）	1		1
合 計	7		7

「No.5 公務員を参照」の内訳

常勤監事（賞与あり）	法人
一般職の職員の給与に関する法律別表第10指定俸給表の水準に準じる（監事は1号俸）	大
一般職の職員の給与に関する法律別表11指定職俸給表に準じて定める1号俸又は2号俸。職務手当は、一律月額100,000円。	大
基本給（人事院勧告前年度の指定職俸給表1号俸以内）＋役員手当200,000円	大
国家公務員指定職俸給表1号俸の俸給月額相当＋地域手当相当	大
一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表を準用し、その俸給月額以内で支給	大
給与別表第11に定める指定職俸給表の1号俸の額から同2号俸と同1号俸の差額を減じた額。4月1日時点で満65歳を超える者の報酬月額は、報酬額に0.8を乗じた額とする。	大
月額120,000円＋教育職員の俸給の最高額を加えた額とする。	大
一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項11号で定める指定職俸給表7号俸に0.35を乗じた額＋地域手当	大

「No.6 教職員給与規程参照」の内訳

常勤監事（賞与あり）	法人
教授給の当該年齢の給与額（65歳以上は65歳の給与額）＋手当月額165,000円	大

14-2b 「常勤監事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	28	8	36
2	法人独自の俸給表	17	2	19
3	上限額のみ記載あり	29	1	30
4	範囲を指定（〇円～〇円）	13	1	14
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	2	0	2
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	1	2
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	6	0	6
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	0	1
11	その他	1	0	1
	合 計	99	13	112

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
250,000円～360,000円	1	2	3
480,000円～600,000円	0	2	2
1,000,000円～1,200,000円	1	1	2
1,800,000円～2,000,000円	3	0	3
2,160,000円～2,700,000円	7	0	7
3,000,000円～3,600,000円	4	2	6
4,200,000円～4,800,000円	2	1	3
5,040,000円～5,400,000円	2	0	2
6,000,000円	2	0	2
7,200,000円	3	0	3
8,040,000円	1	0	1
9,000,000円	1	0	1
13,000,080円	1	0	1
合 計	28	8	36

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
4,315,000 円	1	0	1
4,800,000 円	2	1	3
5,400,000 円～5,900,000 円	2	0	2
6,000,000 円	4	0	4
6,951,200 円	0	1	1
8,000,000 円（フルタイム）、5,000,000 円（週4日以内）	1	0	1
8,760,000 円～895,000 円	2	0	2
9,600,000 円	1	0	1
13,000,000 円	1	0	1
13,860,000 円～13,872,000 円	2	0	2
15,000,000 円	1	0	1
合 計	17	2	19

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
840,000 円～1,080,000 円	2	0	2
3,600,000 円	2	0	2
4,800,000 円～5,000,000 円	5	0	5
6,000,000 円	2	0	2
7,200,000 円～7,500,000 円	3	1	4
8,400,000 円～9,000,000 円	2	0	2
9,600,000 円～10,000,000 円	3	0	3
12,000,000 円～13,000,000 円	5	0	5
14,400,000 円～15,000,000 円	3	0	3
18,000,000 円	1	0	1
20,000,000 円	1	0	1
合 計	29	1	30

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000円～1,200,000円	1	0	1
600,000円～1,800,000円	1	0	1
1,200,000円～2,400,000円	1	1	2
1,200,000円～5,000,000円	1	0	1
3,000,000円～5,000,000円	1	0	1
3,600,000円～8,400,000円	1	0	1
5,700,000円～10,000,000円	1	0	1
6,000,000円～10,000,000円	1	0	1
8,000,000円～10,000,000円	1	0	1
6,000,000円～12,000,000円	2	0	2
10,000,000円～15,000,000円	1	0	1
11,604,000円～15,696,000円	1	0	1
合 計	13	1	14

「No.5 公務員を参照」の内訳

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	法人
常任監事：国家公務員指定職俸給表に定める俸給月額のうち、別表の指定職俸給基準に定める号俸とする。別途給与規程に定める家族手当に相当する額（該当者のみ）。 常任監事以外（常勤か非常勤の区分不明）：月額 205,000 円	大
給与法別表第 11 の指定職俸給表 3 号俸に相当する額を超えない範囲内	大

「No.6 教職員給与規程参照」のうち、特記事項

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	法人
教員役手当表（A）の上限の 5 倍を基準 （車代）通勤交通費とは別に役員手当の 20% を上限として支給	大

「No.11 その他」の内訳

常勤監事（賞与なし又は年俸制）	法人
月額 1,000,000 円×所定勤務係数（週所定勤務日数／5 日間）	大

14-3 「常勤監事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	常勤監事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	4	1	5
2	日当のみ支給あり	1	0	1
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	1	0	1
4	日当は支給なし	164	17	181
	合 計	170	18	188

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
10,000 円	1	1	2
10,000 円（特別委員会等出席）	1	0	1
30,000 円（業務監査） その他については金額記載なし	1	0	1
1 日の額が 50,000 円を超えない範囲で支給することができる	1	0	1
合 計	4	1	5

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
30,000 円	1	/	1
（日額制）上限 30,000 円 月額制又は日額制の適用については、監査業務の状況、理事会等会議への出席状況等に応じて決定	1		1
合 計	2		2

調査 15**「非常勤監事」報酬の有無・基準・金額****15-1 「非常勤監事」報酬区分の有無**

No.	非常勤監事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	274	42	316
イ	区分あり（報酬なし）	0	0	0
ウ	区分なし	263	42	305
	合 計	537	84	621

調査 15-2 以下は「ア」についての調査となる。

15-2 「非常勤監事」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	28	4	32
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	246	38	280
	合 計	274	42	316

15-2a 「非常勤監事（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	18	1	19
2	法人独自の俸給表	0	0	0
3	上限額のみ記載あり	1	1	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	3	0	3
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	6	2	8
	合 計	28	4	32

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

非常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
10,000円（短大：特任監事は40,000円）	1	1	2
20,000円～30,000円	4	0	4
40,000円～50,000円	2	0	2
70,000円～75,000円	2	0	2
100,000円～130,000円	3	0	3
180,000円（月5日以上出勤する者は月額50,000円加算）	1	0	1
200,000円	3	0	3
250,000円	2	0	2
合 計	18	1	19

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

非常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
91,000円	1	0	1
120,000円	0	1	1
合 計	1	1	2

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

非常勤監事（賞与あり）	大学	短大	合計
40,000円～60,000円	1	/	1
0円～83,333円（年額1,000,000円）	1		1
100,000円～300,000円	1		1
合 計	3		3

15-2b 「非常勤監事（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	150	17	167
2	法人独自の俸給表	9	3	12
3	上限額のみ記載あり	23	1	24
4	範囲を指定（〇円～〇円）	4	1	5
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	3	0	3
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	57	16	73
	合 計	246	38	284

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

非常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
10,000円～33,400円	3	0	3
50,000円～100,000円	13	4	17
100,000円（理事会参加5回分として。5回を超えた場合1回につき20,000円を加算。）	1	0	1
120,000円～150,000円	12	1	13
180,000円～200,000円	5	0	5
220,000円～270,000円	8	0	8
300,000円	4	1	5
360,000円	15	3	18
400,000円～420,000円	4	0	4
480,000円～540,000円	10	3	13
600,000円	16	2	18
600,000円（A監事）、200,000円（B監事）	1	0	1
640,000円～700,000円	3	1	4
720,000円（週1回勤務の場合1,440,000円）	0	1	1
720,000円～800,000円	4	1	5
840,000円	1	0	1
960,000円～1,020,000円	9	0	9
1,200,000円	20	0	20
1,200,000円（代表監事は2,400,000円）	1	0	1

1,200,000円（会計担当監事。それ以外は日当のみ）	1	0	1
1,300,000円～1,320,000円	3	0	3
1,500,000円（代表監事は1,800,000円）	1	0	1
1,800,000円	4	0	4
1,800,000円（常任理事会出席者。それ以外は日当のみ）	1	0	1
2,000,000円	1	0	1
2,160,000円	1	0	1
2,400,000円	5	0	5
3,000,000円	1	0	1
3,600,000円	1	0	1
6,000,000円（常任監事。それ以外は日当のみ）	1	0	1
合 計	150	17	167

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

非常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
840,000円	1	0	1
1,200,000円～1,600,000円	2	1	3
2,160,000円（日額制の場合は、日額上限60,000円）	0	1	1
2,184,000円～2,400,000円	1	1	2
2,880,000円	1	0	1
3,600,000円	1	0	1
5,940,000円	1	0	1
6,000,000円（日額制の場合は、日額上限30,000円）	1	0	1
俸給表50号月額255,000円。以下、1号につき5,000円プラス（上限なし）。	1	0	1
合 計	9	3	12

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

非常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
200,000円～300,000円	4	0	4
500,000円～600,000円	3	0	3
600,000円（日額制の場合は、日額20,000円）	0	1	1
1,000,000円	1	0	1
1,200,000円	2	0	2
1,440,000円	1	0	1
1,800,000円～1,875,000円	3	0	3
2,125,000円	1	0	1
2,400,000円	2	0	2
3,000,000円	2	0	2
3,600,000円	1	0	1
4,000,000円～4,200,000円	2	0	2
6,000,000円	1	0	1
合 計	23	1	24

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

非常勤監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000円～1,200,000円	0	1	1
1,200,000円～1,800,000円	1	0	1
1,200,000円～2,400,000円	1	0	1
240,000円～2,400,000円	1	0	1
1,800,000円～3,600,000円	1	0	1
合 計	4	1	5

15-4 「非常勤監事」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	非常勤監事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	48	12	60
2	日当のみ支給あり	63	18	81
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	4	2	6
4	日当は支給なし	159	10	169
	合 計	274	42	316

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	4	2	6
5,000 円（理事会）、10,000 円（評議員会）	0	1	1
5,000 円（理事会、評議員会、その他理事長が必要と認めた場合）	1	0	1
5,000 円（入学式、卒業式）、10,000 円（監事研修会等外部主催の行事への参加等）	0	1	1
6,000 円（理事会、評議員会、その他理事長が必要と認めた場合。評議員会は 3,000 円）	1	0	1
7,000 円	0	1	1
8,000 円	1	0	1
10,000 円	5	3	8
10,000 円（法人が依頼した業務）	0	1	1
10,000 円（近郊居住の者。遠方者は旅費規程による）	0	1	1
10,000 円（委員会、特別委員会出席）	2	0	2
10,000 円（県外居住者は 7,500 円+交通費）	1	0	1
10,000 円（理事会、評議員会以外の会議）	2	0	2
10,000 円（理事会開催日以外に、理事外以外の会議に出席した場合）	1	0	1
11,137 円	1	0	1
15,000 円	2	0	2
15,000 円（理事会出席。その他は 6,000 円）	1	0	1
18,000 円 （半日の場合 9,000 円。遠隔者は半日 12,000 円）	1	0	1
20,000 円	3	0	3
30,000 円	3	0	3
30,000 円（理事会、評議員会を除く重要な会議、監査）	1	0	1
50,000 円	1	0	1
100,000 円	1	0	1

200,000円（理事会開催月に報酬に加算）	1	0	1
理事会、学園を代表して出席する外部会議日額10,000円、理事会が設置する各種委員会への出席（委員長日額20,000円、委員長以外日額10,000円）、学園の要請により出席する学外の会議・研修等日額2,500円	1	0	1
監査業務とその他で支給額が異なる（※）	14	2	16
合 計	48	12	60

上記（※）「監査業務とその他で支給額が異なる」の日当の金額（定額又は上限）

監査業務	その他業務	法人
10,000円	5,000円	大
10,000円	25,000円（会議出席）、10,000円（その他業務）	大
10,000円（各学校別内部監査、会計士監査立ち合い）、30,000円（会計監査会）	10,000円（理事会出席・評議員会出席・監事研修会・会計士との意見交換会）、10,000円～50,000円（臨時・特別の業務）	大
10,000円	—	短
15,000円（4時間以内）、30,000円（4時間を超える）	—	大
20,000円	—	大 (3件)
20,000円	10,000円 （監査、理事会・評議員会出席以外の業務、会議・研修会への出席）	大
20,000円	11,137円	大
20,000円（当日・外部調査等出席）、10,000円（事前打ち合わせ）	10,000円（理事会、評議員会以外の会議・監事研修会出席）	大
20,000円（各部門等を対象とした監査）、10,000円（財産状況等の監査）	10,000円（理事会。監査と同日開催の場合は支給なし）	大
50,000円	—	大
50,000円	20,000円（会議出席）、50,000円（その他業務）	大
100,000円	—	短
150,000円	—	大

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
3,000 円	1	0	1
4,000 円	1	0	1
5,569 円	0	1	1
6,000 円	1	0	1
6,000 円(1日に2以上の会議に出席の場合は12,000円)	1	0	1
7,000 円	1	0	1
10,000 円	10	6	16
10,000 円（会計担当は月額支給）	1	0	1
10,000 円（法人の会議、行事等、及び法人に関する会議等に出席又は参加をした場合、1日50,000円を超えない範囲で特別日当を支給することができる。）	1	0	1
10,000 円（理事会、評議員会）、30,000 円（その他法人業務。半日10,000円）	1	0	1
11,137 円	1	0	1
15,000 円	1	3	4
15,000 円（1日に複数出席した場合も）	1	0	1
16,705 円	1	0	1
20,000 円	4	3	7
20,000 円（日額制。月額制の場合は上限50,000円）	0	1	1
20,000 円～50,000 円	1	0	1
20,631 円	1	0	1
25,000 円	2	0	2
30,000 円	11	0	11
30,000 円（日額制。月額制の場合は俸給表による）	1	0	1
30,000 円（理事会）、50,000 円（その他）、（常任理事会参加監事は月額支給）	1	0	1
30,000 円（理事会）、10,000 円（その他委嘱された会議）、5,000 円（その他理事長が認めた学園行事）	1	0	1
30,000 円（遠方からの出席者は60,000円）	1	0	1
30,000 円（公式行事参加は市内在住5,000円、その他10,000円）	0	1	1
40,000 円	1	0	1
50,000 円	5	0	5
50,000 円（半日の場合25,000円）	1	0	1
60,000 円（日額制。月額制の場合は俸給表による）	0	1	1
70,000 円（常任監事は月額支給）	1	0	1
100,000 円	1	0	1
監査業務とその他で支給額が異なる（※）	13	4	17
合 計	67	20	87

上記（※）「監査業務とその他で支給額が異なる」の日当の金額（定額又は上限）

監査業務	その他業務	法人
10,000 円	5,000 円	短
10,000 円	10,000 円（理事会） 5,000 円（評議員会）	短
10,000 円（居住地から 100km の場合は 5,000 円加算）	30,000 円（理事会、評議員会）、 20,000 円（常務理事会、協議等） （居住地から 100km の場合は 5,000 円加算）	大
11,000 円	11,000 円（理事会、評議員会） 5,500 円（その他）	大
15,000 円	12,000 円	大
20,000 円	15,000 円（理事会、評議員会、常任 理事会。半日 10,000 円）、10,000 円（その他の会議。半日 5,000 円）	大
22,274 円	11,137 円（理事会等会議） 22,274 円（その他）	大
25,000 円	15,000 円 （1 日に 2 つ以上は 30,000 円）	大
28,884 円	28,884 円（会議） 25,789 円（その他）	短
30,000 円	20,000 円	大
30,000 円	30,000 円（理事会） 10,000 円（その他）	短
30,000 円	10,000 円	大
31,000 円（監査計画会） 52,000 円（監査報告会）	11,000 円（理事会） 6,000 円（評議員会）	大
50,000 円	30,000 円	大
50,000 円	30,000 円～50,000 円	大
80,000 円	20,000 円	大
時給 20,000 円～30,000 円 （弁護士、会計士など有資格者の監 査関連業務）	9,000 円 （弁護士、会計士など有資格者は時 給 20,000 円～30,000 円）	大

調査 16

「監事（常勤・非常勤の区別なし）」報酬の有無・基準・金額

16-1 「監事（常勤・非常勤の区別なし）」報酬区分の有無

No.	監事報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	142	18	160
イ	区分あり（報酬なし）	2	0	2
ウ	区分なし	393	66	459
	合 計	537	84	621

調査 16-2 以下は「ア」についての調査となる。

16-2 「監事（常勤・非常勤の区別なし）」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	17	1	18
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	125	17	142
	合 計	142	18	160

16-2a 「監事（常勤・非常勤の区別なし）（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	6	0	6
2	法人独自の俸給表	5	1	6
3	上限額のみ記載あり	0	0	0
4	範囲を指定（〇円～〇円）	2	0	2
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	1	0	1
11	その他	1	0	1
	合 計	17	1	18

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

監事（賞与あり）	大学	短大	合計
50,000 円	1	/	1
70,000 円+月額として以下を支給（2つ以上該当する場合は、それぞれ加算する） ア 常勤理事会への出席 50,000 円 イ 規程に定める、担当部門の主担当 25,000 円 ウ 規程に定める、担当部門（主担当以外）12,500 円 エ その他理事長から特別に命じられた業務 100,000 円を超えない範囲で都度理事長が定める。	1		1
70,000 円～100,000 円	2		2
192,000 円	1		1
283,500 円	1		1
合 計	6		6

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

監事（※賞与あり）	大学	短大	合計
100,000 円	1	0	1
390,000 円	0	1	1
400,000 円	1	0	1
500,000 円	3	0	3
合 計	5	1	6

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（月額）

監事（※賞与あり）	大学	短大	合計
50,000円～300,000円	1	/	1
(1)150,000円～200,000円(2)300,000円～350,000円	1		1
合 計	2		2

「No.6 教職員給与規程参照」の内訳

監事（※賞与あり）	法人
高等学校教育職初任給×2.5/12を基準とし、理事会において定めた額	大

「No.11 その他」の内訳

監事（※賞与あり）	法人
〔基礎額(573,000円)×12ヶ月+期末手当(基礎額×加算月数×加算乗率)の100,000円未満切捨〕×週5日のうち出勤日数÷12ヶ月。公認会計士、税理士またはそれ相当の資格を有する者、5割加算。決算監査1回につき70,000円。	大

16-2b 「監事（常勤・非常勤の区別なし）（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	77	9	86
2	法人独自の俸給表	4	0	4
3	上限額のみ記載あり	12	1	13
4	範囲を指定（〇円～〇円）	5	0	5
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	3	0	3
8	理事会で定める、理事長が定める	4	0	4
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	17	7	24
11	その他	2	0	2
	合 計	125	17	142

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
30,000円～65,000円	3	0	3
80,000円～104,400円	6	0	6
120,000円～150,000円	6	4	10
180,000円～222,742円	4	1	5
240,000円～300,000円	6	0	6
360,000円（特任監事）、240,000円（監事）	1	0	1
360,000円～400,000円	6	0	6
450,000円～500,000円	4	1	5
600,000円	14	3	17
700,000円～756,000円	3	0	3
780,000円～840,000円	2	0	2
900,000円	2	0	2
1,000,000円～1,080,000円	2	0	2
1,200,000円	10	0	10
1,440,000円（週1回勤務）、1,200,000円（随時勤務）、 480,000円（月1回勤務）	1	0	1
1,440,000円～1,500,000円	2	0	2
1,800,000円～2,000,000円	2	0	2
2,460,000円～2,550,000円	2	0	2
6,400,000円	1	0	1
合 計	77	9	86

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000 円	3	/	3
1,200,000 円	1		1
合 計	4		4

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
150,000 円	1	0	1
240,000 円	1	0	1
300,000 円～360,000 円	2	0	2
600,000 円	1	0	1
720,000 円	0	1	1
800,000 円	1	0	1
1,000,000 円	1	0	1
1,200,000 円	1	0	1
2,400,000 円	1	0	1
4,800,000 円	1	0	1
5,000,000 円	1	0	1
12,000,000 円	1	0	1
合 計	12	1	13

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

監事（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
360,000 円～600,000 円	1	/	1
300,000 円～1,600,000 円	1		1
240,000 円～2,400,000 円	1		1
1,600,000 円～2,100,000 円	1		1
3,000,000 円～6,000,000 円	1		1
合 計	5		5

「No.5 公務員を参照」の内訳

監事（賞与なし又は年俸制）	法人
一般職国家公務員指定職俸給月額範囲内又はその額を基礎として算出した日額の範囲内で理事長が定める。	大

「No.11 その他」の内訳

監事（※賞与なし又は年俸制）	法人
監事の総額 2,500,000 円	大
年度開始前に理事会に申請した勤務予定日数をもとに算出した額を 12 で除して毎月支払う+役員に年額 300,000 円（+日額最大 50,000 円）	大

16-3 「監事（常勤・非常勤の区別なし）」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	監事の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	22	3	25
2	日当のみ支給あり	18	7	25
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	1	0	1
4	日当は支給なし	101	8	109
	合 計	142	18	160

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
3,000 円（役員ミーティング）	0	1	1
5,000 円（会議出席、監事監査）			
5,000 円	1	0	1
5,000 円（理事会・評議員会以外の会議）	2	0	2
5,000 円（会議等）	1	0	1
18,000 円（監査・監査関連の協議）			
5,000 円（理事会、職務執行）、10,000 円（関係団体の研修会、学内委員会）、30,000 円（学内の各種調査委員会への出席及び調査）	1	0	1
6,000 円	1	0	1
9,000 円	1	0	1
10,000 円	4	2	6
10,000 円（業務監査）	1	0	1
11,000 円（理事会）	1	0	1
22,000 円（法人経営連絡会、その他）			
20,000 円	3	0	3
25,000 円（7.11.1月の会議）	1	0	1
50,000 円（5.9.3月の会議）			
30,000 円 （議決権行使書を提出した場合も出席とみなす）	1	0	1
35,000 円	1	0	1
50,000 円	1	0	1
60,000 円	1	0	1
70,000 円（決算監査1回につき）	1	0	1
合 計	22	3	25

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	1	0	1
10,000 円	3	1	4
10,000 円（会議）、15,000 円（監事監査）	1	1	2
10,000 円（会議）、17,000 円（複数会議）、60,000 円（監査）	1	0	1
11,000 円（会議）、30,000 円（監事監査）	1	0	1
15,000 円	2	0	2
20,000 円	3	3	6
20,000 円（理事会、評議員会、監事監査） その他法人業務は 1 日 20,000 円、半日 10,000 円	0	1	1
20,000 円（理事会、理事協議会、評議員会） その他法人業務は 30,000 円以内	1	0	1
30,000 円（半日 25,000 円）	0	1	1
30,000 円	2	0	2
50,000 円	3	0	3
一般職国家公務員指定職俸給月額の内を基礎として算出した日額の範囲内で理事長が定める。	1	0	1
合 計	19	7	26

調査 17

「常勤役員」報酬の有無・基準・金額

「常勤役員」として区分しているものは、以下のとおり

- ・規程に詳細な区分がなく、常勤の理事、監事全員を一つにまとめている法人は、全常勤役員を指す。
- ・理事長、職員兼務理事等とその他の常勤役員で区分している法人は、その他の常勤役員を指す。

17-1 「常勤役員」報酬区分の有無

No.	常勤役員報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	62	12	74
イ	区分あり（報酬なし）	9	5	14
ウ	区分なし	466	67	533
	合 計	537	84	621

調査 17-2 以下は「ア」についての調査となる。

17-2 「常勤役員」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬+賞与あり	15	4	19
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	47	8	55
	合 計	62	12	74

17-2a 「常勤役員（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	2	0	2
2	法人独自の俸給表	9	4	13
3	上限額のみ記載あり	2	0	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	1	0	1
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	1	0	1
7	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
8	理事会で定める、理事長が定める	0	0	0
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	0	0	0
	合 計	15	4	19

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
95,000 円（理事長除く）	1	/	1
150,000 円（理事長除く）	1		1
合 計	2		2

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
600,000 円（理事長、常務、職員以外）	1	0	1
750,000 円	1	0	1
937,000 円～1,000,000 円	3	2	5
1,120,000 円	0	1	1
1,240,000 円	0	1	1
1,375,000 円	2	0	2
1,506,400 円	1	0	1
1,723,000 円	1	0	1
合 計	9	4	13

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限額（月額）

常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
1,166,666円（年額14,000,000円。理事長、学長、兼務理事除く）。上限に達する前に65歳になった場合は、その時点における報酬年額を上限とする。	1	/	1
2,000,000円	1		1
合 計	2		2

「No.5 公務員を参照」の内訳（月額）

常勤役員（賞与あり）	法人
支給前年度に適用された国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項に定める指定職俸給表のとおりとし、号俸は、理事会において決定する。	大

「No.6 教職員給与規程参照」の内訳

常勤役員（賞与あり）	法人
教職員給与規程に定める基本給表のうち、専任教職員に適用される最上位号俸額を基礎額とし、別に定める報酬加算額を加算したものとする（職員兼務の場合は総額から職員給与を引いた額）。外部理事が特定の業務を担当したときは1業務執行につき200,000円。	大

17-3b 「常勤役員（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準		大学	短大	合計
1	定額		6	2	8
2	法人独自の俸給表		6	1	7
3	上限額のみ記載あり		8	1	9
4	範囲を指定（〇円～〇円）		1	0	1
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）		1	1	2
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）		0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）		2	0	2
8	理事会で定める、理事長が定める		5	0	5
9	支給する（ことができる）のみ		0	0	0
10	日当のみ支給		0	0	0
11	その他	役員に対する報酬総額上限〇円	17	3	20
		その他	1	0	1
合 計			47	8	55

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
70,000 円	1	0	1
180,000 円	0	1	1
240,000 円（理事長以外）	1	0	1
360,000 円 （理事長は月額 50,000 円、副理事長は月額 40,000 円 加算することができる）	0	1	1
600,000 円	1	0	1
1,000,000 円（理事長以外）	1	0	1
3,600,000 円	1	0	1
12,000,000 円（理事長、職員兼務含まず）	1	0	1
合 計	6	2	8

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
2,880,000円	0	1	1
6,000,000円	1	0	1
6,000,000円 （週3日以上勤務の常勤の役員。それ以下は無報酬）	1	0	1
7,680,000円 （給与が支払われる場合は、その額を控除した額）	1	0	1
9,408,000円	1	0	1
17,448,000円（理事長以外）	1	0	1
20,676,000円	1	0	1
合 計	6	1	7

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

常勤役員（※賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
3,600,000円	0	1	1
6,600,000円	1	0	1
10,000,000円	1	0	1
15,000,000円	1	0	1
18,000,000円	3	0	3
28,000,000円	2	0	2
合 計	8	1	9

「No.4 範囲を指定（報酬は〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,440,000円～3,600,000円（理事長以外。） 週の執務に応じ、次の算式で算出 （10,000×週の半日執務日数+15,000×週の終日執務日数）×4	1		1

「No.5 公務員を参照」の内訳

常勤役員（賞与なし又は年俸制）	法人
国家公務員指定職俸給表1号俸の俸給額を、常勤の役員の報酬月額の上限とする。 （学長・学部長・園長には支給しない）	大
国家公務員に対する「一般職の給与等関法律別表第11指定職俸給表」に準じて、理事会において決定+手当は給与規定による	短

「No.11 その他」のうち、「常勤役員に対する報酬総額上限〇円」の上限額（年額）

常勤役員（※賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
5,057,000円	0	1	1
7,200,000円	1	0	1
8,000,000円	1	0	1
10,000,000円	1	0	1
12,000,000円	1	0	1
15,000,000円	1	1	2
17,100,000円	1	0	1
18,000,000円	1	0	1
19,000,000円	2	0	2
20,000,000円	5	0	5
30,000,000円	1	0	1
40,000,000円	0	1	1
50,000,000円	1	0	1
52,000,000円	1	0	1
合 計	17	3	20

「No.11 その他」の内訳

常勤役員（賞与なし又は年俸制）	法人
法人における在職教員のうち給与及び賞与の年間支合計が最高支給額者の1.5倍を超えない額	大

17-3 「常勤役員」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	常勤役員の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	2	0	2
2	日当は支給なし	60	12	72
	合 計	62	12	74

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
30,000円	1	/	1
内部役員10,000円、外部役員50,000円	1		1
合 計	2		2

調査 18

「非常勤役員」報酬の有無・基準・金額

18-1 「非常勤役員」報酬区分の有無

No.	非常勤役員報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	71	15	86
イ	区分あり（報酬なし）	9	5	14
ウ	区分なし	457	64	521
	合 計	537	84	621

調査 18-2 以下は「ア」についての調査となる。

18-2 「非常勤役員」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	5	0	5
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	66	15	81
	合 計	71	15	86

18-2a 「非常勤役員（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	2	/	2
2	法人独自の俸給表	1		1
3	上限額のみ記載あり	0		0
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0		0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0		0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0		0
7	別に定める（詳細確認できず）	1		1
8	理事会で定める、理事長が定める	0		0
9	支給する（ことができる）のみ	0		0
10	日当のみ支給	0		0
11	その他 役員に対する報酬総額上限〇円	1		1
	合計	5	5	

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（月額）

非常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
100,000 円	1	/	1
180,000 円	1		1
合計	2		2

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（月額）

非常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
200,000 円	1	/	1

「No.11 その他」のうち、「非常勤役員に対する報酬総額上限〇円」の上限額（※年額）

非常勤役員（賞与あり）	大学	短大	合計
15,084,000 円（非常勤の常任理事・理事・監事7名の総額）	1	/	1

18-2b 「非常勤役員（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計	
1	定額	22	6	28	
2	法人独自の俸給表	0	1	1	
3	上限額のみ記載あり	8	1	9	
4	範囲を指定（〇円～〇円）	1	0	1	
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0	
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0	
7	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1	
8	理事会で定める、理事長が定める	2	1	3	
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0	
10	日当のみ支給	27	6	33	
11	その他	役員に対する報酬総額上限〇円	4	0	4
		その他	1	0	1
合 計		66	15	81	

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
10,000 円	1	0	1
66,822 円～100,000 円	3	1	4
103,600 円～180,000 円	3	1	4
220,000 円～300,000 円	2	2	4
330,000 円～400,000 円	3	1	4
480,000 円～500,000 円	2	0	2
600,000 円	3	0	3
1,000,000 円～1,020,000 円	2	0	2
1,200,000 円	2	0	2
1,800,000 円	0	1	1
3,500,000 円	1	0	1
合 計	22	6	28

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
4000,000 円		1	1

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
200,000 円	1	0	1
600,000 円	2	1	3
1,200,000 円	1	0	1
2,000,000 円	1	0	1
4,800,000 円	1	0	1
6,000,000 円	2	0	2
合 計	8	1	9

「No.4 範囲を指定（〇円～〇円の範囲とする、など）」の範囲額（年額）

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
1,000,000 円～1,500,000 円	1		1

「No.11 その他」のうち、「非常勤役員に対する報酬総額上限〇円」

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
2,400,000 円	1		1
10,000,000 円	2		2
18,000,000 円	1		1
合 計	4		4

「No.11 その他」のうち、「その他」の内訳

非常勤役員（賞与なし又は年俸制）	法人
会議開催月に月額 30,000 円	大

18-3 「非常勤役員」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	非常勤役員の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	7	3	10
2	日当のみ支給あり	27	6	33
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	1	0	1
4	日当は支給なし	36	6	42
	合 計	71	15	86

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
5,000 円	1	0	1
10,000 円	1	0	1
10,000 円（理事会等出席） 30,000 円（その他法人業務）	1	1	2
10,000 円×時間（理事会・評議員会以外の会議、行事への出席、その他の業務）	0	1	1
16,666 円	1	0	1
20,000 円	1	0	1
20,720 円 （監事監査業務その他法人のための勤務（理事会除く））	0	1	1
30,000 円	1	0	1
支給することができるのみ	1	0	1
合 計	7	3	10

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
4,000 円	1	1	2
5,000 円	2	0	2
6,000 円	0	1	1
10,000 円	5	1	6
10,300 円	1	0	1
15,000 円	1	0	1
15,000 円（理事会、評議員会） 10,000 円（その他）	1	0	1
20,000 円	3	1	4
20,000 円（会議出席）、30,000 円（監事監査）、10,000 円（その他業務）	1	0	1
25,000 円	2	0	2
30,000 円	2	1	3
30,000 円（理事会） 15,000 円（監査・出張・研修会）	0	1	1
35,000 円	1	0	1
40,000 円	1	0	1
50,000 円	1	0	1
50,000 円（会議報酬） 10,000 円（その他。半日を超える場合は 50,000 円上限）	1	0	1
70,000 円	1	0	1
1 時間以内 10,000 円、1 時間を超えると 1 時間またはその端数ごとに 5,000 円	1	0	1
「学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。」とあるのみ。監査手当は、1 日 30,000 円を支給する（日当と重複しての支給はしない）	1	0	1
支給するとあるのみ	2	0	2
合 計	28	6	34

調査 19**「役員（区分なし）」報酬の有無・基準・金額**

※報酬を区分せず「役員」として一まとめにしている法人
 （理事長、職員兼務など一部の役員をのぞいた「役員」の場合あり）

19-1 「役員（区分なし）」報酬区分の有無

No.	役員報酬区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（報酬あり）	27	3	30
イ	区分あり（報酬なし・原則無報酬）	4	0	4
ウ	区分なし	506	81	587
	合 計	537	84	621

調査 19-2 以下は「ア」についての調査となる。

19-2 「役員（区分なし）」報酬の詳細

No.	報酬の詳細	大学	短大	合計
a	報酬＋賞与あり	5	0	5
b	報酬のみ（賞与なし）又は年俸制	22	3	25
	合 計	27	3	30

19-2a 「役員（区分なし）（賞与あり）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	0	/	0
2	法人独自の俸給表	0		0
3	上限額のみ記載あり	1		1
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0		0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0		0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0		0
7	別に定める（詳細確認できず）	3		3
8	理事会で定める、理事長が定める	1		1
9	支給する（ことができる）のみ	0		0
10	日当のみ支給	0		0
	合 計	5		5

■ 報酬額の詳細【月額】

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（月額）

役員（賞与あり）	大学	短大	合計
1,900,000円（職員兼務除く）	1	/	1

19-2b 「役員（区分なし）（賞与なし又は年俸制）」報酬の支給基準と報酬額の詳細

■ 報酬の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	定額	4	0	4
2	法人独自の俸給表	1	0	1
3	上限額のみ記載あり	2	0	2
4	範囲を指定（〇円～〇円）	0	0	0
5	公務員を参照（準じる、参考に決定、など）	0	0	0
6	教職員給与規程、指定職俸給表による （給与規程額+〇〇円等含む）	0	0	0
7	別に定める（詳細確認できず）	3	0	3
8	理事会で定める、理事長が定める	2	1	3
9	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
10	日当のみ支給	8	1	9
11	その他 役員に対する報酬総額上限〇円	2	1	3
	合 計	22	3	25

■ 報酬額の詳細【年額】

「No.1 定額」の場合の報酬額（年額）

役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
600,000 円	1	/	1
840,000 円	1		1
1,200,000 円	1		1
1,800,000 円	1		1
合 計	4		4

「No.2 法人独自の俸給表」がある場合の俸給表の上限金額（年額）

役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
23,769,075 円（職員兼務除く。報酬を支給しない場合、日当を支給）	1	/	1

「No.3 上限額のみ記載あり」の上限の金額（年額）

役員（賞与なし又は年俸制）	大学	短大	合計
前年度の教育活動収入から経常費補助金を控除した金額の1%を上限とし、その範囲内で常務理事会が決定。	1	/	1
私立大学等経常費補助金の減額対象となる金額を超えないものとする（別途定める内規において定める）	1		1
合 計	2		2

「No.11 その他」のうち、「非常勤役員に対する報酬総額上限〇円」の上限額（年額）

役員（賞与なし又は年俸制）	法人
2,400,000円＋常勤手当を支給することができる（法人の教育職員俸給表のうちから決定）	大
18,000,000円	大
20,000,000円	短

19-3 「役員（区分なし）」の日当（会議出席、その他法人業務に関する日当）

- ・出張旅費日当ではない。また、交通費、費用弁償として〇円などは含めない。
- ・日当と交通費の切り分けができない場合は、総額を日当として回答。

No.	役員の日当	大学	短大	合計
1	報酬+日当あり	1	0	1
2	日当のみ支給あり	8	1	9
3	日当のみ支給あり（1 法人内の一部の理事）	1	0	1
4	日当は支給なし	17	2	19
	合 計	27	3	30

「No.1 報酬+日当あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
10,000 円	1		1

「No.2、No.3 日当のみ支給あり」の日当の金額（定額又は上限）

日当の金額	大学	短大	合計
2,000 円	1	0	1
10,000 円(1 件は職員兼務除く)	2	0	2
15,000 円	1	0	1
20,000 円	2	1	3
理事長、職員兼務理事以外の役員 (1) 理事会、評議員会、各種委員会……30,000 円 理事会等と同日開催の各種委員会等……20,000 円 (2) 入学式、卒業式、その他の学園行事……20,000 円 (3) その他理事長が認めた会合 3 日間以内の場合…50,000 円以下 4 日間以上の場合…都度、理事長が決定 (4) その他の通常職務執行……1 時間当たり 10,000 円	1	0	1
外部役員（職員兼務以外）が理事会に出席、文部科学省・厚生労働省の主催するセミナーに参加する場合は、役員等報酬として社会通念上適切な額を支給する。	1	0	1
学内役員支給なし、学外役員は理事会、評議員会、法人業務に係る業務のために会議に出席した回数に応じて支給。上限年 2,000,000 円、報酬額は理事会で定める。	1	0	1
合 計	9	1	10

Ⅲ 賞与編

調査 20 賞与規定の有無・区分の仕方・金額

20-1 賞与規定の有無

No.	賞与に関する規定	大学	短大	合計
ア	規定あり	229	29	258
イ	規定なし	308	55	363
	合 計	537	84	621

調査 20-2～調査 35は「ア」についての調査となる。

20-2 役員の区分の仕方

No.	役員の区分	大学	短大	合計
1	「常勤役員」のみ	59	10	69
2	「役員」のみ	22	3	25
3	「常勤役員」「非常勤役員」	15	2	17
4	「職員兼務理事」「常勤役員」	12	2	14
5	「常勤理事」のみ	12	1	13
6	「理事長」のみ	4	5	9
7	「職員兼務理事」「常勤理事」	9	0	9
8	「理事長」「常務（専務）理事」	6	0	6
9	「理事長」「職員兼務理事」	3	0	3
10	「理事長」「職員兼務理事」「常勤理事」	3	0	3
11	「常務（専務）理事」	2	1	3
12	「理事」のみ	3	0	3
13	「理事」「監事」	3	0	3
14	「理事長」「副理事長」	2	0	2
15	「理事長」「副理事長」「常務（専務）理事」	2	0	2
16	「理事長」「副理事長」「常務（専務）理事」「職員兼務理事」	2	0	2
17	「理事長」「常務（専務）理事」「学長（校長・園長）」	2	0	2
18	「理事長」「常務（専務）理事」「職員兼務理事」「非常勤理事」「非常勤監事」	2	0	2
19	「理事長」「理事」	2	0	2
20	その他	64	5	69
	合 計	229	29	258

調査 21

「理事長」賞与の有無・基準・金額

21-1 「理事長」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「理事長」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査（必要に応じ追記する）。

No.	理事長賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	74	8	82
イ	区分あり（賞与なしと明記）	2	0	2
ウ	区分なし	153	21	174
	合 計	229	29	258

調査 21-2 以下は「ア」についての調査となる。

21-2 「理事長」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	36	1	37
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	24	5	29
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	8	1	9
4	理事会で決める、理事長が定める	1	1	2
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	2	0	2
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	3	0	3
	合 計	74	8	82

21-3 「理事長」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	29	1	30
給与規程を準用（職員兼務の場合は規定する額を加算）	1	0	1
報酬月額×専任教職員に適用する支給率（職員兼務の総額から職員賞与を引いた額を役員賞与とする）	1	0	1
期末手当：報酬月額×1.2×一般職の職員の例による支給率及び勤務期間の割合 年度末手当：法人の財政事情等を勘案のうえ、一般職の職員の例により支給	1	0	1
給与規程に準じる。ただし、宗教法人に常在する理事長は年額1,000,000円。	1	0	1
常勤は職員に準じる。非常勤は500,000円	1	0	1
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）+任期単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1	0	1
専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない理事長に対して報酬月額を基礎として、夏季手当・冬季手当とも学園給与規程による1ヶ月分とし、期末手当は社会情勢、学園の財政状態などを勘案して支給する。	1	0	1
合 計	36	1	37

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	1.8~2	1	1	2
	2.7~3	3	1	4
	3.5~4	6	2	8
	4.5~5	5	0	5
	4.57+222,000円	1	0	1
	5.5~6	4	0	4
	6.02+157,000円	1	0	1
	6.7	1	0	1
	支給率記載なし	1	1	2
{報酬月額+加算額（金額不明）}×100分の355		1	0	1
合 計		24	5	29

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
150,000 円	1	0	1
1,000,000 円	1	0	1
1,440,000 円	1	0	1
1,820,000 円	1	0	1
2,000,000 円	1	0	1
3,548,000 円	0	1	1
2,800,000～4,840,000 円（常勤） 1,050,000 円～2,200,000 円（非常勤）	1	0	1
6,800,000 円（教職員でない理事長） 8,000,000 円（総長と兼務の教職員でない理事長） 職員兼務は支給なし	1	0	1
0 円～3,000,000 円	1	0	1
合 計	8	1	9

調査 22

「副理事長」賞与の有無・基準・金額

22-1 「副理事長」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「副理事長」がない。
(「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない)
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査
(必要に応じ追記する)。

No.	副理事長賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり(賞与あり)	14	0	14
イ	区分あり(賞与なしと明記)	3	0	3
ウ	区分なし	212	29	241
	合 計	229	29	258

調査 22-2 以下は「ア」についての調査となる。

22-2 「副理事長」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率(を上限とする)、給与規定を参考に理事会で決定、等	7		7
2	計算式あり(算定基礎額×支給月数(率)等)	4		4
3	金額を明記(定額・上限・範囲指定)	1		1
4	理事会で決める、理事長が定める	0		0
5	公務員を参考 (準じる、参考に理事会で決定、等)	1		1
6	別に定める(詳細確認できず)	0		0
7	支給する(ことができる)のみ	1		1
	合 計	14		14

22-3 「副理事長」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合 などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	4	/	4
報酬月額×支給率（職員の期末手当の支給率を参考に経営状況を勘案し、その額の100分の20の範囲内で、増額または減額することができる。）	1		1
報酬月額×専任教職員に適用する支給率（職員兼務の場合は総額から職員賞与を引いた額を役員賞与とする）	1		1
給与規程に準じる。ただし、宗教法人に常在する副理事長は年額1,000,000円。	1		1
合 計	7		7

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	3	2	/	2
	5	1		1
	6	1		1
合 計		4		4

「No.3 金額を明記」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
0円～2,000,000円（副理事長、常務、専務、職員兼務理事の俸給表）	1	/	1

調査 23

「1号理事（学長・校長・園長）」賞与の有無・基準・金額

23-1 「1号理事（学長・校長・園長）」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「1号理事（学長・校長・園長）」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査（必要に応じ追記する）。

No.	1号理事（学長・校長・園長）賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	16	0	16
イ	区分あり（賞与なしと明記）	2	0	2
ウ	区分なし	211	29	240
	合 計	229	29	258

調査 23-2 以下は「ア」についての調査となる。

23-2 「1号理事（学長・校長・園長）」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	8		8
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	5		5
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	1		1
4	理事会で決める、理事長が定める	1		1
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0		0
6	別に定める（詳細確認できず）	0		0
7	支給する（ことができる）のみ	1		1
	合 計	16		16

23-3 「1号理事（学長・校長・園長）」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合 などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	6	/	6
報酬月額×専任教職員に適用する支給率（職員兼務は総額から職員賞与を引いた額を役員賞与とする）	1		1
専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない学長に対して報酬月額を基礎として、夏季手当・冬季手当とも学園給与規程による1ヶ月分とし、期末手当は社会情勢、学園の財政状態などを勘案して支給する。	1		1
合 計	8		8

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	4	2	/	2
	5.5	1		1
	5.78	1		1
	6	1		1
合 計		5		5

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
1,080,000円以内	1	/	1

調査 24

「常務・専務理事」賞与の有無・基準・金額

24-1 「常務・専務理事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「常務・専務理事」がない。
 （「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査
 （必要に応じ追記する）。

No.	常務・専務理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	38	2	40
イ	区分あり（賞与なしと明記）	2	0	2
ウ	区分なし	189	27	216
	合 計	229	29	258

調査 24-2 以下は「ア」についての調査となる。

24-2 「常務・専務理事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	17	1	18
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	10	1	11
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	5	0	5
4	理事会で決める、理事長が定める	0	0	0
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	4	0	4
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	2	0	2
	合 計	38	2	40

24-3 「常務・専務理事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	13	1	14
給与規程を準用（職員兼務の場合は規定する額を加算）	1	0	1
報酬月額×支給率（職員の期末手当の支給率を参考に経営状況を勘案し、その額の100分の20の範囲内で、増額または減額することができる。）	1	0	1
期末手当：報酬月額×1.2×一般職の職員の例による支給率及び勤務期間の割合 年度末手当：法人の財政事情等を勘案のうえ、一般職の職員の例により支給	1	0	1
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）+任期単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1	0	1
合 計	17	1	18

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	3~3.5	2	0	2
	4~4.5	1	1	2
	4.57+222,000円（職員兼務の理事長には支給しない）	1	0	1
	5~5.78	4	0	4
	6	1	0	1
{報酬月額+加算額（金額不明）}×100分の355		1	0	1
合 計		10	1	11

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
140,000円	1	/	1
750,000円（本法人の職員・嘱託でない者）、600,000円（本法人の職員・嘱託）	1		1
1,000,000円	1		1
1,350,000円	1		1
0~2,000,000円（副理事長、常務、専務、職員兼務理事の俸給表）	1		1
合 計	5		5

調査 25

「職員兼務理事」賞与の有無・基準・金額

※ 職員兼務の理事長、副理事長、1号理事（学長・校長・園長）、常務・専務は調査 21～24 で回答。

※ 副学長、事務局長は、職員兼務理事に含める。

25-1 「職員兼務理事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「職員兼務理事」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査（必要に応じ追記する）。

No.	職員兼務理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	26	1	27
イ	区分あり（賞与なしと明記）	41	4	45
ウ	区分なし	162	24	186
	合 計	229	29	258

調査 25-2 以下は「ア」についての調査となる。

25-2 「職員兼務理事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	11	0	11
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	6	0	6
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	8	0	8
4	理事会で決める、理事長が定める	0	1	1
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	26	1	27

25-3 「職員兼務理事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	9		9
報酬月額×専任教職員の支給率－職員賞与	1		1
報酬月額×支給率（職員の期末手当の支給率を参考に経営状況を勘案し、その額の100分の20の範囲内で、増額または減額することができる。）	1		1
合 計	11		11

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	2		2
	3	1		1
	4	3		3
合 計		6		6

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
60,000 円	1		1
200,000 円	1		1
250,000 円以内	1		1
720,000 円以内	1		1
950,000 円	1		1
賞与時に 100,000 円（賞与回数記載なし）	1		1
0～2,000,000 円（副理事長、常務、専務、職員兼務理事の俸給表）	1		1
57,456,000 円上限（教職員である常任理事・理事 14 人分の総額）	1		1
合 計	8		8

調査 26

「その他の常勤理事」賞与の有無・基準・金額

※ 規程に詳細な区分がある場合の、理事長・学長・常務（専務）理事・職員兼務理事以外の常勤理事を指す（担当理事を含む）。

※ 理事長以外の理事（役付を含む）を「常勤理事」とひとまとめにしている法人を含む。

※ 「常勤理事」「理事」などひとまとめにして詳細な区分の無いものは、調査 27、29 で集計。

26-1 「その他の常勤理事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「その他の常勤理事」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にもみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査（必要に応じ追記する）。

No.	その他の常勤理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	23	0	23
イ	区分あり（賞与なしと明記）	1	0	1
ウ	区分なし	205	29	234
	合 計	229	29	258

調査 26-2 以下は「ア」についての調査となる。

26-2 「その他の常勤理事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	8		8
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	7		7
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	6		6
4	理事会で決める、理事長が定める	1		1
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	1		1
6	別に定める（詳細確認できず）	0		0
7	支給する（ことができる）のみ	0		0
	合 計	23		23

26-3 「その他の常勤理事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合がある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	6		6
専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない常勤理事に対して報酬月額を基礎として、夏季手当・冬季手当とも学園給与規程による1ヶ月分とし、期末手当は社会情勢、学園の財政状態などを勘案して支給する。	1		1
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）＋任期単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1		1
合 計	8		8

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2.5～3	2		2
	4	2		2
	5.5～6	2		2
	6.7	1		1
合 計		7		7

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
80,000 円	1		1
250,000 円	1		1
600,00 円	2		2
1,080,000 円以内	1		1
0～1,000,000 円	1		1
合 計	6		

調査 27

「常勤理事」賞与の有無・基準・金額

※規程に詳細な区分がなく、「常勤理事」としてまとめられている法人は理事長等を含む「常勤理事」全体を指す（職員兼務は別の場合あり）。

※「学内理事」「学外理事」で区分している法人は、学内理事を指す。

※常勤・非常勤の区分がないものは調査 29。

27-1 「常勤理事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「常勤理事」がない。
（「理事長」職員兼務理事「その他の常勤理事」等規程上詳細に区分されている、年俸制、または賞与の規定がない。）
- ・「職員兼務理事は支給しない」など一部に支給しない場合、支給ありの者について回答。

No.	常勤理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	26	1	27
イ	区分あり（賞与なしと明記）	0	0	0
ウ	区分なし	203	28	231
	合 計	229	29	258

調査 27-2 以下は「ア」についての調査となる。

27-2 「常勤理事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	13	1	14
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	11	0	11
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	0	0	0
4	理事会で決める、理事長が定める	1	0	1
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
8	その他	1	0	1
	合 計	26	1	27

27-3 「常勤理事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	11	0	11
学校法人給与規程の例によるただし、1年あたりの報酬及び賞与の合計額は、事業団私立大学等経常費補助金取扱配分基準が定める役員報酬の基準額を超えることができない。	1	0	1
俸給×支給月数（職員の標準支給月数に1.5か月を加えた月数上限）（職員兼務を含まない）	1	0	1
報酬月額×学園の支給月数の平均	0	1	1
合 計	13	1	14

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	1	/	1
	3	3		3
	4~4.75	5		5
	5.8	1		1
	6	1		1
合 計		11		11

「No.8 その他」の内訳

	大学	短大	合計
役員手当の月額(上限)×6か月分+嘱託以外の常勤理事は{基本給月額(上限)×専任職員の乗数+専任員支給額}を加算（職員兼務は別規定あり）	1	/	1

調査 28

「非常勤理事」賞与の有無・基準・金額

28-1 「非常勤理事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「非常勤理事」がない。
 （「非常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）
- ・一部の者にのみ支給、立場によって支給額が変わるなどの場合、最も支給額が高額な者について調査（必要に応じ追記する）。

No.	非常勤理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	18	1	19
イ	区分あり（賞与なしと明記）	3	0	3
ウ	区分なし	208	28	236
	合 計	229	29	258

調査 28-2 以下は「ア」についての調査となる。

28-2 「非常勤理事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、給与規定を参考とする等	4	0	4
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	4	0	4
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	10	1	11
4	理事会で決める、理事長が定める	0	0	0
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	18	1	19

28-3 「非常勤理事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	3	/	3
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）+任期単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1		1
合 計	4		4

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	1	2	/	2
	2	1		1
	3.5	1		1
合 計		4		4

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
50,000円+特別手当（理事長が決定）	1	0	1
100,000円（常任理事）、30,000円（その他）	1	0	1
100,000円～150,000円	2	0	2
200,000円～250,000円	1	1	2
295,500円～300,000円	2	0	2
600,000円	1	0	1
700,000円～750,000円	2	0	2
合 計	10	1	11

調査 29

「理事（区分なし）」賞与の有無・基準・金額

29-1 「理事（区分なし）」賞与区分の有無

「理事（区分なし）」として区分しているものは、以下のとおり

- ・ 規程に詳細な区分がなく、理事全員を一つにまとめている法人は、全理事を指す。
(職員兼務を除く場合あり)
- ・ 理事長等役付以外の理事で、常勤・非常勤の区別をしていない法人は、役付以外の理事を指す。
- ・ 学内理事、学外理事で区分している法人は、学外理事を指す。
(ただし、学外=非常勤と明記されている場合は調査 28 で回答) など

No.	理事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	9	1	10
イ	区分あり（賞与なしと明記）	1	1	2
ウ	区分なし	219	27	246
	合 計	229	29	258

調査 29-2 以下は「ア」についての調査となる。

29-2 「理事（区分なし）」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	2	0	2
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	4	1	5
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	3	0	3
4	理事会で決める、理事長が決める	0	0	0
5	公務員を参考 (準じる、参考に理事会で決定、等)	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	9	1	10

29-3 「理事（区分なし）」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員の例による支給割合で期末手当を支給	1	/	1
給与規程を準用。基礎となる月額の合計額は、報酬月額に1.25を乗じた額とする	1		1
合 計	2		2

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	1	0	1
	4.5	1	1	2
	6	1	0	1
	8	1	0	1
合 計		4	1	5

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
50,000円（理事長以外の理事）	1	/	1
960,000円以内	1		1
賞与時に100,000円（賞与回数記載なし。理事長、学長、常務、以外の理事）	1		1
合 計	3		3

調査 30

「常勤監事」賞与の有無・基準・金額

30-1 「常勤監事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「常勤監事」がない。
 （「監事」、「役員」等の他の区分に常勤監事が含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）

No.	常勤監事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	18	0	18
イ	区分あり（賞与なしと明記）	2	0	2
ウ	区分なし	209	29	238
	合 計	229	29	258

調査 30-2 以下は「ア」についての調査となる。

30-2 「常勤監事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	9		9
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	5		5
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	2		2
4	理事会で決める、理事長が決める	1		1
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	1		1
6	別に定める（詳細確認できず）	0		0
7	支給する（ことができる）のみ	0		0
	合 計	18		18

30-3 「常勤監事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合 などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	6	/	6
報酬月額×専任職員に準じた平均支給率	1		1
他に生業（本務職の身分）を有しない常勤監事には、学園給与規程による1ヶ月分を支給する。	1		1
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）＋任期単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1		1
合 計	9		9

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	1	/	1
	2.5	1		1
	4	1		1
	6	2		2
合 計		5		5

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
200,000円	1	/	1
1,350,000円	1		1
合 計	2		2

調査 31

「非常勤監事」賞与の有無・基準・金額

31-1 「非常勤監事」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「非常勤監事」がない。
 （「監事」、「役員」等の他の区分に非常勤監事が含まれる、年俸制、または賞与の規定がない）

No.	非常勤監事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	12	1	13
イ	区分あり（賞与なしと明記）	3	0	3
ウ	区分なし	214	28	242
	合 計	229	29	258

調査 31-2 以下は「ア」についての調査となる。

31-2 「非常勤監事」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	2	0	2
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	3	0	3
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	7	1	8
4	理事会で決める、理事長が定める	0	0	0
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	12	1	13

31-3 「非常勤監事」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
専任職員給与規程に定める賞与 * 算定基礎額は役員手当とする。	1	/	1
年度賞与（教職員の6月実績賞与規程を準用）+任期 単位実績賞与（詳細な算定方法あり）	1		1
合 計	2		2

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	1	1	/	1
	2	1		1
	3.5	1		1
合 計		3		3

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
100,000 円	1	0	1
150,000 円	1	0	1
200,000 円	0	1	1
250,000 円	1	0	1
300,000 円	1	0	1
326,400 円	1	0	1
600,000 円	1	0	1
7000,000 円	1	0	1
合 計	7	1	8

調査 32

「監事（常勤・非常勤の区分なし）」賞与の有無・基準・金額

32-1 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」賞与区分の有無

・ウの区分なしは、賞与区分に「監事」がない。

（監事が「常勤」「非常勤」で区分されている、年俸制、または賞与の規定がない）

No.	監事賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	9	0	9
イ	区分あり（賞与なしと明記）	1	1	2
ウ	区分なし	219	28	247
	合 計	229	29	258

調査 32-2 以下は「ア」についての調査となる。

32-2 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	1	/	1
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	2		2
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	6		6
4	理事会で決める、理事長が決める	0		0
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0		0
6	別に定める（詳細確認できず）	0		0
7	支給する（ことができる）のみ	0		0
	合 計	9		9

32-3 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
学校法人給与規程を準用	1		1

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	6	1		1
	8	1		1
合 計		2		2

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
50,000 円	1		1
50,000 円＋特別手当（理事長が決定）	1		1
100,000 円	1		1
750,000 円	1		1
960,000 円（上限）	1		1
1,000,000 円 （財政状況を考慮した上で定めることができる）	1		1
合 計	6		6

調査 33

「常勤役員」賞与の有無・基準・金額

「常勤役員」として区分しているものは、以下のとおり

- ・規程に詳細な区分がなく、常勤の理事、監事全員を一つにまとめている法人は、全常勤役員を指す。
- ・理事長、職員兼務理事等とその他の常勤役員を区別している法人は、その他の常勤役員を指す。

33-1 「常勤役員」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「常勤役員」がない。
(詳細に区分されている、年俸制、または賞与の規定がない)

No.	常勤役員賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり(賞与あり)	93	13	106
イ	区分あり(賞与なしと明記)	2	0	2
ウ	区分なし	134	16	150
	合 計	229	29	258

調査 33-2 以下は「ア」についての調査となる。

33-2 「常勤役員」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率(を上限とする)、給与規定を参考に理事会で決定、等	40	3	43
2	計算式あり(算定基礎額×支給月数(率)等)	37	6	43
3	金額を明記(定額・上限・範囲指定)	1	1	2
4	理事会で決める、理事長が定める	6	1	7
5	公務員を参考 (準じる、参考に理事会で決定、等)	4	1	5
6	別に定める(詳細確認できず)	0	0	0
7	支給する(ことができる)のみ	5	0	5
8	その他	0	1	1
	合 計	93	13	106

33-3 「常勤役員」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	39	3	42
基準額×1.2×教職員の支給率	1	0	1
合 計	40	3	43

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	1. 3845～2	2	0	2
	2. 5～3	8	0	8
	3. 645	0	1	1
	4～4.45	6	1	7
	4.5（週3程度勤務は2）	1	0	1
	4.5～5	10	3	13
	5.5～6	5	0	5
	6.5+240,000円	1	0	1
	6.7～7	1	1	2
	10	1	0	1
	支給率記載なし	1	0	1
（算定基礎（役員報酬額－役員報酬基礎額）×給与規程で定める支給率）+給与規程で定める一律金		1	0	1
合 計		37	6	43

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
500,000円	0	1	1
600,000円	1	0	1
合 計	1	1	2

「No.8 その他」の内訳

	大学	短大	合計
原則その年の人事院勧告に則る（令和元年実績：報酬月額×4.65）		1	1

調査 34

「非常勤役員」賞与の有無・基準・金額

34-1 「非常勤役員」賞与区分の有無

- ・ウの区分なしは、賞与区分に「非常勤役員」がない。
（詳細に区分されている、または常勤役員については賞与の規定があるが、非常勤役員の賞与の規定がない、年俸制。）

No.	非常勤役員賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	11	1	12
イ	区分あり（賞与なしと明記）	12	2	14
ウ	区分なし	206	26	232
	合 計	229	29	258

調査 34-2 以下は「ア」についての調査となる。

34-2 「非常勤役員」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	1	0	1
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	4	1	5
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	5	0	5
4	理事会で決める、理事長が決める	0	0	0
5	公務員を参考 （準じる、参考に理事会で決定、等）	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
7	支給する（ことができる）のみ	0	0	0
	合 計	11	1	12

34-3 「非常勤役員」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
専任教職員に対する支給基準に準じた額又は定額	1		1

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	2	1	3
	3	2	0	2
合 計		4	1	5

「No.3 金額を明記（定額・上限・範囲指定）」の賞与総額（年額）

賞与総額	大学	短大	合計
40,000 円	1		1
100,000 円	1		1
360,000 円	1		1
758,000 円	1		1
23,883,000 円上限（非常勤役員7名の総額）	1		1
合 計	5		5

調査 35

「役員（区分なし）」賞与の有無・基準・金額

※報酬を区分せず「役員」として一まとめにしている法人
(理事長、職員兼務など一部の役員をのぞいた「役員」の場合あり)

35-1 「役員（区分なし）」賞与区分の有無

・ウの区分なしは、賞与区分に「役員」がない（賞与規定が詳細に区分されている）、年俸制など。

No.	役員賞与区分	大学	短大	合計
ア	区分あり（賞与あり）	24	4	28
イ	区分あり（賞与なしと明記）	0	1	1
ウ	区分なし	205	24	229
	合 計	229	29	258

調査 35-2 以下は「ア」についての調査となる。

35-2 「役員（区分なし）」賞与の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	給与規定による、職員に準じる、職員と同じ支給率（を上限とする）、給与規定を参考に理事会で決定、等	13	1	14
2	計算式あり（算定基礎額×支給月数（率）等）	4	1	5
3	金額を明記（定額・上限・範囲指定）	0	0	0
4	理事会で決める、理事長が定める	0	2	2
5	公務員を参考 (準じる、参考に理事会で決定、等)	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
7	支給する（ことができる）のみ	6	0	6
	合 計	24	4	28

35-3 「役員（区分なし）」賞与の支給金額

- ・在職期間により支給率が異なる場合は、最大期間勤務したと仮定。
- ・「算定基礎額」の詳細は法人により異なり、報酬月額のみ又は、報酬月額に各種手当が含まれている場合などがある。

「No.1 給与規定による」等の内訳（年間）

	大学	短大	合計
教職員等に準じる、給与規程を準用、教職員等の支給率で支給、上限とする、参考とする等	10	1	11
職員給与規程に準じる＋加給（職務手当×2.5）	1	0	1
教職員等に準じる（経営状況を考慮する）	2	0	2
合 計	13	1	14

「No.2 算定基礎額×支給月数（率）の計算式あり」の内訳（年間）

	支給率（上限）	大学	短大	合計
算定基礎額 ×	2	1	0	1
	5.5	1	0	1
	6	1	0	1
	9.8	1	0	1
	12	0	1	1
合 計		4	1	5

IV 退任慰労金編

調査 36 役員退任慰労金規定の有無・区分の仕方・金額

36-1 役員退任慰労金規定の有無

No.	規定の有無	大学	短大	合計
ア	報酬規程内に規定あり（支給あり）	312	42	354
イ	報酬規程内に規定あり（支給しないと明記）	38	11	49
ウ	別規程に記載（別規程あり、または職員の規程を準用とあるもの）	62	9	71
エ	別規程に記載（規程確認できず）	11	1	12
オ	規定なし	114	21	135
	合 計	537	84	621

※ウ、エは、報酬規程に、支給対象者の記載もなく、「別に定める」等とあるのみの法人

調査 36-2 以下は「ア」についての調査となる。

36-2 役員区分の仕方（上記ア、ウ対象）

No.	役員区分	大学	短大	合計
1	「常勤役員」	59	4	63
2	「役員」	57	6	63
3	「常勤役員」「非常勤役員」	36	7	43
4	「職員兼務理事」「（その他の）役員」	9	2	11
5	「理事長」「理事」「監事」	7	2	9
6	「理事長」	4	4	8
7	「理事」「監事」	7	1	8
8	「職員兼務理事」「（その他の）常勤理事」	6	1	7
9	「常勤理事」	7	0	7
10	「職員兼務理事」「常勤役員」	6	1	7
11	「理事長」「（その他の）常勤理事」	5	1	6
12	「職員兼務理事」「常勤役員」「非常勤役員」	5	1	6
13	「理事長」「常勤役員」「非常勤役員」	5	0	5
14	「理事長」「常務・専務理事」	5	0	5
15	「理事長」「副理事長」「常務・専務理事」「理事」「監事」	4	0	4
16	「常勤役員」「非常勤理事」「非常勤監事」	4	0	4
17	その他	148	21	169
	合 計	374	51	425

調査 37

「理事長」退任慰労金の有無・基準・金額

37-1 「理事長」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「理事長」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	理事長退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	138	22	160
イ	支給しないと明記	1	0	1
ウ	区分なし	235	29	264
	合 計	374	51	425

調査 37-2 以下は「ア」についての調査となる。

37-2 「理事長」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	18	1	19
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	99	15	114
3	定額	2	0	2
4	理事会で決定・理事長が決定	5	1	6
5	公務員、退職金財団等の規程による	3	1	4
6	別に定める（詳細確認できず）	1	1	2
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	1	1
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	10	2	12
	合 計	138	22	160

37-3 「理事長」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「37-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
500,000 円	1	
5,000,000 円	1	
21,580,000 円	1	
29,562,930 円	1	
48,000,000 円（常勤。非常勤は 50,000 円×乗率（1 年以上 3 年以下の期間、1 年につき 1.25、4 年以上の期間、1 年につき 1.5）	1	
50,000,000 円	2	
合 計	7	

② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	6	1	0
	7.2	1	0
	20 （在任期間中に報酬月額が大きく変動した場合は、平均報酬月額×20）	1	0
	36	1	0
	50~52	1	1
	120	1	0
報酬月額 ×	23.5	1	0
	60	1	0
	77.4	1	0
規準報酬月額×80		1	0
退任時報酬月額 × {勤続年数支給乗率 + 功績乗率（対象期間×係数 2.0）}		1	0
合 計		11	1

■ 「37-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	8	1	9
B	報酬月額×在任年数×支給率	28	4	32
C	報酬月額×在任月数×支給率	15	0	15
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	23	5	28
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	8	3	11
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	2	1	3
G	報酬年額×在任年数×支給率	2	0	2
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	0	2
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	7	0	7
J	その他	4	1	5
	合 計	99	15	114

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	1	1
最終報酬月額×在任年数（職員兼務は 600,000 円×在任年数）	1	0
報酬月額×在任年数	5	0
報酬月額×在任期間（専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない者）	1	0

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	0.5	1	0
	1.2 (職員兼務は〔退任時報酬月額 一本給月額〕×在任年数×1.2)	1	0
	1.5 (職員兼務は0.5)	1	0
	1.5~2	4	0
	1.8(非常勤は250,000円×年数)	1	0
	2.5~3	4	1
	3 (非常勤は2)	1	0
	4.5~5	5	0
	5.22 (60歳を超えて就任した場 合は支給なし)	1	0
	係数 (数字記載なし)	1	1
報酬月額 × 在任年数 ×	0.5	0	1
	0.6 (10年以下) 1+10年を超える在任年数×0.1 (10年以上)	1	0
	1.5 (職員兼務支給なし)	1	0
	2.5~3	1	1
基本報酬 × 在任年数 ×	2 (職員兼務支給なし)	1	0
年度ごとの報酬月額 ×	2.5	1	0
1年につき、報酬月額 ×	3	1	0
	{退任時の(月額役員報酬額+基本給額*)}×在任年×乗率(理 事長2.6(学長兼務は3.0))*基本給額とは、兼務役員が職員 として受け取る給与のうちの基本給の金額。	1	0
	平均報酬月額 (退任時報酬年額÷12) ×在任年数×1.5	1	0

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.1~0.125	3	/
	0.2~0.27	3	
	0.3 (職員兼務期間除く)	1	
	0.416 (在任月数÷12×5)	1	
	0.6	1	
報酬月額 × 在任月数 ×	0.125~0.23	2	
	0.3	1	
	0.5	3	

「No.D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	100,000 円	2	1
	100,000 円（非常勤。常勤支給なし）	1	0
	100,000 円（非常勤。常勤は職員の例による）	1	0
	180,000 円～200,000 円	5	0
	300,000 円～350,000 円	0	3
	500,000 円	3	0
	600,000 円	2	0
	800,000 円	1	0
	1,000,000 円	3	0
	1,000,000 円（職員、嘱託は 225,000 円）	1	0
	1,250,000 円（+ 1 月につき 100,000 円）	1	0
	2,000,000 円	0	1
	2,275,000 円	1	0
	2,500,000 円	1	0
4,000,000 円	1	0	

「No.E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1 期 2 年） ×	3,600,000 円（常勤）	1	0
	900,000 円（非常勤）		
在任期数（1 期 3 年） ×	100,000 円	0	1
	600,000 円	0	1
	2,000,000 円	1	0
	3,000,000 円	1	0
	5,000,000 円	1	0
	5,000,000 円（常勤）	1	0
	1,000,000 円（非常勤）		
9,500,000 円	1	0	
在任期数（1 期 4 年） ×	1,500,000 円	0	1
	15,000,000 円	1	0
	報酬月額（非常勤は 100,000 円）	1	0

「No.F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任月数 ×	4,167 円（50,000 円÷12）	0	1
	20,000 円	1	0
	50,000 円	1	0

「No.G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
退職時報酬年額	0.12	1	/
× 在任年数 ×	0.125	1	

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

		法人
5年以下の期間	満1年につき報酬月額100分の100	大
5年を超え10年以下の期間	満1年につき報酬月額100分の110	
10年を超え15年以下の期間	満1年につき報酬月額100分の120	
15年を超え19年以下の期間	満1年につき報酬月額100分の130	
在任20年以上および死亡によって退職の場合は、		
19年以下の期間	満1年につき報酬月額100分の150	
20年以上の期間	満1年につき報酬月額100分の165	
本俸月額×		大
1年以上4年以下の期間	年100分の125	
5年以上8年以下の期間	年100分の150	
9年以上12年以下の期間	年100分の175	
13年以上	年100分の200	

「No.I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

		大学	短大
年俸 ÷	12×在任年数	2	/
	12×在任年数×1.25	1	
退職前年の年俸 ÷	12×在任年数×4	1	
退職時年俸 ÷	12×支給率（最大5年以上で3.0）	1	
	12×在任年数×2	1	
退職時年俸額の1/3と就任月数の1/12および乗率（1.4）を連乗して得られる額		1	

「No.J その他」の内訳

	大学	短大
退職時報酬月額×在任年数と〔8年以上勤務1,000,000円、8年未満勤務50,000円〕のより高い金額	0	1
【一時払い】+【年金払い】 一時払い：在任時の最高報酬月額×3.4×在任年数 年金払い：原則月額400,000円。年金払い分の支給期間は10年を限度とした常勤役員在任期間（本人生存中に限り支給）	1	0
退職時基本給×勤続年数×支給率+功労金100,000円×勤続年数	1	0
2年未満25,000円～15年以上200,000円の範囲に、理事長在任年数に20,000円を乗じた額を加算	1	0
1,000,000円×支給率（1年0.25～12年3.0、以降1年毎に0.5加算）	1	0

■ 「 37-2 No.3 定額」の詳細

	大学	短大
500,000 円	1	/
1,000,000 円	1	

■ 「 37-2 No.5 公務員、退職金財団等の規程による」の詳細

	大学	短大
国家公務員俸給表の指定職俸給表 8 号俸×退職金規程による退職金指数	1	0
報酬月額×交付率(公益財団法人私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書別表第 2 のうち学園が採用する交付率表)	1	0
退任時月額報酬×公益財団法人私立大学退職金財団の在職期間に応じた交付基準を準用した率を超えない範囲内で、理事会において決定。	1	0
最終報酬月額×在任年数×係数 係数は、都道府県の私立学校退職基金社団業務方法書に規定する退職一時金給付乗率表による	0	1

■ 「 37-2 No.8 職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
退職時の報酬月額×本学園退職手当規程に定める在任年数に対する定年の支給割合+特別職員在任年数×0.6	1	/
退職金規程を準用+功労金 (50,000 円×在任月数)	1	
(常勤) 職員の規定準用+功労金 (高等学校教育職初任給×2.0/35×在任月数) (非常勤) 高等学校教育職初任給×2.0/50×在任月数	1	
職員給与規程に基づき算定した額と 300,000 円×在任年数の範囲内	1	

調査 38

「副理事長」退任慰労金の有無・基準・金額

38-1 「副理事長」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「副理事長」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	副理事長退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	30	3	33
イ	支給しないと明記	2	0	2
ウ	区分なし	342	48	390
	合 計	374	51	425

調査 38-2 以下は「ア」についての調査となる。

38-2 「副理事長」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	1	1	2
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	25	2	27
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	0	0	0
5	公務員、退職金財団等の規程による	2	0	2
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	2	0	2
	合 計	30	3	33

38-3 「副理事長」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定単年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「38-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
50,000,000円	1	0
最終報酬月額×44.2	0	1
合 計	1	1

■ 「38-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	2	0	2
B	報酬月額×在任年数×支給率	8	0	8
C	報酬月額×在任月数×支給率	2	0	2
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	10	2	12
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	1	0	1
I	年俸÷〇×在任年数（×支給率）	1	0	1
J	その他	1	0	1
	合 計	25	2	27

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	1	/
1年につき、俸給の月額×年数	1	

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.15 (専任教職員は、退職時役員報酬月額から退職時基本給のうち本給月額を控除した額を支給基準額とする。)	1	0
	17~2	2	0
	2.5 (非常勤は1.5)	1	0
	2.8	1	0
	3.5	1	0
年度ごとの月額報酬金額 ×	2	1	1
{退任時の(月額役員報酬額+基本給額*)}×在任年×乗率(理事長2.2(学長兼務は2.4)) *基本給額とは、兼務役員が職員として受け取る給与のうちの基本給の金額。		1	0

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.1	1	/
	0.5	1	

「No.D 在任年数×〇〇円(×支給率)」の内訳

(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円(×率)の金額	大学	短大
在任年数 ×	60,000円(非常勤。常勤支給なし)	1	0
	75,000円	0	1
	150,000円~200,000円	2	1
	300,000円~375,000円	3	0
	475,000円~500,000円	2	0
	600,000円	1	0
	700,000円	1	0

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

	法人
最終の報酬総額(年額)の12分の1に在職期++ 3.0	大

「No.I 年俸÷〇×在任期間(×支給率)」の内訳

年俸÷〇×在任期間(×支給率)	大学	短大
退任時の年俸÷12×在任年数×1.5	1	

「No.J その他」の内訳

	大学	短大
【一時払い】+【年金払い】 一時払い：在任時の最高報酬月額×3.0×在任年数 年金払い：原則月額300,000円。年金払い分の支給期間は10年 を限度とした常勤役員在任期間(本人生存中に限り支給)	1	

■ 「[38-2](#) No.5 公務員、退職金財団等の規程による」の詳細

	大学	短大
報酬月額×交付率(公益財団法人私立大学退職金財団退職資金 交付業務方法書別表第2のうち学園が採用する交付率表)	1	
最終報酬月額×在任年数×支給率(国家公務員退職手当法に準 ずる)	1	

調査 39

「1号理事（学長・校長・園長）」退任慰労金の有無・基準・金額

39-1 「1号理事（学長・校長・園長）」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「1号理事（学長・校長・園長）」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	1号理事（学長・校長・園長）退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	33	2	35
イ	支給しないと明記	4	1	5
ウ	区分なし	337	48	385
	合 計	374	51	425

調査 39-2 以下は「ア」についての調査となる。

39-2 「1号理事（学長・校長・園長）」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	3	0	3
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	27	1	28
3	定額	1	0	1
4	理事会で決定・理事長が決定	0	0	0
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	1	1	2
	合 計	33	2	35

39-3 「1号理事（学長・校長・園長）」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「39-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
1,800,000 円	1	/
4,000,000 円	1	
退任した日の報酬月額×60	1	
合 計	3	

■ 「39-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	1	0	1
B	報酬月額×在任年数×支給率	10	0	10
C	報酬月額×在任月数×支給率	1	0	1
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	5	1	6
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	5	0	5
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	1	0	1
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	1	0	1
J	その他	2	0	2
	合 計	27	1	28

「No. A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
退任の日における学長手当月額×在任年数	1	/

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.2～1.5	2	/
	1.7～1.8	2	
	2 (職員兼務の場合兼任期間の職員退職金を控除した範囲内)	1	
	3	2	
報酬月額 × 在任年数 ×	1.9～2	2	
年度ごとの月額報酬 ×	1.9	1	

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

報酬月額×在任月数×支給率	大学	短大
退任時報酬月額×在任月数×0.3	1	/

「No. D 在任年数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任年数 ×	100,000円～120,000円	1	1
	900,000円 (職員兼務は150,000円)	1	0
	1,250,000円 (+1月につき100,000円)	1	0
	2,275,000円	1	0
	2,700,000円	1	0

「No. E 在任期数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任期数 (1期2年) ×	150,000円	1	/
在任期数 (1期3年) ×	150,000円	1	
	3,000,000円	1	
	4,500,000円 (職員兼務支給なし)	1	
在任期数 (1期4年) ×	報酬年額×係数 (数字記載なし)	1	

「No. F 在任月数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

在任月数×〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任月数×30,000円	1	/

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

		法人
基準額 10 万円×		大
1 年以上 4 年以下の期間	年 100 分の 125	
5 年以上 8 年以下の期間	年 100 分の 150	
9 年以上 12 年以下の期間	年 100 分の 175	
13 年以上	年 100 分の 200	

「No.I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
退任時年俸÷12×在任年数×1.25	1	

「No.J その他」の内訳

	大学	短大
(1) 専任教職員から学長に就任 { (役員退任時の報酬月額) - (役員退任時の教職員月額本俸) } ×在任年数×2.0	1	
(2) 専任教職員以外から学長に就任、専任職員定年以降 役員退任時の報酬月額×在任年数×1.5		
報酬月額×在任期間（月か年か記載なし）（専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない者）	1	

■ 「39-2 No.3 定額」の内訳

	大学	短大
500,000 円	1	

調査 40

「常務・専務理事」退任慰労金の有無・基準・金額

40-1 「常務・専務理事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「常務・専務理事」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	常務・専務理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	70	6	76
イ	支給しないと明記	0	0	0
ウ	区分なし	304	45	349
	合 計	374	51	425

調査 40-2 以下は「ア」についての調査となる。

40-2 「常務・専務理事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	11	1	12
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	48	4	52
3	定額	2	0	2
4	理事会で決定・理事長が決定	1	0	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	1	0	1
6	別に定める（詳細確認できず）	1	0	1
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	6	1	7
	合 計	70	6	76

40-3 「常務・専務理事」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「40-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
4,000,000 円	1	/
20,800,000 円	1	
36,000,000 円	1	
50,000,000 円	1	
合 計	4	

② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	6～7.2	2	0
	36～39	1	1
	50	1	0
	80	1	0
基本給＋役員手当 ×	60	1	0
退任時報酬月額 × {勤続年数支給乗率＋功績乗率（対象期間×係数 1.0）}		1	0
合 計		7	1

■ 「40-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	5	0	5
B	報酬月額×在任年数×支給率	12	1	13
C	報酬月額×在任月数×支給率	8	0	8
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	11	1	12
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	6	0	6
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	0	1	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	0	2
I	年俸÷〇×在任期間（×率）	3	0	3
J	その他	1	1	2
	合 計	48	4	52

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
報酬月額×在任年数	4	/
退任時報酬月額×在任年数	1	

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.1～1.25	3	0
	1.5～2	3	0
	2.4～3	2	0
報酬月額 × 在任年数 ×	1.5～1.8（職員兼務支給なし）	2	0
	1.9	1	0
	2.5	0	1
{退任時の（月額役員報酬額＋基本給額*）}×在任年×2.0 * 1 基本給額とは、兼務役員が、職員として受け取る給与のうちの基本給の金額。		1	0

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.1（職員兼務期間除く）	1	/
	0.14～0.2	2	
	0.3～0.4	3	
報酬月額 × 在任月数 ×	0.108	1	
	0.46	1	

「No.D 在任年数×〇〇円（×率）」の内訳（×率がある場合は最大の支給率で掛けた額）

	〇〇円（×率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	50,000円～90,000円	2	1
	120,000円	1	0
	150,000円（職員、嘱託は90,000円）	1	0
	200,000円	2	0
	300,000円	1	0
	450,000円～500,000円	2	0
	750,000円（+端数1月につき60,000円）	1	0
	2,000,000円	1	0

「No.E 在任期数×〇〇円（×率）」の内訳（×率がある場合は最大の支給率で掛けた額）

	〇〇円（×率）の金額	大学	短大
在任期数（1期2年）×	1,500,000円	1	/
在任期数（1期3年）×	1,870,000円	1	
	2,000,000円	1	
	4,500,000円	2	
	7,500,000円	1	

「No.F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×4,167円(50,000円÷12)	0	1

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

	法人
以下に相当する金額。	大
5年以下の期間 満1年につき報酬月額100分の100	
5年を超え10年以下の期間 満1年につき報酬月額100分の110	
10年を超え15年以下の期間 満1年につき報酬月額100分の120	
15年を超え19年以下の期間 満1年につき報酬月額100分の130	
在任20年以上および死亡によって退任	大
19年以下の期間 満1年につき報酬月額100分の150	
20年以上の期間 満1年につき報酬月額100分の165	
最終の報酬総額(年額)×12分の1×在職期間毎の支給率。支給率は、	
1年未満 0 1年以上2年未満 0.6	
2年以上3年未満 1.2 3年以上4年未満 1.8	
4年以上5年未満 2.4 5年以上 3.0	

「No. I 年俸÷〇×在任期間（×率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
退任時の年俸÷12×在任年数×1.3	1	/
退任時年俸額の1/3と就任月数の1/12および乗率（1.2）を連乗して得られる額	1	
年俸÷12×在任年数	1	

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
①と②の金額のより高い方を支給 ①10年以上勤務5,000,000円、5年以上10年未満勤務5,000,000円、5年未満1年につき500,000円、②最終報酬月額×在任年数	0	1
【一時払い】＋【年金払い】 一時払い：在任時の最高報酬月額×2.6×在任年数 年金払い：原則月額200,000円×在任期間（10年限度）	1	0

■ 「40-2 No.3 定額」の詳細

	大学	短大
500,000円（財務理事を2期（6年）以上）	1	/
理事長の職務の代理及び代行に指名された常務理事10,000,000円、それ以外の常務理事8,000,000円	1	

■ 「40-2 No.5 公務員、退職金財団等の規程による」の詳細

	大学	短大
退任時月額報酬×公益財団法人私立大学退職金財団の在職期間に応じた交付基準を準用した率を超えない範囲内	1	/

■ 「40-2 No.8 職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
退職時の報酬月額×{学園退職手当規程の定年支給割合＋（特別職員在任年数×0.6）}	1	/
職員給与規程に基づき算定した額と150,000円×在任年数の範囲内	1	

調査 41

「職員兼務理事」退任慰労金の有無・基準・金額

※ 職員兼務の理事長、副理事長、1号理事（学長・校長・園長）、常務・専務は調査 37～40 で回答。

※ 副学長、事務局長は、職員兼務理事に含める。

41-1 「職員兼務理事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「職員兼務理事」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	職員兼務理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	54	5	59
イ	支給しないと明記	41	6	47
ウ	区分なし	279	40	319
	合 計	374	51	425

調査 41-2 以下は「ア」についての調査となる。

41-2 「職員兼務理事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	7	2	9
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	41	2	43
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	0	0	0
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	4	1	5
	合 計	54	5	59

41-3 「職員兼務理事」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「41-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
 （俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
1,600,000円～1,800,000円	1	1
2,500,000円	1	0
3,500,000円	1	0
5,000,000円	2	0
9,000,000円 (65歳を超えない職員理事には支給しない)	0	1
最終報酬月額×7.2	1	0
役員手当×60	1	0
合 計	7	2

■ 「41-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	5	0	5
B	報酬月額×在任年数×支給率	10	0	10
C	報酬月額×在任月数×支給率	2	0	2
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	7	1	8
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	7	0	7
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	2	0	2
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	0	2
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	2	0	2
J	その他	4	1	5
	合 計	41	2	43

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	3	0
報酬月額×在任年数	2	0

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	0.3 (理事)、0.5 (常任理事)	1	0
	0.5~0.8	2	0
	1.1 (副学長) 1.15 (副学長専任) 専任教職員の身分を有する役員は、退職役員報酬月額から退職時基本給のうち本給月額を控除した額を支給基準額とする。	1	0
	1.5~2	3	0
	6	1	0
	報酬月額 × 在任年数 ×	0.2	1
	3	1	0

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任月数×0.125	1	/
本給月額×理事の在職期間(月数)×0.05	1	

「No.D 在任年数×〇〇円(×支給率)」の内訳
(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円(×支給率)の金額	大学	短大
在任年数 ×	25,000円~30,000円	1	1
	50,000円	1	0
	100,000円(理事)、150,000円(担当理事)	1	0
	150,000円	1	0
	150,000円(理事)	1	0
	360,000円(総務・財務/経営戦略担当理事)	1	0
	200,000円	1	0
	750,000円(+1月につき60,000円)(副学長)	1	0

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期2年）×	300,000円（理事）	1	/
	400,000円（理事長職務代行）		
在任期数（1期3年）×	30,000円	2	
	90,000円	1	
	150,000円（1年未満45,000円、 2年未満75,000円、3年未満 120,000円）	1	
	300,000円	1	
	1,540,000円	1	

「No. F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任月数×	20,000円	1	/
	200,000円×（60歳を超える在任月数÷12）	1	

「No. H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

			法人
基準額4,000円に以下の割合を乗じる			大
1年以上4年以下の期間	1年につき100分の100		
5年以上8年以下の期間	1年につき100分の120		
9年以上12年以下の期間	1年につき100分の130		
13年以上の期間	1年につき100分の150		
基準報酬額を50,000円として以下の割合を乗じる			大
1年以上5年未満の期間	1年につき100分の100		
5年以上9年未満の期間	1年につき100分の125		
9年以上13年未満の期間	1年につき100分の150		
13年以上17年未満の期間	1年につき100分の175		
17年以上の期間	1年につき100分の200		

「No. I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

	〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸 ÷	12×在任年数（二つ以上の役職を兼ねた場合は、原則として役員報酬は高額の役職を基本とする。）	1	/
	12（または月数）×在任年数	1	

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
報酬年額×在任年数	1	/
(最終報酬月額×在任年数×功績倍率)－教職員としての退職金	1	
(常任理事) 基本給月額×在任年数 (理事) 45,000 円×在任年数	1	
報酬額 (月か年か記載なし) ×在任年数	1	
最終月額報酬×係数×在任期間 (年か月か記載なし)	0	

調査 42

「その他の常勤理事」退任慰労金の有無・基準・金額

※ 規程に詳細な区分がある場合の、理事長・学長・常務（専務）理事・職員兼務理事以外の常勤理事を指す（担当理事を含む）。

※ 理事長以外の理事（役付を含む）を「常勤理事」とひとまとめにしている法人を含む。

※ 「常勤理事」「理事」などひとまとめにして詳細な区分の無いものは、調査 43、45 で集計。

42-1 「その他の常勤理事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「その他の常勤理事」がない。
（「常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	その他の常勤理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	49	6	55
イ	支給しないと明記	0	0	0
ウ	区分なし	325	45	370
	合 計	374	51	425

調査 42-2 以下は「ア」についての調査となる。

42-2 「その他の常勤理事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	4	3	7
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	36	2	38
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	1	1	2
5	公務員、退職金財団等の規程による	1	0	1
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	7	0	7
	合 計	49	6	55

42-3 「その他の常勤理事」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定単年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「42-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

- ① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
100,000 円	0	1
1,976,000 円	1	0
2,500,000 円	1	0
5,000,000 円	0	1
合 計	2	2

- ② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	26	0	1
	120	1	0
基準報酬月額×80		1	0
合 計		2	1

■ 「42-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	2	0	2
B	報酬月額×在任年数×支給率	10	1	11
C	報酬月額×在任月数×支給率	7	0	7
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	7	1	8
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	2	0	2
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	2	0	2
G	報酬年額×在任年数×支給率	1	0	1
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	0	0	0
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	3	0	3
J	その他	2	0	2
	合 計	36	2	38

「No. A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	1	/
報酬月額×在任年数	1	

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.3 (理事)、1.5 (常任理事)	1	0
	1.5~1.8	3	0
	1.9~2	5	0
報酬月額 × 在任年数 ×	1.5 (理事)、2 (常任)	0	1
	1.5 (理事)、2 (常任)	1	0

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.099 (月額×月数÷12×1.2)	1	/
	0.125	1	
	0.416 (月額×月数÷12×5)	1	
報酬月額 × 在任月数 ×	0.17	1	
	0.3	2	
	0.416 (月額×月数×5/12)	1	

「No. D 在任年数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任年数 ×	100,000円~150,000円	2	0
	200,000円	1	0
	300,000円	1	0
	500,000円	2	0
	1,000,000円	0	1
	2,000,000円	1	0

「No. E 在任期数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任期数 (1期3年) ×	1,540,000円	1	/
在任期数 (1期4年) ×	報酬月額	1	

「No. F 在任月数×〇〇円 (×支給率)」の内訳

(×率がある場合は最大の支給率を掛けた額)

	〇〇円 (×支給率) の金額	大学	短大
在任月数 ×	15,000円	1	/
	40,000円	1	

「No. G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

報酬年額×在任年数×支給率	大学	短大
退任時報酬年額×在任年数×0.1	1	

「No. I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸÷12×在任年数	1	
（退任時年俸÷3）×（在任月数÷12）	1	
退任時年俸÷12×年数	1	

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
【一時払い】 + 【年金払い】 一時払い：在任時の最高報酬月額×2.2×在任年数 年金払い：原則月額 100,000 円×在任期間（10 年限度）	1	
報酬月額×在任期間（月か年か記載なし）（専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない者）	1	

■ 「42-2 No.5 公務員、退職金財団等の規程による」のうち、特記事項

	大学	短大
業務執行理事 国家公務員退職手当法に準じて、その範囲内で支給することができる	1	

■ 「42-2 No.8 職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
常勤の常任理事は（退職手当）退職金規程を準用 +（功労金）30,000 円×在任月数（常勤ではない常任理事は 30,000 円×在任月数のみ）	1	0
職員給与規程に基づき算定した額と 50,000 円×在任年数の範囲内	1	1

調査 43

「常勤理事」退任慰労金の有無・基準・金額

※規程に詳細な区分がなく、「常勤理事」としてまとめられている法人は理事長等を含む「常勤理事」全体を指す（職員兼務は別の場合あり）。

※「学内理事」「学外理事」で区分している法人は、学内理事を指す。

※常勤・非常勤の区分がないものは調査 45。

43-1 「常勤理事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「常勤理事」がない。
（詳細に区分されている、または規程がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	常勤理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	30	5	35
イ	支給しないと明記	1	0	1
ウ	区分なし	343	46	389
	合 計	374	51	425

調 43-2 以下は「ア」についての調査となる。

43-2 「常勤理事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	5	0	5
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載されていない限り考慮せず）	19	4	23
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	1	0	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	1	1	2
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	4	0	4
	合 計	30	5	35

43-3 「常勤理事」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定単年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「43-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	20～21	2	/
	50	2	
報酬月額 ×	10	1	
合 計		5	

■ 「43-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	3	0	3
B	報酬月額×在任年数×支給率	6	1	7
C	報酬月額×在任月数×支給率	1	1	2
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	0	1	1
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
G	報酬年額×在任年数×支給率	1	0	1
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	1	3
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	5	0	5
J	その他	1	0	1
合 計		19	4	23

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	2	/
報酬月額×在任年数	1	

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.5	1	0
	6	1	0
報酬月額 × 在任年数 ×	1~1.5	2	0
	2	1	1
	3	1	0

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

報酬月額×在任月数×支給率	大学	短大
最終報酬月額×在任月数 ×0.125	1	0
毎月の報酬月額×在任月数×1/12	0	1

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任期数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任期数（1期4年）×1,000,000円		1

「No. G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

報酬年額×在任年数×支給率	大学	短大
退任時報酬年額×在任年数×0.3	1	

「No. H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

		法人
最終報酬月額×		大
1年以上9年未満の期間	1年につき100分の30	
9年以上15年未満の期間	1年につき100分の50	
15年以上21年未満の期間	1年につき100分の75	
21年を超える期間	1年につき100分の100	
退任時月額報酬額×		大
1年以上10年未満の期間	1年につき100分の50	
10年以上の期間	1年につき100分の100	職員兼務除く
報酬額×以下の割合の範囲内		大
1年以上4年未満の期間	1年につき100分の100	
4年以上8年未満の期間	1年につき100分の125	
8年以上12年未満の期間	1年につき100分の150	
12年以上の期間	1年につき100分の170	

「No. I 年俸÷○×在任期間（×支給率）」の内訳

	○×在任期間（×支給率）	大学	短大
退任時年俸 ÷	12×在任年数	1	/
	12×在任月数×0.1	1	
	12×在任年数×1.5	1	
	12×在任年数×係数（数字記載なし）	2	

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
退職時の本給月額×支給率（1年以上0.9～33年以上60.33年を超えるまたは特別の事情がある場合は理事会で決定）週3程度勤務の理事については別に定める。	1	/

■ 「43-2 No.8 職員の支給率に基づく規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
職員給与規程に基づき算定した額と50,000円×在任年数の範囲内	1	/

調査 44

「非常勤理事」退任慰労金の有無・基準・金額

44-1 「非常勤理事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「非常勤理事」がない。
（「非常勤役員」、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	非常勤理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	55	6	61
イ	支給しないと明記	3	0	3
ウ	区分なし	316	45	361
	合 計	374	51	425

調査 44-2 以下は「ア」についての調査となる。

44-2 「非常勤理事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	9	2	11
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	45	4	49
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	1	0	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	0	0	0
	合 計	55	6	61

44-3 「非常勤理事」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「44-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
30,000円～80,000円	2	0
100,000円	2	1
240,000円	1	0
360,000円	1	0
500,000円	1	0
600,000円	1	1
800,000円	1	0
合 計	9	2

■ 「44-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	9	0	9
B	報酬月額×在任年数×支給率	1	1	2
C	報酬月額×在任月数×支給率	5	0	5
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	20	2	22
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	8	1	9
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	1	0	1
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	0	0	0
	合 計	45	4	49

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	6	/
報酬月額×在任年数	2	
1年につき、報酬月額×在任年数（ただし、勤務の状態により1～1.5ヶ月の範囲で決定することができる）	1	

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
報酬月額 × 在任年数 ×	2	1	0
	1.5（理事）、2（常任）	0	1

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.167（1/6）～0.2	2	/
報酬月額 × 在任月数 ×	0.1	2	
	0.21	1	

「No.D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	20,000円（在任中の功績により支給）	1	0
	20,000円（評議員を兼ねない）	1	0
	26,000円（評議員を兼ねる）		
	25,000円～50,000円	4	2
	50,000円（在任10年以上の場合のみ）	1	0
	84,000円～100,000円	5	0
	100,000円（理事。常任理事は在任年数×基本給月額）	1	0
	150,000～200,000円	2	0
	150,000円（理事長が指名した常任理事）	1	0
	240,000円～250,000円	2	0
	250,000円（理事小委員会出席理事）	1	0
300,000円	1	0	

「No.E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期2年）×	100,000円	1	0
在任期数（1期3年）×	60,000円～90,000円	2	0
	200,000円	1	0
	300,000円	1	0
	常任理事会構成員：300,000円 常任理事会構成員でない者： 70,000円、1期増すごとに 50,000円加算（上限220,000円）	1	0
	非常勤役員手当年額1年分 （490,800円目安）に相当する額	1	0
在任期数（1期4年）×	40,000円	1	0
	500,000円	0	1

「No.F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×10,000円	1	

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

		法人
最終報酬月額×		大
1年以上9年未満の期間	1年につき100分の30	
9年以上15年未満の期間	1年につき100分の50	
15年以上21年未満の期間	1年につき100分の75	
21年を超える期間	1年につき100分の100	

調査 45

「理事（区分なし）」退任慰労金の有無・基準・金額

「理事（区分なし）」として区分しているものは、以下のとおり

- ・ 規程に詳細な区分がなく、理事全員を一つにまとめている法人は、全理事を指す。
(職員兼務を除く場合あり)
- ・ 理事長等役付以外の理事で、常勤・非常勤の区別をしていない法人は、役付以外の理事を指す。
- ・ 学内理事、学外理事で区分している法人は、学外理事を指す。
(ただし、学外=非常勤と明記されている場合は調査 44 で回答)

45-1 「理事（区分なし）」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ ウの区分なしは、退任慰労金区分に「理事」がない。
(詳細に区分されている、「役員」等の他の区分に含まれる、または規定がない)
- ・ ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	理事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	38	4	42
イ	支給しないと明記	2	0	2
ウ	区分なし	334	47	381
	合 計	374	51	425

調査 45-2 以下は「ア」についての調査となる。

45-2 「理事（区分なし）」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） (俸給表に上限がある場合含む)	8	0	8
2	金額の上限なし (在任年数の上限の記載がない、1年につき〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載されていない限り考慮せず)	29	3	32
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	0	1	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	1	0	1
	合 計	38	4	42

45-3 「理事（区分なし）」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「45-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
20,000 円	1	/
200,000 円	1	
300,000 円	1	
2,000,000 円	1	
4,000,000 円	1	
4,800,000 円	1	
合 計	6	

② 報酬額×支給率（上限）

	大学	短大
役員手当×60	1	/
報酬年額×12	1	
合 計	2	

■ 「45-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	0	0	0
B	報酬月額×在任年数×支給率	2	1	3
C	報酬月額×在任月数×支給率	2	0	2
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	14	1	15
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	4	1	5
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	1	0	1
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	1	0	1
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	3	0	3
J	その他	1	0	1
	合 計	29	3	32

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

報酬月額 × 在任年数 ×	支給率	大学	短大
	1.25	1	0
2（理事長以外）	1	1	

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

報酬月額×在任月数×支給率	大学	短大
報酬月額×在任月数×0.5	1	/
高等学校教育職初任給×在任月数×1.5/50（理事長以外）	1	

「No. D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任年数 ×	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
	12,500円～50,000円	4	1
100,000円	3	0	
150,000円	1	0	
200,000円	1	0	
250,000円	2	0	
300,000円	1	0	
500,000円	1	0	
600,000円	1	0	

「No.E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期3年）×	50,000円	0	1
	200,000円（再任ごとに10%アップ）	1	0
	評議員理事：300,000円（1年未満90,000円、2年未満150,000円、3年未満240,000円） 学識経験者：別に定める	1	0
在任期数（1期4年）×	400,000円	1	0
	重要な日常業務担当：3,000,000円 それ以外：2,000,000円	1	0

「No.F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×20,000円	1	

「No.G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

報酬年額×在任年数×支給率	大学	短大
時報酬年額×在任年数×120分の15	1	

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

	法人
基準額 50,000円×割合の合計額（理事長・学長以外の理事）。割合は、 1年以上4年以下の期間 年100分の125 5年以上8年以下の期間 年100分の150 9年以上12年以下の期間 年100分の175 13年以上 年100分の200	大

「No.I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸÷12×在任年数	1	
退任時年俸÷6×在任年数×1.5	1	
退任前年の年俸÷12×在任年数×2.5	1	

「No.J その他」の内訳

	大学	短大
退職金表あり。10年以上は400,000円+1年につき30,000円	1	

調査 46

「常勤監事」退任慰労金の有無・基準・金額

46-1 「常勤監事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「常勤監事」がない。
（「監事」「役員」「常勤役員」等に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	常勤監事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	46	3	49
イ	支給しないと明記	0	0	0
ウ	区分なし	328	48	376
	合 計	374	51	425

調査 46-2 以下は「ア」についての調査となる。

46-2 「常勤監事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	6	1	7
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	35	2	37
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	1	0	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	1	0	1
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	3	0	3
	合 計	46	3	49

46-3 「常勤監事」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「46-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

- ① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
1,000,000 円	1	/
2,500,000 円	1	
19,760,000 円	1	
合 計	3	

- ② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	7.2	1	0
	26	0	1
	50	1	0
報酬月額 ×	18	1	0
合 計		3	1

■ 「46-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	4	0	4
B	報酬月額×在任年数×支給率	10	0	10
C	報酬月額×在任月数×支給率	5	0	5
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	5	1	6
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	4	1	5
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
G	報酬年額×在任年数×支給率	2	0	2
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	1	0	1
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	3	0	3
J	その他	1	0	1
	合 計	35	2	37

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	2	/
報酬月額×在任年数	1	
報酬月額×在任期間（専任職員の身分を有しない者のうち、他に生業（本務職の身分）を有しない者）	1	

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	1.3	1	/
	2	3	
	6	1	
報酬月額 × 在任年数 ×	1.5~1.8	3	
	2（常任）、1（常勤）	1	
	3	1	

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.125	2	/
	0.2	1	
報酬月額 × 在任月数 ×	0.25	2	

「No. D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	100,000円～120,000円	2	0
	400,000円～500,000円	2	0
	1,000,000円	1	1

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期3年）×	70,000円	1	0
	3,500,000円	1	0
在任期数（1期4年）×	1,000,000円	0	1
	7,000,000円	1	0
	報酬月額	1	0

「No. G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

報酬年額×在任年数×支給率	大学	短大
退任時報酬年額×在任年数×0.1	1	/
報酬年額×在任年数×120分の15	1	

「No. H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

	法人
最終の報酬総額(年額)×12分の1×在職期間毎の支給率。支給率は、 1年未満 0 1年以上2年未満 0.6 2年以上3年未満 1.2 3年以上4年未満 1.8 4年以上5年未満 2.4 5年以上 3.0	大

「No. I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸÷18×在任年数×1.3	1	/
退任時年俸÷12×在任年数	1	
退任時年俸額の1/3と就任月数の1/12	1	

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
【一時払い】 + 【年金払い】 一時払い：在任時の最高報酬月額×1.8×在任年数 年金払い：原則月額80,000円×在任期間（10年限度）	1	/

調査 47

「非常勤監事」退任慰労金の有無・基準・金額

47-1 「非常勤監事」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「非常勤監事」がない。
（「監事」「役員」「非常勤役員」の区分に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	非常勤監事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	39	5	44
イ	支給しないと明記	3	0	3
ウ	区分なし	332	46	378
	合 計	374	51	425

調査 47-2 以下は「ア」についての調査となる。

47-2 「非常勤監事」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	7	2	9
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	31	3	34
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	1	0	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	0	0	0
	合 計	39	5	44

47-3 「非常勤監事」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「47-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
100,000 円	2	1
240,000 円	1	0
360,000 円～400,000 円	1	1
450,000 円～500,000 円	2	0
800,000 円	1	0
合 計	7	2

■ 「47-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	7	1	8
B	報酬月額×在任年数×支給率	1	0	1
C	報酬月額×在任月数×支給率	4	0	4
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	11	1	12
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	7	1	8
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	0	0	0
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	0	0	0
	合 計	31	3	34

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	4	0
報酬月額×在任年数	3	1

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

報酬月額×在任年数×支給率	大学	短大
職務報酬月額×在任年数×2	1	

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額×在任月数×	0.2	1	
報酬月額×在任月数×	0.08	2	
	0.21	1	

「No. D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	10,000円～20,000円	1	1
	40,000円～50,000円	3	0
	84,000円～100,000円	2	0
	180,000円～200,000円	3	0
	240,000円～300,000円	2	0

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期2年）×	100,000円	1	0
在任期数（1期3年）×	60,000円	1	0
	90,000円	1	0
	200,000円	1	0
	非常勤監事手当年額1年分(245,400円目安)に相当する額	1	0
在任期数（1期4年）×	40,000円	1	0
	500,000円	0	1
	2,000,000円	1	0

「No. F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×10,000円	1	

調査 48

「監事（常勤・非常勤の区分なし）」退任慰労金の有無・基準・金額

48-1 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「監事」がない。
（「役員」等の他の区分に含まれる、「常勤監事」「非常勤監事」で区分されている、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	監事退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	45	5	50
イ	支給しないと明記	3	0	3
ウ	区分なし	326	46	372
	合 計	374	51	425

調査 48-2 以下は「ア」についての調査となる。

48-2 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	10	0	10
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき〇円など。＊任期の上限は、報酬規程に記載されていない限り考慮せず）	35	4	39
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	0	1	1
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	0	0	0
7	支給する（ことができる）とあるのみ	0	0	0
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	0	0	0
	合 計	45	5	50

48-3 「監事（常勤・非常勤の区分なし）」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定単年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「48-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
30,000 円～80,000 円	2	
100,000 円	2	
200,000 円	1	
2,000,000 円 (監事規程〇条の監事は上限 50,000,000 円)	1	
3,900,000 円～4,000,000 円	2	
報酬年額×12	1	
役員手当×60	1	
合 計	10	

■ 「48-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	1	0	1
B	報酬月額×在任年数×支給率	0	1	1
C	報酬月額×在任月数×支給率	3	0	3
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	19	2	21
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	5	1	6
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	0	0	0
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	0	2
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	3	0	3
J	その他	1	0	1
	合 計	35	4	39

「No. A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	1	

「No. B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

報酬月額×在任年数×支給率	大学	短大
最終報酬月額×在任年数×2.0		1

「No. C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額	0.167 (2/12)	1	
× 在任月数 ×	0.25	1	
高等学校教育職初任給	0.03	1	
× 在任月数 ×			

「No. D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	20,000円（在任中の功績により支給）	1	0
	12,500円～50,000円	5	2
	90,000円～100,000円	7	0
	150,000円～200,000円	3	0
	250,000円	1	0
	400,000円	1	0
	600,000円	1	0

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期3年）×	50,000円	0	1
	100,000円（再任ごとに10%アップ）	1	0
	300,000円	1	0
	300,000円（1年未満90,000円、2年未満150,000円、3年未満240,000円）	1	0
	660,000円	1	0
在任期数（1期4年）×	300,000円	1	0

「No. F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×20,000円	1	

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

1年あたりの最大の支給額		法人
最終報酬月額×		大
1年以上9年未満の期間	1年につき100分の30	
9年以上15年未満の期間	1年につき100分の50	
15年以上21年未満の期間	1年につき100分の75	
21年を超える期間	1年につき100分の100	
基準額50,000円×		大
1年以上4年以下の期間	年100分の125	
5年以上8年以下の期間	年100分の150	
9年以上12年以下の期間	年100分の175	
13年以上	年100分の200	

「No.I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸÷12×在任年数	1	/
退任前年の年俸÷12×在任年数×2.5	1	
退任時年俸÷6×在任年数×1.5	1	

「No.J その他」の内訳

	大学	短大
退職金表あり。10年以上は250,000円+1年につき25,000円	1	/

調査 49

「常勤役員」退任慰労金の有無・基準・金額

「常勤役員」として区分しているものは、以下のとおり

- ・規程に詳細な区分がなく、常勤の理事、監事全員を一つにまとめている法人は、全常勤役員を指す。
- ・理事長、職員兼務理事等とその他の常勤役員を区別している法人は、その他の常勤役員を指す。

49-1 「常勤役員」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「常勤役員」がない。
（詳細に区分されている、「役員」に含まれる、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	常勤役員退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	125	14	139
イ	支給しないと明記	3	0	3
ウ	区分なし	246	37	283
	合 計	374	51	425

調査 49-2 以下は「ア」についての調査となる。

49-2 「常勤役員」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	16	1	17
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	68	8	76
3	定額	1	0	1
4	理事会で決定・理事長が決定	2	0	2
5	公務員、退職金財団等の規程による	1	1	2
6	別に定める（詳細確認できず）	13	1	14
7	支給する（ことができる）とあるのみ	1	1	2
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	23	2	25
	合 計	125	14	139

49-3 「常勤役員」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「49-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

- ① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
200,000 円	1	/
5,000,000 円	1	
50,000,000 円	1	
合 計	3	

- ② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	6	1	0
	30	1	0
	50	1	0
	55.632	1	1
	60	4	0
	81.25	1	0
報酬月額 ×	15	1	0
	60	1	0
	67.08	1	0
報酬年額 ×	2	1	0
合 計		13	1

■ 「49-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	14	2	16
B	報酬月額×在任年数×支給率	28	3	31
C	報酬月額×在任月数×支給率	7	0	7
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	5	1	6
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	0	0	0
G	報酬年額×在任年数×支給率	3	0	3
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	2	1	3
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	6	0	6
J	その他	3	1	4
	合 計	68	8	76

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	12	2
最終報酬月額×在任年数（60歳定年以降の常勤役員の期間）	1	0
報酬月額×在任年数	1	0

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	0.25~0.5	2	0
	0.6~0.8	2	0
	1.2~2	6	1
	2.25~3	5	0
	5	0	1
	係数（数字記載なし）	7	1
報酬月額 × 在任年数 ×	1.1~1.32	2	0
1年につき、報酬月額 ×	0.167（2/12）	1	0
{（最終の報酬月額×常勤の年数） + （最終の報酬月額×1年未満月数÷12）}×2		2	0
1年以上10年以下は、各年度の3月報酬本給月額合計額 11年以上20年以下は、各年度の3月報酬本給月額合計額×1.1 21年以上は、各年度の3月報酬本給月額合計額×1.2		1	0

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.10875~0.18	3	/
	0.24~0.375	2	
	係数（数字記載なし）	1	
報酬月額 × 在任月数 ×	0.09（理事長、専務、職員兼務以外）	1	

「No.D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	30,000円（2期以上在職期間のあるもの）	1	0
	100,000円（理事長、副理事長以外）	0	1
	300,000円	1	0
	780,000円（在任年数：6か月以上切り上げ）	1	0
	1,666,667円（20,000,000円×12分の1、理事長・学長除く）	1	0
	報酬年額（理事長、常務以外）	1	0

「No.G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
退任時報酬年額 × 在任年数 ×	0.1	1	/
	0.125(1.5/12)	1	
在任する年度毎に、役員報酬年総額×0.05の範囲内		1	

「No.H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

1年あたりの最大の支給額		法人
最終報酬月額× 1年以上7未満	1年につき100分の100	短
7年以上13未満	1年につき100分の125	
13年以上の期間	1年につき100分の150 以内	
最終報酬月額× 1年以上5年未満の期間	1年につき100分の100	大
5年以上9年未満の期間	1年につき100分の125	
9年以上13年未満の期間	1年につき100分の150	
13年以上17年未満の期間	1年につき100分の175	
17年以上の期間	1年につき100分の200	
5年未満	1年につき300,000円	大
5年以上10年未満	1年につき400,000円	
10年以上15年未満	1年につき500,000円	
15年以上20年未満	1年につき600,000円	
20年以上25年未満	1年につき700,000円	
25年以上	1年につき800,000円	

「No. I 年俸÷○×在任期間（×支給率）」の内訳

	○×在任期間（×支給率）	大学	短大
退任時年俸 ÷	12×在任年数	1	0
退任前年の年俸 ÷	12×在任年数×4	0	0
年俸 ÷	12×在任年数	2	0
	18×在任年数×支給率（勤続1年0.9～40年60.0）	1	1
役員在任期間中の平均年俸の100分の2×退職金支給率（0.6～41.25）×功績倍率（1.1～1.5）		1	0
前払いとして役員報酬年額分を16で除した額の3%		1	0

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
在任中に受けた最高本俸（月額）×在任年数×1.1+功労金（必ず支給）100,000円×在任年数	1	0
役員在任期間を4区分に分け、各区分の平均報酬月額×支給率×区分の在職年数	1	0
最終月額報酬×係数×在任期間（月か年か記載なし）	0	1
退任時に適用される報酬月額、在任年数、業績等により算出する	1	0

■ 「49-2 No.3 定額」の詳細

	大学	短大
400,000 円 (理事長以外)	1	

■ 「49-2 No.5 公務員、退職金財団等の規程による」のうち、特記事項

	大学	短大
「財団法人私立大学退職金財団」或は「県私学教育協会」に加入するものとし、退職金はこの規程により算出した額とする。	0	1

■ 「49-2 No.8 職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
退職時の俸給月額×学校法人退職金支給規程による乗率×1.5	1	
専任教職員退職金支給規程を準用して、役員報酬（年額）の16.5分の1を基礎に算定	1	
「退職金規程」に基づき算出した額×100分の150	1	
(役職加算分+年功加算分)×(学校法人教職員退職手当支給規則に基づく退職金支給率+役員勤続年数+理事長の委嘱年数+大学学長の委嘱年数+高校校長の委嘱年数)	1	
基本配分(退任時報酬月額×学園の退職金規則に基づく在任年数に応じた支給係数)+功労加算(退任時報酬月額×在任年数×0.5)	1	
退任日における報酬(月額)×在職月数×0.125×業績勘案率(0.0~2.0)×職員退職金支給規程に定める率	1	

調査 50

「非常勤役員」退任慰労金の有無・基準・金額

50-1 「非常勤役員」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「非常勤役員」がない。
（詳細に区分されている、「役員」に含まれる、「非常勤理事」「非常勤監事」で区分されている、または規定がない）
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	非常勤役員退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	53	9	62
イ	支給しないと明記	21	5	26
ウ	区分なし	300	37	337
	合 計	374	51	425

調査 50-2 以下は「ア」についての調査となる。

50-2 「非常勤役員」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	16	5	21
2	金額の上限なし （在任年数の上限の記載がない、1年につき 〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載 されていない限り考慮せず）	27	4	31
3	定額	1	0	1
4	理事会で決定・理事長が決定	3	0	3
5	公務員、退職金財団等の規程による	0	0	0
6	別に定める（詳細確認できず）	3	0	3
7	支給する（ことができる）とあるのみ	3	0	3
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	0	0	0
	合 計	53	9	62

50-3 「非常勤役員」 退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定上年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「50-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
80,000 円 (かつて役員退任慰労金を支給されたことがある役員 は 20,000 円)	1	0
100,000 円	1	0
300,000 円	2	2
350,000 円	2	0
450,000 円～500,000 円	3	0
1,000,000 円	0	1
1,500,000 円～1,600,000 円	1	1
5,000,000 円	2	0
9,000,000 円	0	1
合 計	12	5

② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	30	1	/
	50	1	
	60	1	
報酬年額 ×	4	1	
合 計		4	

■ 「50-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	0	1	1
B	報酬月額×在任年数×支給率	5	1	6
C	報酬月額×在任月数×支給率	0	0	0
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	13	1	14
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	3	0	3
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	1	1	2
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	3	0	3
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	1	0	1
	合 計	27	4	31

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数		1

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	0.5	2	0
	2.2	1	0
	3	1	0
	5	0	1
報酬月額 × 在任年数 ×	0.25（理事長以外）	1	0

「No.D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	10,000円～20,000円	2	0
	50,000円	4	0
	65,000円～75,000円	1	1
	100,000円	3	0
	125,000円	1	0
	291,667円（3,500,000円÷12）	1	0
	300,000円	1	0

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期2年）×	600,000円	1	/
	報酬年額	1	
在任期数（1期4年）×	300,000円	1	

「No. F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳
 （×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×20,000円	1	/

「No. G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

報酬年額×在任年数×支給率	大学	短大
報酬年額×在任年数×0.2	1	0
退任時報酬年額×在任年数×0.2	0	1

「No. H 期間ごとの支給額の累積」の内訳

	法人
基準報酬額 50,000円× 1年以上10年以下 1年につき100分の100 11年以上20年以下 1年につき100分の110 21年以上 1年につき100分の120	大
基準額 50,000円× 1年以上3年以下の期間 1年につき100分の125 4年以上の期間 1年につき100分の150	大
基準報酬額 100,000円× 1年以上5年未満の期間 1年につき100分の100 5年以上9年未満の期間 1年につき100分の125 9年以上13年未満の期間 1年につき100分の150 13年以上17年未満の期間 1年につき100分の175 17年以上の期間 1年につき100分の200	大

「No. I 年俸÷〇×在任期間（×支給率）」の内訳

年俸÷〇×在任期間（×支給率）	大学	短大
年俸÷6×在任年数	1	/

■ 「50-2 No.3 定額」の詳細

	大学	短大
100,000円	1	/

調査 51

「役員（区分なし）」退任慰労金の有無・基準・金額

※報酬を区分せず「役員」として一まとめにしている法人
(理事長、職員兼務など一部の役員をのぞいた「役員」の場合あり)

51-1 「役員（区分なし）」退任慰労金区分の有無（36-1 ア、ウの内訳）

- ・ウの区分なしは、退任慰労金区分に「役員」がない。(詳細に区分されている)
- ・ある条件に合う者のみ支給する場合、支給ありの者について回答。

No.	役員退任慰労金	大学	短大	合計
ア	退任慰労金あり	70	10	80
イ	支給しないと明記	2	0	2
ウ	区分なし	302	41	343
	合 計	374	51	425

調査 51-2 以下は「ア」についての調査となる。

51-2 「役員（区分なし）」退任慰労金の支給基準

No.	支給基準	大学	短大	合計
1	金額の上限あり（規定より算出可） （俸給表に上限がある場合含む）	13	1	14
2	金額の上限なし（在任年数の上限の記載がない、1年につき〇円など。*任期の上限は、報酬規程に記載されていない限り考慮せず）	40	9	49
3	定額	0	0	0
4	理事会で決定・理事長が決定	5	0	5
5	公務員、退職金財団等の規程による	1	0	1
6	別に定める（詳細確認できず）	2	0	2
7	支給する（ことができる）とあるのみ	5	0	5
8	職員の支給率に基づく、規程を準用、参考	4	0	4
	合 計	70	10	80

51-3 「役員（区分なし）」退任慰労金の支給金額

- ・「最終報酬月額（年額）」とは、退任時又は役職が変わる前の最後の月額（年額）。
- ・基準となる報酬額は法人により異なり、報酬月額全額、基本報酬のみ、手当のみなどがある。
- ・支給率については、複数の支給率を掛けている場合はすべてを乗じた率で記載。
- ・支給額（率）に幅がある場合は、原則上限額（率）を記載（必要に応じ追記する）。
- ・記念品を支給する場合も、その金額を退任慰労金の額として記載。
- ・「特別な功労があった場合」など、ある条件によって加算される功労金は含めず。
- ・規定単年単位で計算する場合の端数（月額）部分は、加算される場合でも含めず。

■ 「51-2 No.1 金額の上限あり」の詳細

① 上限金額が明記されている又は、計算式から算出できる場合の上限金額
（俸給表の記載年数に限りがある場合、その最大年数を上限とする）

上限金額	大学	短大
100,000 円	0	1
500,000 円	1	0
4,000,000 円	1	0
合 計	2	1

② 報酬額×支給率（上限）

	支給率（上限）	大学	短大
最終報酬月額 ×	12	1	/
	45	1	
	55~60	2	
	62.7~63	2	
報酬月額 ×	24.25	1	
報酬年額 ×	3	1	
	6	1	
別表の報酬額（立場によって月額か年額か異なる）×5		1	
（理事長・常務以外）支給する場合、常務理事の額を超えない範囲内で、理事会が決定する。*常務：最終報酬月額×在任月数×14/100		1	
合 計		11	

■ 「51-2 No.2 金額の上限なし」の詳細

No.		大学	短大	合計
A	報酬月額×在任年数（年数上限記載なし）	10	2	12
B	報酬月額×在任年数×支給率	3	0	3
C	報酬月額×在任月数×支給率	4	0	4
D	在任年数×〇〇円（×支給率）	10	2	12
E	在任期数×〇〇円（×支給率）	3	2	5
F	在任月数×〇〇円（×支給率）	1	0	1
G	報酬年額×在任年数×支給率	3	2	5
H	期間ごとの支給額の累積（期間ごとに支給額が異なる）	4	1	5
I	年俸÷〇×在任期間（×支給率）	0	0	0
J	その他	2	0	2
	合 計	40	9	49

「No.A 報酬月額×在任年数」の内訳

	大学	短大
最終報酬月額×在任年数	2	1
最終報酬月額×在任年数 （顕著な功労が認められた場合には支給することがある）	1	0
報酬月額×在任年数	3	1
報酬月額（ただし 250,000 円上限）×在任年数	1	0
平均月額×年数	2	0
在任中に受けた最高の月額報酬額×在任年数（職員兼務は役員退職金総額から職員の退職金総額を引いた額）	1	0

「No.B 報酬月額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任年数 ×	2	2	/
	係数（数字記載なし）	1	

「No.C 報酬月額×在任月数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
最終報酬月額 × 在任月数 ×	0.083（12分の1）	1	/
	0.125	1	
	0.15	2	

「No. D 在任年数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任年数 ×	10,000円～30,000円	5	0
	100,000円 （理事長、職員兼務以外）	0	1
	240,000円 （理事長、常務、学長以外）	1	0
	500,000円	1	0
	1,200,000円	1	0
	1,500,000円	1	0
在任年数×10,000円+50,000円		0	1
在任年数×50,000円+300,000円		1	0

「No. E 在任期数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×支給率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

	〇〇円（×支給率）の金額	大学	短大
在任期数（1期3年）×	300,000円 （理事長、専務、職員兼務以外）	1	0
在任期数（1期4年）×	50,000円	0	1
	100,000円	0	1
	1,000,000円	1	0
在任期数（1期5年）×	2,000,000円	1	0

「No. F 在任月数×〇〇円（×支給率）」の内訳

（×率がある場合は最大の支給率を掛けた額）

在任月数×〇〇円（×支給率）	大学	短大
在任月数×20,000円（重任者は30,000円）。1任期（4年）ごとに支給。	1	

「No. G 報酬年額×在任年数×支給率」の内訳

	支給率	大学	短大
退任時報酬年額×在任年数×	0.2～0.25	1	1
報酬年額×在任年数×	0.05×係数（数字記載なし）	2	1

「pp 期間ごとの支給額の累積」の内訳

		法人
退任日報酬月額に在任期間を区分して、その割合を乗じて得た額 1年以上5年未満 報酬月額×在任年数×125/100 5年以上10年未満 報酬月額×在任年数×150/100 10年以上15年未満 報酬月額×在任年数×175/100 15年以上 報酬月額×在任年数×200/100		大
(専任教職員除く) 最終報酬月額× 1年以上4年以下の期間 1年につき 100分の100 5年以上8年以下の期間 1年につき 100分の120 9年以上12年以下の期間 1年につき 100分の130 13年以上の期間 1年につき 100分の150		大
最終報酬月額相当額× 3年以下の期間 1年につき 100/100 3年を超え6年以下の期間 1年につき 125/100 6年を超え9年以下の期間 1年につき 150/100 9年を超える期間 1年につき 175/100		大
退任の日の報酬月額× 1年～4年 1年につき 100分の125 5年～8年 1年につき 100分の150 9年～12年 1年につき 100分の175 13年～16年 1年につき 100分の200 17年～20年 1年につき 100分の225 21年～30年 1年につき 100分の250 31年～40年 1年につき 100分の350 41年以上 1年につき 100分の500		大
(学長以外) 退任時報酬額× 1年以上4年以下の期間 1年につき 100分の125 5年以上8年以下の期間 1年につき 100分の150 9年以上12年以下の期間 1年につき 100分の175 13年以上の期間 1年につき 100分の200		短

「No. J その他」の内訳

	大学	短大
基準額×在任期間×係数	2	

■ 「51-2 No.5 公務員、退職金財団等の規程による」の詳細

	大学	短大
役員報酬月額×公益財団法人私立大学退職金の退職資金交付 業務方法書別表第2の3 従前交付率表に定める在職期間の範囲内。非業務執行理事等 には支給しない。	1	

■ 「51-2 No.8 職員の支給率に基づく、規程を準用、参考」のうち、特記事項

	大学	短大
<p>職員の退職金支給規程を準用する。ただし、基礎額、交付率は次のとおりとする。</p> <p>基礎額：職員理事、非常勤理事及び監事の基礎となる報酬額は役員を退任した日の前日の属する月から起算して、その前1年間の役員としての報酬総額の2分の1に相当する額。</p> <p>交付率：都財団交付率又は私大財団交付率のいずれか高い率の5割増。</p>	1	/
<p>学園の退職手当支給規程に基づく、専任教職員の退職手当算定表の勤務年数に応じた「死亡退職の乗率」と「職務上の死亡退職の乗率」の平均値を退職時の役員報酬月額に乗じた額を支給する。</p>	1	

大学・短期大学法人 役員報酬等に関する調査研究報告書

調査期間 2020年9月～2021年9月

発行日 2022年6月25日

企画編集 公益社団法人私学経営研究会

〒532-0011

大阪市淀川区西中島6丁目11-25 第10新大阪ビル701号

TEL : 06-6795-9969 FAX : 06-6795-9930

E-mail : skk@sikeiken.or.jp

© 公益社団法人 私学経営研究会 2022

この著作物の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

落丁・乱丁はお取替えいたします。